

阿見町議会会議録

令和6年第1回定例会

(令和6年2月21日～3月8日)

阿見町議会

令和6年第1回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	17
◎会期日程	18
◎第1号（2月21日）	21
○出席、欠席議員	21
○出席説明員及び会議書記	21
○議事日程第1号	23
○開 会	25
・ 会議録署名議員の指名	25
・ 会期の決定	25
・ 諸般の報告	26
・ 議員派遣報告	27
・ 議案第6号から議案第17号（上程、説明、質疑、委員会付託）	28
・ 議案第18号から議案第23号（上程、説明、質疑、委員会付託）	31
・ 議案第24号から議案第29号（上程、説明、質疑、委員会付託）	33
・ 議案第30号（上程、説明、質疑、委員会付託）	48
・ 議案第31号（上程、説明、質疑、委員会付託）	49
・ 議案第32号（上程、説明、質疑、討論、採決）	49
・ 議員提出議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	50
○散 会	63
◎第2号（2月22日）	65
○出席、欠席議員	65
○出席説明員及び会議書記	65
○議事日程第2号	67
○一般質問通告事項一覧	68
○開 議	69
・ 一般質問	69
高野 好央	69
紙井 和美	85
海野 隆	90

栗原 宜行	104
・休会の件	117
○散 会	117
◎第3号（2月26日）	119
○出席、欠席議員	119
○出席説明員及び会議書記	119
○議事日程第3号	121
○一般質問通告事項一覧	122
○開 議	123
・一般質問	123
難波千香子	123
川畑 秀慈	139
・休会の件	151
○散 会	151
◎第4号（3月8日）	153
○出席、欠席議員	153
○出席説明員及び会議書記	153
○議事日程第4号	155
○開 議	157
・議案第6号から議案第17号（委員長報告、討論、採決）	157
・議案第18号から議案第23号（委員長報告、討論、採決）	161
・議案第24号から議案第29号（委員長報告、討論、採決）	166
・議案第30号（委員長報告、討論、採決）	169
・議案第31号（委員長報告、討論、採決）	169
・阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙	171
・常任委員会所管事務調査報告	171
・広聴広報特別委員会の報告	175
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務 調査	178
○閉 会	178

第 1 回 定例会

阿見町告示第26号

令和6年第1回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月7日

阿見町長 千葉 繁

- 1 期 日 令和6年2月21日
- 2 場 所 阿見町議会議場

令和6年第1回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	2月21日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	2月22日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4名）
第3日	2月23日	(金)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第4日	2月24日	(土)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第5日	2月25日	(日)	休	会	<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第6日	2月26日	(月)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（2名）
第7日	2月27日	(火)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生教育（議案審査）
第8日	2月28日	(水)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設（議案審査）
第9日	2月29日	(木)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・予算決算特別委員会（総務所管分）

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第10日	3月1日	(金)	午前10時	委員会	・ 予算決算特別委員会（民生教育所管分）
第11日	3月2日	(土)	休 会		・ 議案調査
第12日	3月3日	(日)	休 会		・ 議案調査
第13日	3月4日	(月)	午前10時	委員会	・ 予算決算特別委員会（産業建設所管分）
第14日	3月5日	(火)	休 会		・ 議案調査
第15日	3月6日	(水)	休 会		・ 議案調査
第16日	3月7日	(木)	休 会		・ 議案調査
第17日	3月8日	(金)	午前10時	本会議	・ 委員長報告 ・ 討論 ・ 採決 ・ 閉会

第 1 号

[2 月 21 日]

令和6年第1回阿見町議会定例会会議録（第1号）

令和6年2月21日（第1日）

○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉	繁君
教育長	立原	秀一君
町長公室長	佐藤	哲朗君
総務部長	青山	広美君
町民生活部長	白石	幸也君
保健福祉部長	山崎	洋明君

産業建設部長	井上	稔	君
教育委員会教育部長	飯村	弘一	君
政策企画課長	糸賀	昌士	君
総務課長	石田	栄司	君
財政課長	坂入	紀章	君
管財課長	荒井	孝之	君
生活環境課長	小笠原	浩二	君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	浅野	奉子	君
子ども家庭課長	遠藤	朋子	君
都市計画課長	鶴田	広秋	君
都市整備課長	糸賀	隆之	君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋	大輔	君
上下水道課長	堀越	多美男	君
学校教育課長	山崎	貴之	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳
書記	加藤	佳子

令和6年第1回阿見町議会定例会

議事日程第1号

令和6年2月21日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣報告
- 日程第5 議案第6号 阿見町行政組織条例の一部改正について
- 議案第7号 阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について
- 議案第8号 阿見町監査委員条例の一部改正について
- 議案第9号 阿見町介護保険条例の一部改正について
- 議案第10号 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第11号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第14号 阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 議案第15号 阿見町水道事業給水条例の一部改正について
- 議案第16号 阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第17号 阿見町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第18号 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第19号 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第20号 令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 議案第21号 令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第22号 令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）
- 議案第23号 令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第24号 令和6年度阿見町一般会計予算

- 議案第 25 号 令和 6 年度阿見町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 26 号 令和 6 年度阿見町介護保険特別会計予算
- 議案第 27 号 令和 6 年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 28 号 令和 6 年度阿見町水道事業会計予算
- 議案第 29 号 令和 6 年度阿見町下水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第 30 号 都再第 1 - 1 号中央八丁目地内排水路整備工事請負変更契約について
- 日程第 9 議案第 31 号 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）
- 日程第 10 議案第 32 号 牛久市・阿見町斎場組合規約の変更について
- 日程第 11 議員提出議案第 1 号 阿見町ハラスメント防止条例の制定について

午前10時00分開会

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年第1回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（平岡博君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

15番 紙井和美君

16番 柴原成一君

を指名します。

会期の決定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、去る2月13日、議会運営委員会が開かれ、協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷充君） おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

令和6年第1回定例会につきまして、去る2月13日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は6名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から3月8日までの17日間で、日程につきましては、本日、本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、2月22日は午前10時から本会議で一般質問、4名。

3日目から5日目までは休会で議案調査。

6 日目、2 月 26 日は午前 10 時から本会議で一般質問、2 名。

7 日目、2 月 27 日は委員会で、午前 10 時から総務常任委員会、午後 2 時から民生教育常任委員会。

8 日目、2 月 28 日は委員会で、午前 10 時から産業建設常任委員会。

9 日目、2 月 29 日は委員会で、午前 10 時から予算決算特別委員会、総務所管分。

10 日目、3 月 1 日は委員会で、午前 10 時から予算決算特別委員会、民生教育所管分。

11 日目から 12 日目までは休会で議案調査。

13 日目、3 月 4 日は委員会で、午前 10 時から予算決算特別委員会、産業建設所管分。

14 日目から 16 日目までは休会で議案調査。

17 日目、3 月 8 日は最終日となりますが、午前 10 時から本会議で、委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会としましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

議員各位の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（平岡博君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から 3 月 8 日までの 17 日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から 3 月 8 日までの 17 日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第 6 号から議案第 32 号のほか、議員提出議案第 1 号、以上 28 件であります。

次に、本日まで受理した陳情等は、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情の 1 件です。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、監査委員から、令和 6 年 1 月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので報告します。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第 121 条第 1 項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、令和5年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、2月16日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議員派遣報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、閉会中に行われました議員派遣報告を行います。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、議長において決定した議員派遣報告を行います。

副議長川畑秀慈君、登壇願います。

〔副議長川畑秀慈君登壇〕

○副議長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命により議員派遣報告をさせていただきます。

去る2月9日、水戸プラザホテルにおいて令和5年度町村議会議員自治研究会が開催され、県内10町村、約130名の議員や議会職員が参加しました。阿見町からは平岡議長をはじめ議員4名、議会事務局から2名、合計6名で研究会に参加いたしました。

茨城県町村議会議長会会長の大洗町飯田議長の主催者挨拶の後、「今後の政局・政治展望」をテーマに、ジャーナリスト・ニュースキャスターの星浩先生の講演がありました。

星先生は、1955年福島県に生まれ、東京大学教養学部を御卒業後、朝日新聞社に入社され、東京本社政治部記者として首相官邸などを担当、その後、ワシントンDC特派員を経て、政治担当編集委員、東京本社オピニオン編集長、特別編集委員等を歴任された後、TBS「NEWS 23」メインキャスターに就任。現在はコメンテーターとして、テレビ局のニュース番組に出演されるほか、政治に関する書籍を出版されるなど文筆業でも御活躍されております。

当日は、日本の今の政治状況との関係で、能登半島地震への対応、派閥パーティー裏金問題の背景、世界から見た日本経済とIT化の課題、少子化対策についての財源面での対応策、今年行われる各国の選挙の状況、そして衆議院解散の見込みと、これまでの御自身の経験を踏まえたお話をいただきました。

かいつまんで紹介しますと、派閥パーティー裏金問題は、先日あった前橋市市長選挙の結果にも大きく影響を与えていること。アベノミクスはカンフル剤のようなもので、短期で行うべきところを長期に行ってしまったことで、日本経済が世界から取り残されてしまったこと。経

済のみならず、暮らしの中のIT化も日本は周回遅れとなっていること。少子化対策には株式投資関係の税率を上げる富裕層増税を行うべきであること。今年台湾、ロシア、韓国、アメリカと選挙があるが、特にアメリカ大統領選挙が世界にとって重要であること。衆議院の解散総選挙は、4月28日の衆議院補欠選挙、6月の国会会期末、9月の自民党総裁選挙後あたりがタイミングとなり得ること。このようなお話がありました。

講演の最後は、「教育分野にお金をかけていかないと、国全体のレベルアップ、底上げには至りません。皆さんの御奮闘にも御期待申し上げます」という言葉で締めくくられました。

この講演を通し、政治が主権者から信頼されることの大切さを再認識した大変有意義な講演でした。

以上で議員派遣報告を終わります。

○議長（平岡博君） 以上で議員派遣報告を終わります。

議案第6号	阿見町行政組織条例の一部改正について
議案第7号	阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について
議案第8号	阿見町監査委員条例の一部改正について
議案第9号	阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第10号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第11号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第12号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第13号	阿見町町営住宅管理条例の一部改正について
議案第14号	阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
議案第15号	阿見町水道事業給水条例の一部改正について
議案第16号	阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第17号	阿見町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、議案第6号から議案第17号までの12件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第1回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第6号から議案第17号までの条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案第6号の阿見町行政組織条例の一部改正について申し上げます。

本案は、社会状況の変化や町民ニーズに対応し、住民サービスのさらなる向上を目指すため、組織機構の一部見直しを行うものであります。具体的には、組織や業務の適正化・効率化に関する施策の推進体制を構築するため、情報政策及び行政改革に関する事務分掌を、総務部から町長公室へ変更するものであります。

議案第7号の阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について申し上げます。

議案第6号で御説明しました阿見町行政組織条例の一部改正に伴い、委員会の庶務を変更するとともに、町の他の委員会設置条例と表記の統一を図るものであります。

議案第8号の阿見町監査委員条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地方自治法の改正に伴い、本条例において引用しているそれぞれの条に条ずれが生じることから、引用条文の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号の阿見町介護保険条例の一部改正について申し上げます。

本案は、介護保険法第117条第1項の規定に基づく、阿見町長寿福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料率について、所要の改正を行うものであります。

議案第10号の阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準府令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

阿見町荒川本郷地区中心エリア事業化検討事業プロポーザル選定委員会につきましては、附属機関の新設に伴い、当該附属機関の追加を行うものであります。

議案第12号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

議案第11号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴い、阿見町荒川本郷地区中心エリア事業化検討事業プロポーザル選定委員会委員を別表に追加するものであります。

議案第13号の阿見町町営住宅管理条例の一部改正について申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、本条例において引用しているそれぞれの条に条ずれが生じることから、引用条文の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号の阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について申し上げます。

本案は、工場立地法に関わる特例措置を適用するため、適用要件である基本計画の変更に伴い、所要の改正を行うものであります。改正の内容は、次期基本計画の計画期間に合わせて、本条例の有効期間を令和11年3月31日まで延長するものであります。

議案第15号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

本案は、水道事業の所管の一部を厚生労働省から国土交通省に移管する水道法の改正に伴い、本条例の所管省庁について所要の改正を行うものであります。

議案第16号、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、本条例第3条で規定する給水人口及び1日最大給水量の値を超過したことから、規定値の改正を行うものであります。また、第9条では、地方自治法の一部改正に伴い、引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第17号、阿見町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条文に条ずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案12件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号から議案第17号までについては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月8日の本会議において、審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第18号	令和5年度阿見町一般会計補正予算（第8号）
議案第19号	令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第20号	令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）
議案第21号	令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第22号	令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）
議案第23号	令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、議案第18号から議案第23号までの6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第18号から議案第23号までの、令和5年度一般会計ほか5件の補正予算について提案理由を申し上げます。

議案第18号、一般会計補正予算は、既定の予算額から7億6,853万3,000円を減額し、197億1,828万7,000円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものから申し上げます。

第1款町税で、荒川本郷地区及び阿見吉原地区の開発に係る家屋・償却資産の増などにより固定資産税を増額。

第20款繰入金で、財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

第2款総務費では、職員管理費で、退職予定者の増により退職手当特別負担金を増額。

第3款民生費では、障害者福祉費で、実績見込みにより、障害児給付費を増額。

第6款商工費では、商工業振興費で、交付額の確定により阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業の奨励金を増額。

このほか、全般的に事業費の確定等による減額を行っております。

第2表、繰越明許費補正は、戸籍事務費ほか13件について、年度内に事業完了とならないため、翌年度に繰り越すものであります。

第3表、地方債補正は、事業費の確定等により、防災行政無線整備事業ほか8件について、限度額を変更するものであります。

議案第19号、国民健康保険特別会計補正予算は、既定の予算額から483万6,000円を減額し、49億2,885万6,000円とするものであります。

主な内容は、時間外勤務手当や電算システムに係る契約差金を減額するものです。

議案第20号、介護保険特別会計補正予算は、既定の予算額から205万2,000円を減額し、38億562万8,000円とするものであります。

主な内容は、歳入で介護保険料を、歳出で会計年度任用職員人件費を、それぞれ実績見込みにより減額するものです。

議案第21号、後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の予算額に3,576万6,000円を追加し、11億7,223万5,000円とするものであります。

主な内容は、歳入の後期高齢者医療保険料の増に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料納付金を増額するものです。

議案第22号、阿見町水道事業会計補正予算は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出について896万円を減額、第4条に定めた資本的支出について3,080万円を減額するものであります。

主な内容は、収益的支出で営業費用の修繕費を減額、資本的支出で建設改良費の委託料を減額するものです。

議案第23号、阿見町下水道事業会計補正予算は、下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収支について、それぞれ5万7,000円を増額するものであります。

その内容は、会計年度任用職員報酬等を増額し、それに伴い他会計補助金を増額するものです。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第23号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月8日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いします。

議案第24号	令和6年度阿見町一般会計予算
議案第25号	令和6年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第26号	令和6年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第27号	令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号	令和6年度阿見町水道事業会計予算
議案第29号	令和6年度阿見町下水道事業会計予算

○議長（平岡博君） 次に、日程第7、議案第24号から議案第29号までの6件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） まず初めに、予算の提案に先立ち、令和6年度の町政運営につきまして、所信の一端と主な施策の概要を申し上げます。

今般の石川県能登地方を震源とする大規模な地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。また、被災者の救済と被災地の復興支援のため御尽力されている方々に深く敬意を表します。多くの方が今なお不自由な生活を強いられ、不安な日々を過ごされていることに、胸を締めつけられる思いです。被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、これまで3年余りにわたって、町民生活や地域経済に大きな影響を与えてきたコロナ禍が収束しつつある中、国際情勢の混乱を要因としたエネルギー価格の上昇をはじめとした物価高騰と円安の進行は、いまだに大きな影響を与えています。その一方で、政府は、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げと脱炭素やデジタル化などへの投資拡大によって、消費と投資の循環につなげる動きを生み出すことで、社会を新しい段階へと進めよ

うとしています。

こうした中、本町においては、大変喜ばしいことに、昨年10月30日に常住人口が初めて5万人を突破いたしました。全国の多くの自治体の人口が減少する中であって、本町の人口の増加が続いている理由としては、18歳までの医療費無料化などの子育て世代を支援する施策を積極的に進めてきたこと、また、荒川本郷地区をはじめとした良好な住環境の創出を着実に進めてきたことで、若い世代を中心とした転入が増加していることが挙げられます。

さらには、町民参画と自治意識の向上を図りながら、町民の声を第一に、町民の皆様とともに地域力の向上に取り組んできたことも、その成果の一因として現れてきているのではないかと考えております。

昨年はコロナ禍で中止となっていた「まい・あみ・まつり」を4年ぶりに開催することができ、初めての試みとなるグルメフェスを同時に実施したことなどにより、2日間で約6万3,000人もの観客が訪れ、コロナ禍前以上のにぎわいとなって戻ってまいりました。改めまして実行委員会の皆様をはじめ、御協力いただいた多くの関係者の皆様の御尽力に感謝申し上げます。

また、4月には実穀ふれあいセンターが開館し、ふれあい地区館まつりをはじめとした様々な行事が開催され、小学校の廃校とコロナ禍によって希薄になりかけた地域のにぎわいとコミュニティの輪が戻ってきました。

9月に開講した「あみ未来塾」では、第1期生となる30名の塾生がまちづくりについて学んでいます。さらには、約17年ぶりに復活した高校生会では意欲ある学生の皆さんが積極的に活動してくれています。こうした若者が参画した取組は、まちの未来にとっても大切な役割を果たすと考えています。

そして、11月に阿見町は「SDGs日本モデル宣言」に賛同しました。令和6年度から始まる第7次総合計画では、新しい段階へと歩み始めた社会への対応、市制を見据えた取組を、SDGsを原動力として力強く推進していくことにより、「住んでいる人の心はまちへの想いであふれ 誰にとっても自慢のまち、みんなが誇りを持って住みたい、住み続けたいまち」になっているようにとの想いを込め、「地域力が強く誰もが幸せに暮らせるまち」を10年後のまちの姿としました。

若い世代が安心して子育てができ、阿見町で生まれ育った子供たちが「ふるさと」への想いと誇りを持って将来にわたって住み続けてくれる、こうした好循環が、これからの持続可能なまちづくりには不可欠だと感じています。

それでは、令和6年度に実施する主な施策につきまして、第7次総合計画の前期基本計画全体をリードしていく政策目標である「5万人都市にふさわしいまちづくり」を力強く推進する

ための3つのリーディングプロジェクト「若者・子育て世代に選ばれる5万人都市プロジェクト」「暮らし続けることのできる持続可能な都市プロジェクト」「人とまちへの誇り・愛着が育つ共生都市プロジェクト」に関する施策を中心に、その概要を御説明いたします。

初めに、1つ目のリーディングプロジェクトである、「若者・子育て世代に選ばれる5万人都市プロジェクト」についてであります。

妊娠から出産・子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援、子育てと仕事が両立できる環境づくり、職住近接によるワーク・ライフ・バランスの実現など、安心して子供を産み育てることができ、次世代を担う若者に選ばれる取組を推進してまいります。

そのための「子どもの成長に合わせた子育て支援の充実」を推進する取組としましては、子育て世代の交流の場となる（仮称）子育て支援総合センターの建設準備を進めております。これは、中郷保育所敷地内にある地域子育て支援センターが手狭になったことに加え、子育て支援をさらに充実させ、子育ての拠点となる施設として整備するもので、令和6年度に設計を行い、令和7年度の完成に向け準備を行ってまいります。

さらに、妊産婦への新たな支援として、出産や通院時のタクシー料金の負担軽減を行い、妊産婦が適切に通院し、安心して出産に臨むことができるよう支援をしてまいります。

また、既存の公立保育所の施設の長寿命化を図るため、二区保育所・二区児童館の給排水設備改修、南平台保育所空調改修等工事を行い、子供たちにとって快適な施設となるよう老朽化対策を効率的・効果的に進めてまいります。

「誰もが自分らしく、安心して学べる多様な学びの環境の充実」としましては、本郷小学校区の人口増に対応するために、本郷小学校放課後児童クラブの建設及び本郷小学校の校舎の増築を進め、放課後児童クラブでは受入れ可能人数を80人増やすことで、今後の人口増にも対応でき、共働きの御家庭も安心して児童を預けられる体制を整備してまいります。

また、朝日中学校では長寿命化改修工事に併せて、エレベーターを設置することにより、小中学校それぞれ1校にエレベーターが設置されることとなります。障害のある児童生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化を進めてまいります。

不登校対策についても、現在中学校のみに配置している不登校対策指導員を小学校2校へ新たに配置し、校内フリースクールを運営するとともに教育相談センターやすらぎの園と連携して不登校児童生徒へのさらなる支援につなげてまいります。

学校プールについては、全校において修繕が必要な状況であったため、その中でも軽微な修繕で済む阿見小、第一小、阿見中の小学生用プールを修繕して小学生が使用し、中学校の生徒は、民間のプール施設までバスで移動することで水泳授業時間を確保してまいります。

「市制を見据えた組織体制の構築」としましては、令和6年度に市制施行準備室を立ち上げ、市制施行に必要な組織と人員体制の整理を進め、円滑な市制施行が行われるよう準備を進めてまいります。また、市制施行に向けた機運醸成のため広報やホームページでの周知に加え、町民意向調査を実施してまいります。

新たにスタートする第7次総合計画の推進については、前期基本計画に位置づけた施策を着実に推進するとともに、市にふさわしい組織体制の見直しや行政経営の効率化を進めてまいります。そのためには、職員の人材育成に力を注ぎ、時間外勤務の削減、年次有給休暇の取得促進、男性職員の育児休業の完全取得など、働き方改革に合わせ、職員自らが自己を研さんでできる職場づくりを進めてまいります。

続いて、「暮らし続けることのできる持続可能な都市プロジェクト」についてであります。

これまで進めてきた協働の取組の深化を図りながら、地域福祉や防災・防犯対策の充実、地球環境保全の推進など、住み慣れた地域の安全性と住みやすさが向上し、お互いを思いやり、支え合いながら安心して暮らせる取組を推進してまいります。

そのための「協働によるまちづくり」としましては、町民討議会、地域予算、あみ未来塾、高校生会などに参加した町民自らが、まちづくりの中心的な担い手として活躍できる機会の充実を図り、第7次総合計画の基本理念である「みんなでつくる共生のまち」が根づく取組を推進してまいります。

「支援を必要とするすべての人が地域の中で安心して暮らすことができるまちづくり」としましては、高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、単身高齢者や障害がある方等で、ごみ集積所までごみを出すことが困難な方にごみ出し支援を実施し、高齢者等の生活の質の向上や見守りを行い、高齢者等が安心して日常生活を送れるための支援の充実を図ってまいります。

また、地域における障害者の相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターを設置し、障害者の相談支援及び成年後見制度や権利擁護に関することなど、様々な相談支援を実施することで、障害のある方やその御家族の支援の充実を図ってまいります。

そのほかにも、町民体育館の大規模改修と空調を完備し、熱中症対策など、施設としての安全性と快適性を高めてまいります。

「誰もが安心して暮らせるまちづくり」としましては、地域における防災力の向上を図るため、全ての行政区において地区防災計画の策定を進め、安否確認ができる体制を構築するとともに、日頃の防災対策等の情報発信を強化し、町民一人ひとりの防災意識を高める取組を進めてまいります。

また、雑紙回収袋を全世帯に配布し、資源ごみである紙類の回収量を増加させ、ゼロカーボンシティの推進において、特に重要なごみの減量化を全町的な取組として推進してまいります。

併せて食品ロス対策の強化を図るため、普及啓発活動や各種団体と協力した取組を進めてまいります。

「利用者の視点に立った行政サービスのさらなる充実」としましては、町民の皆様の利便性を向上させるため、住民票の交付手数料や予科練平和記念館の入館料などの支払いにキャッシュレス決済を導入いたします。

また、昨年より実施しているBPRやAI-OCRの本格導入により、行政のデジタル化の推進と業務の効率化を図ってまいります。

最後に、「人とまちへの誇り・愛着が育つ共生都市プロジェクト」についてであります。

多世代交流など人々が地域とつながり、地域力が高まる取組を推進するとともに、世代を超えて守り培われてきた貴重な自然・風土、予科練をはじめとした歴史・文化の魅力を内外に積極的に発信していくことで、まちへの誇りと愛着、平和への想いを育み、誰もが社会に参画し活躍できる取組を進めてまいります。

そのための「自然と文化を守り育て、活かすまちづくり」としましては、発刊から40年が経過している阿見町史について、新たに判明した史実等を踏まえた編さん作業を開始してまいります。また、阿見町固有の伝統芸能を継承するため、記録映像の撮影を行い、公開することにより、次世代への継承を図ってまいります。

「魅力的な観光の振興」としましては、ナショナルサイクルルートにも指定されているつくば霞ヶ浦りんりんロードについて、阿見町区間の安全性の向上と、サイクリストを呼び込む観光振興施策に取り組むため、国土交通省が実施する武器学校湖岸の堤防整備と合わせ、花室川河口を横断する橋梁を建設するための設計を進めてまいります。

「シティプロモーション・広聴のさらなる充実」としましては、効果的な広報・シティプロモーション活動を推進し、町の魅力を内外に発信するための、広報・シティプロモーション戦略を策定してまいります。まちの認知度向上や、まちへの誇り・愛着を育み、定住人口や交流人口の拡大を図ってまいります。

また、予科練平和記念館は令和7年2月に開館15周年を迎えます。コロナ禍で休館せざるを得ない状況もありましたが、命の尊さや平和の大切さを考える施設として町内外から多くの方が訪れています。開館15周年事業として、予科練習生と同じく土浦海軍航空隊で訓練を行っていた予備学生にスポットを当てた展示を行い、その節目とするとともに、展示のさらなる充実を図ってまいります。

SDGsの推進としましては、誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会の実現を目指し、昨年の「SDGs日本モデル宣言」を第7次総合計画推進の原動力として、全町を挙げた取組として目標達成に貢献してまいります。

以上、令和6年度の町政運営の所信の一端と主な施策の概要を申し上げます。

本町は、令和7年の国勢調査の結果で人口5万人を超えると単独で市となるための人口要件を満たすことになり、最短では令和8年度中の市制施行の可能性があります。

町民の皆様の命と暮らしを守る災害に強いまちづくり、未来を見据えた笑顔と活力があふれるまちづくりを力強く推進するとともに、その原動力となる人財育成にも力を入れ、市にふさわしい「地域力が強く誰もが幸せに暮らせるまち」の実現に向け、私はもとより、全職員が一丸となって取り組んでまいります。

議員各位並びに町民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げ、令和6年度の施政方針といたします。

それでは、議案第24号から議案第29号までの令和6年度一般会計ほか5件の予算について、概要を申し上げます。

議案第24号、一般会計予算は、211億4,400万円で、12.3%の増。

議案第25号、国民健康保険特別会計予算は、50億円で、1.8%の増。

議案第26号、介護保険特別会計予算は、40億円で、9.8%の増。

議案第27号、後期高齢者医療特別会計予算は、12億2,100万円で、7.5%の増。

議案第28号、水道事業会計予算は、19億3,200万円で、3.9%の増。

議案第29号、下水道事業会計予算は、28億3,500万円で、3.8%の増となっております。

以上、当初予算の概要について申し上げますが、詳細につきましては担当部長が説明をいたしますので、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、担当部長から議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第24号についての説明を求めます。

総務部長青山広美君。

○総務部長（青山広美君） それでは、議案第24号、令和6年度阿見町一般会計予算の主な内容につきまして御説明いたします。

一般会計予算書の歳入歳出事項別明細書により、その主な内容を申し上げます。

11ページを御覧ください。

まず、歳入であります。

第1款町税から御説明いたします。第1項町民税は第1目個人町民税で3.3%の増、第2目法人町民税で3.2%の増、町民税全体では3.3%の増額計上。

第2項固定資産税は、02家屋で4.3%の増、03償却資産で15.1%の増、固定資産税全体では6%の増額計上。

町税全体では4.7%の増額計上となっております。

次に、14ページ上段を御覧ください。

第12款地方交付税は、01普通交付税が基準財政需要額の増などにより16.9%の増、地方交付税全体では14.9%の増額計上となっております。

次に、16ページ、下段からの第16款国庫支出金は、17ページ中段、第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金第2節児童福祉費補助金の10放課後児童クラブ整備費補助金の皆増などにより、12.9%の増額計上。

次に、18ページ、下段からの第17款県支出金は、20ページ上段、第2項県補助金第2目民生費県補助金第3節児童福祉費補助金の15放課後児童クラブ整備費補助金の皆増などにより、13.2%の増額計上。

次に、21ページ、中段からの第18款財産収入は、第2項財産売払収入第1目不動産売払収入第1節土地売払代金で、荒川本郷地区町有地の売却代金の減などにより、69.1%の減額計上となっております。

次に、22ページ、中段からの第20款繰入金は、第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金の増などにより、41.6%の増額計上。

23ページ、中段からの第22款諸収入は、25ページ、第4項雑入第8節教育費雑入の、26ページ、32スポーツ振興くじ助成金の皆増などにより、27.3%の増額計上。

次に、26ページ、中段からの第23款町債は、27ページ、第7目教育債の05公民館整備事業債の増などにより、115.5%の増額計上となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

第2款総務費について申し上げます。

35ページ、第1項総務管理費第3目職員管理費の0305会計年度任用職員関係経費で、会計年度任用職員共済費用負担金の増などにより、56.2%の増額計上。

50ページ、第9目電子計算費の1112行政情報ネットワーク運営事業で、電算システムの契約更改などにより、63.9%の増額計上。

総務費全体では、12.5%の増額計上となっております。

次に、第3款民生費について申し上げます。

87ページ、第1項社会福祉費第3目障害者福祉費の1141障害者介護給付事業で、事業所及び利用者の増などにより、14.4%の増額計上。

続けて、1142障害者訓練等給付事業で、同じく事業所及び利用者の増などにより、19%の増額計上。

次に、101ページ、第2項児童福祉費第4目保育所費の1112保育所維持管理費で、二区保育

所の給排水改修工事、南平台保育所の空調改修工事などにより、310.4%の増額計上。

106ページ、第5目児童館費の1119放課後児童施設整備事業で、本郷小学校の放課後児童クラブ室の移設に係る放課後児童施設建設工事の皆増などにより、3,697.7%の増額計上。

民生費全体では16.8%の増額計上となっております。

次に、第4款衛生費について申し上げます。

111ページ、第1項保健衛生費第2目予防費で、新型コロナウイルスワクチンの定期接種化により予防接種事業に移行したことから、新型コロナウイルスワクチン接種事業を皆減。

117ページ、第2項清掃費第2目塵芥処理費の1112霞クリーンセンター維持管理費で、維持補修工事の減などにより、7.8%の減額計上。

衛生費全体では、5.3%の減額計上となっております。

次に、第5款農林水産業費について申し上げます。

130ページ、第1項農業費第3目農業振興費の1139ふれあいの森管理事業で、トイレ設置工事の実施により、158.8%の増額計上。

農林水産業費全体では、8.8%の増額計上となっております。

次に、第6款商工費について申し上げます。

137ページ、第1項商工費第2目商工業振興費の1112阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業で、奨励金対象企業の減などにより、46.4%の減額計上。

139ページ、第3目観光費の1121ふるさと納税事業で、ふるさと応援寄附金の減に伴う事務費の減などにより、43.4%の減額計上。

商工費全体では、27.7%の減額計上となっております。

次に、第7款土木費について申し上げます。

150ページ、第4項都市計画費第3目公園費の1123公園緑地整備事業で、曙地区公園整備工事の減などにより、97.5%の減額計上。

151ページ、第4目都市排水路費の1111都市排水路整備事業で、排水路工事の減などにより、96.6%の減額計上。

154ページ、第5項住宅費第1目住宅管理費の1112住宅維持管理事業で、町営住宅改修工事の増などにより、230.3%の増額計上。

土木費全体では5.4%の減額計上となっております。

次に、第8款消防費について申し上げます。

155ページ、第1項消防費第1目常備消防費の1114常備消防事業で、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防費分賦金の増などにより、5.9%の増額計上。

消防費全体では、6.6%の増額計上となっております。

次に、第9款教育費について申し上げます。

172ページ、第2項小学校費第1目学校管理費の1122小学校施設整備事業で、屋内運動場トイレ改修工事の皆増などにより、173.9%の増額計上。

180ページ、第3項中学校費第1目学校管理費の1117中学校施設整備事業で、朝日中学校長寿命化改修工事の増などにより、43.2%の増額計上。

次に、192ページ、第4項社会教育費第3目公民館費の1113中央公民館維持管理費で、公民館改修工事の皆増などにより、797.5%の増額計上。

飛びまして、219ページ、第5項保健体育費第2目体育施設費の1112町民体育館維持管理事業で、体育施設改修工事の皆増などにより、1,529.8%の増額計上。

教育費全体では、55.8%の増額計上となっております。

次に、224ページの第11款公債費は、第1目元金が1.3%の減額計上、第2目利子が2.1%の増額計上。

公債費全体では、1.2%の減額計上となっております。

第12款諸支出金は、224ページの第2目公共公益施設整備基金費の減などにより、諸支出金全体で、68.4%の減額計上となっております。

以上で令和6年度一般会計予算の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平岡博君） 次に、議案第25号についての説明を求めます。

保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） 議案第25号、令和6年度阿見町国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。

令和6年度の予算総額は50億円で、前年度と比較しまして1.8%の増額となっております。

これは、歳入歳出とも、国保税調定、保険給付費、事業費納付金など、数年次の実績内容や制度改正に伴う変更など、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

7ページを御覧ください。

第1款国民健康保険税は、前年度と比較しまして、一般被保険者で1.4%の減額、退職被保険者で3.6%の減額、合計1.4%の減額となっております。これは、国保被保険者の加入状況や被保険者の所得の状況等を勘案し、軽減額等を考慮した結果、現状での徴収見込額を計上したものであります。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも、現在の賦課状況により見込額を計上したものであります。

8ページ、第4款県支出金第1項県補助金第1目保険給付費等交付金につきまして、普通交

付金は、保険給付に係る必要額を全額県から交付されるもので、1.9%の増額となっております。特別交付金は、市町村の特別な事情がある場合に考慮して交付されるもので、前年度と比較しまして7.1%の増額となっております。第2項財政安定化基金交付金につきましては科目計上となります。

第6款繰入金につきましては、前年度と比較しまして2.4%の減額計上となっております。一般会計からの繰入れの主なものとしましては、保険基盤安定、職員給与費等及びその他繰入れとして、保健事業費経費などとなっております。

10ページ、第9款町債第1項財政安定化基金貸付金につきましては、科目計上となります。次に、歳出の主な項目につきまして御説明いたします。

11ページを御覧ください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務費などに係る経費を計上しているもので、前年度と比較しまして2.2%の減額となっております。

14ページ、第2款保険給付費につきましては、近年の被保険者の加入状況や医療費歳出状況などを勘案して計上し、一般及び退職療養給付費並びに高額療養費や出産育児一時金などに対処するもので、1.7%の増額となっております。

17ページ、第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、前年度と比較しまして2.4%の増額となっております。第4項退職被保険者等分は、過年度分の精算のためのものであります。

19ページ、第4款保健事業費につきましては、人間ドックなどによる疾病予防対策、医療費抑制・制度啓発のための諸経費や、特定健康診査等事業費として健康診査委託料などを計上していますが、第3期データヘルス計画書に基づき、データを活用して各保健事業を実施していくもので、前年度と比較しまして0.5%の増額計上となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平岡博君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第26号についての説明を求めます。

保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） それでは、議案第26号、令和6年度阿見町介護保険特別会計

予算について御説明いたします。

予算書の1ページを御覧ください。

令和6年度介護保険特別会計の予算総額は40億円で、前年と比較しまして9.8%の増となっております。増額の理由としましては、高齢化の進展に伴い第1号被保険者数及び介護認定者数が増加していることから、介護保険サービスの利用実績により、介護保険給付費を増額計上したことによるものであります。

歳出の93.8%を占めている保険給付費の財源につきましては、40歳以上の方が納める保険料で50%、国・県・町の公費で50%を負担しております。また、保険料割合50%のうち、65歳以上の第1号被保険者の負担割合は23%、40歳から64歳までの第2号被保険者の負担割合は27%となっております。

主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

8ページを御覧ください。

まず、第1款保険料では、来年度より介護保険料を改定する予定でありますが、令和6年度予算においては前年度と同程度の額を計上しております。

第3款国庫支出金では、保険給付に要する費用の20%を国の法定負担分とする介護給付費負担金及び調整交付金、並びに地域支援事業交付金等において、保険給付費及び地域支援事業費の増により全体で10.3%の増額計上。

9ページ、第4款支払基金交付金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費に係る27%分が社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前年度と比較しまして10%の増額計上。

第5款県支出金では、保険給付費及び地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%、及び地域支援事業の包括的支援事業・任意事業費の19.25%が県の法定負担分であり、前年度と比較しまして9.7%の増額計上。

10ページ、第7款繰入金の第1項一般会計繰入金では、町の法定負担分12.5%の介護給付費繰入金及び地域支援事業繰入金、保険料を充当することのできない事務費等一般会計繰入金、低所得者支援として国・県・町が負担する軽減負担金の合計で8.2%の増額計上。

11ページ、第2項基金繰入金では、歳出に対し歳入が不足することから、これまで積み立てておりました介護給付費準備基金より繰入金を計上しております。

次に、歳出の主な項目について御説明いたします。

12ページを御覧ください。

第1款総務費の第1項総務管理費では、職員給与関係経費及び介護保険事務に要する経費を計上しているもので、前年度と比較しまして1.8%の増額計上。

13ページから14ページの第2項徴収費では、保険料の賦課徴収に係る経費を計上しているもので、3.4%の増額計上。

14ページから15ページの第3項介護認定審査会費では、介護認定審査会及び認定調査などに要する経費を計上しているもので、22.8%の増額計上。

次に、第2款保険給付費ですが、16ページから18ページの第1項介護サービス等諸費では、冒頭に申しあげましたように、介護サービスの利用実績により、増額計上している保険給付がございます。

主なサービスでは、居宅介護サービス給付費が10.4%の増、地域密着型介護サービス給付費が1.1%の増、施設介護サービス給付費が8%の増、居宅介護サービス計画給付費が7.7%の増額となり、全体で9.3%の増額計上となっております。

18ページから19ページの第2項介護予防サービス等諸費では、介護予防サービス給付費が21%の増、地域密着型介護予防サービス給付費が1,114.6%の増、介護予防福祉用具購入費が138%の増、介護予防住宅改修費が86.2%の増、介護予防サービス計画給付費が25.5%の増額となり、全体で31.6%の増額計上となっております。

20ページ、第4項高額介護サービス等費では、18.3%の増額計上。

第5項高額医療合算介護サービス等費においては、1%の減額計上。

21ページ、第6項特定入所者介護サービス等費では、施設サービス利用者の居住費及び食費の負担が、低所得者にとって過重な負担とならないよう負担限度額を設け、その差額について公費負担するもので、2.1%の増額計上となっております。

22ページからの第4款地域支援事業費につきましては、第1項介護・予防生活支援サービス事業費は、要支援及び事業対象者へ訪問型・通所型サービスを提供するもので、39.7%の増額計上となっております。

23ページから24ページの第2項一般介護予防事業費は、高齢者の介護予防に取り組む費用を計上し、1.6%の増額となっております。

24ページから27ページの第3項包括的支援事業・任意事業では11%の増額。地域支援事業費全体では、22.4%の増額計上となっております。

歳出全体では、9.8%の増額となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平岡博君） 次に、議案第27号についての説明を求めます。

保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） 続きまして、議案第27号、令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。

予算書1ページを御覧ください。

令和6年度の予算総額は12億2,100万円で、前年度と比較しまして、7.5%の増となっております。これは、歳入・歳出とも前年度の実績内容などから、それぞれに勘案計上を行ったものであります。

それでは、主な項目につきまして、歳入から御説明いたします。

6ページを御覧ください。

第1款保険料につきましては、前年度と比較しまして12.2%の増額計上となっております。

第3款繰入金につきましては、職員給与費等、事務費等、保険料軽減に係る保険基盤安定、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分を一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較しまして5.2%の増額計上となっております。

次に、歳出の主な項目につきまして御説明いたします。

8ページを御覧ください。

第1款総務費につきましては、職員給与関係経費や事務に係る経費を計上しているもので、前年度と比較して13.3%の増額計上となっております。

9ページ、第2款納付金につきましては、町が徴収した保険料、保険料軽減に係る保険基盤安定分、広域連合事務費及び療養給付費等に係る町負担分などを茨城県後期高齢者医療広域連合に納付するもので、前年度と比較しまして8.7%の増額計上となっております。

11ページ、保健事業費につきましては、令和6年度より消費税の関係で一般会計に移行しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（平岡博君） 次に、議案第28号についての説明を求めます。

産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） それでは、議案第28号、令和6年度阿見町水道事業会計予算について御説明いたします。

阿見町公営企業会計予算書の1ページを御覧ください。

第2条業務の予定量につきましては、（1）給水戸数を1万9,900戸、（2）年間総給水量を473万6,000立方メートルと見込んでおります。

また、（4）主要な建設改良事業につきましては、6億3,835万4,000円となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款水道事業収益が前年度比3.8%減の13億3,838万2,000円となっております。

なお、第1項の営業収益につきましては、主な収入は給水収益であり、前年度比4.7%減の

11億2,609万8,000円となっております。

支出の予定額につきましては、第1款水道事業費用が前年度比1.4%減の11億9,219万2,000円となっております。

第1項営業費用の主な支出としましては、県企業局に支払う受水費及び減価償却費であり、前年度比2.3%減の11億6,324万6,000円となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款資本的収入で、前年度比31.1%増の2億8,977万3,000円となっており、主な収入は、加入分担金、工事負担金、企業債であります。

支出の予定額につきましては、第1款資本的支出で、前年度比13.8%増の7億3,991万9,000円となっており、主な支出としましては、建設改良費の配水施設拡張費、配水施設改良費及び企業債償還金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填してまいります。

最後に、2ページを御覧ください。

第7条、議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費の3,243万9,000円となっております。

以上で、令和6年度阿見町水道事業会計予算の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（平岡博君） 次に、議案第29号についての説明を求めます。

産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） 続きまして、議案第29号、令和6年度阿見町下水道事業会計予算につきまして御説明させていただきます。

阿見町公営企業会計予算書の22ページを御覧ください。

第2条業務の予定量につきましては、1、公共下水道事業、（1）水洗化戸数を1万7,130戸、（2）年間排水量を750万立方メートルと見込んでおります。また、（4）主要な建設改良事業につきましては6億1,700万円となっております。

次に2、農業集落排水事業、（1）水洗化戸数を585戸、（2）年間処理水量を16万4,700立方メートルと見込んでおります。また、（4）主要な建設改良事業につきましては、170万5,000円となっております。

次に、第3条の収益的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款下水道事業収益で前年度比0.7%増の18億1,510万

6,000円となっております。なお、第1項営業収益につきましては、主な収入は下水道使用料であり、前年度比7.3%増の10億7,885万9,000円となっております。

支出の予定額につきましては、第1款下水道事業費用で前年度比4.6%増の16億6,650万8,000円となっております。第1項営業費用の主な支出としましては、流域下水道維持管理負担金及び減価償却費であり、前年度比5.4%増の15億7,121万7,000円となっております。

次に、第4条の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の予定額につきましては、第1款資本的収入で、前年度比4.9%増の8億3,227万7,000円となっており、主な収入は、国庫補助金、企業債、他会計負担金及び補助金であります。

支出の予定額につきましては、第1款資本的支出で、前年度比2.7%増の11億6,812万4,000円となっており、主な支出としましては、建設改良費の事業費及び企業債償還金であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、3億3,584万7,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、当年度利益剰余金処分額で補填してまいります。

最後に、23ページを御覧ください。

第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費の6,038万円となっております。

以上で、令和6年度阿見町下水道事業会計予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（平岡博君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第29号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり予算決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

予算決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る3月8日の本会議において審査の結果

を報告されるようお願いいたします。

議案第30号 都再第1-1号中央八丁目地内排水路整備工事請負変更契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第8、議案第30号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第30号の都再第1-1号中央八丁目地内排水路整備工事請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和5年第3回定例会において議決をいただいた当該工事の請負契約に関して、請負金額の変更に伴い、阿見町契約規則第37条第1項の規定により変更契約を締結するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更した内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月8日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第31号 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

○議長（平岡博君） 次に、日程第9、議案第31号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第31号の財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和7年度小学校等に入学する児童を対象にランドセルを支給するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る3月8日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第32号 牛久市・阿見町斎場組合理約の変更について

○議長（平岡博君） 次に、日程第10、議案第32号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第32号の牛久市・阿見町斎場組合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、今後、補助金や寄附金等でうしくあみ斎場の財源になるものについて、その収納の在り方を明示的に規定するため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平岡博君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第32号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号については原案どおり可決することに決しました。

議員提出議案第1号 阿見町ハラスメント防止条例の制定について

○議長（平岡博君） 次に、日程第11、議員提出議案第1号を議題とします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

5 番高野好央君、登壇願います。

〔5 番高野好央君登壇〕

○5 番（高野好央君） 議員提出議案第 1 号、阿見町ハラスメント防止条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、職員や議員に対するハラスメントが、被害者の心身を害するのみならず、町民サービスの低下や社会的信用の失墜につながることに鑑み、そのような事態を未然に防ぐため、議員による職員に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止するための措置等について定めた条例を制定するものです。

提出者、阿見町議会議員高野好央。

賛成者、阿見町議会議員柴原成一、同じく飯野良治、同じく栗原宜行。

以上であります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（平岡博君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

11番海野隆君。

○1 1 番（海野隆君） 質疑は結構たくさんあってですね。というのは、本条例は、しばらく前というか 1 か月ぐらい前だったかな、そこまではならないかな、全員協議会で唐突な提案があった限りで、議員全員に適用されるにもかかわらず、その内容について議員が十分理解しているとは思えないんです。

まず、なぜこの任期間際——我々 3 月いっぱいまで終わりですけれども、任期間際で全員協議会で反対する意見があったにもかかわらず、急いで制定しようとしているのか。まず理由を聞きたいと思います。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5 番（高野好央君） こちらはハラスメントの防止条例となります。ほかの自治体では問題が起こってから制定しているようなんですが、やはり起こってからでは遅いと。やはり防止する、そういったものを理由としまして、改選前に提案させていただきました。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○1 1 番（海野隆君） 全然回答になってないと思いますけれども。

それでは、次に聞きたいのは、条例の制定というのは非常に重要なことだと思います。そのためには根拠、これがなければいけません。この立法プロセスにおいて、条例も立法プロセスに入りますので非常に重要だと思うけれども、議員による職員に対するハラスメント及び議員間のハラスメントという事実がそもそもとしてあったのかどうか。あるとすれば、認定された

ものはどの程度あるのか。どのような種類のハラスメントだったのか、これについてお答えください。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 海野議員、御指摘されているのは立法事実のことを言われているのかと思います。立法事実に関しては、私としては、ハラスメントのそういったお話というのは、今のところは聞いておりません。ただ、この立法事実に関しては、きっかけ、立法事実の事件というのは立法事実の一部にすぎないものですから、必ずしも立法事実というものが条例制定に対してなくてはならないものではないというふうに私としては認識しております。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 続いて、阿見町議会の基本条例、これ議会改革等調査研究特別委員会で、3年かけて見直した経緯があります。本条例の提出者及び賛成者はいずれもそのメンバーとなっていたはずでございます。

現行の議会基本条例でも議会の合意形成という条で、第8条第2項、議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び町長の提出する議案並びに町民提案に関して審議し結論を出す場合には、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならないと定められております。

本条例案、提案について、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たしたと考えているのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） この議員提出議案については、議員の権利として、私今回出させていただいたんです。提出させていただいたんですが、制度上は、本会議のほうに直接、皆さんにお諮りもせず出すことも可能かとは思いますが、これ全協でも説明しましたが、なるべく賛同者、賛成者のほうを増やしていきたいという思いもありましたので、全協のほうで説明させていただきました。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 全然質問に対する答弁になってないんですよ、まずね。それは指摘したいと思います。

それから次、この本条例案ね、ここにこの事実関係の把握等ということで、第5条に、議長は職員若しくは町長等（町長その他執行機関の長をいう。）又は議員からハラスメントに関する苦情の申出があったときは、その事実関係を把握するため、速やかに関係者からの聴き取りその他の確認を行うものとするがありますが、この本条例案で、どのような手続をもって議長が聞き取りを行うことになるのか。それとも第三者機関の設置等を設けるのか、全く書き込ん

ではありません。つまり、何も分からないというのが、この本条例だと思いますが、この点についてはいかがですか。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 今、御指摘の部分に関しては、もしハラスメントが起こった場合、議長のほうにまず相談していただいて、議長のほうで判断していただいて、議会運営委員会のほうに相談と。諮問するのか、相談するのか、そちら議会運営委員会のほうに諮っていただくという形で、議会運営委員会のほうで話し合いをしていただいて、最終的に議長の判断で公表するのか、注意になるのか、その辺の処分に関しては判断していただくというような形になるかと思えます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） つまり、何も分からない中でこの条例を決めるって形に私はなっていると思います。私の質問に対しては十分回答していないと思います。

次に、この賛成者の議員の中に、これまで職員から、議長に対して名誉を毀損するとか——これ一種のハラスメントですね、という申出があった事実はありますか。そのときの対応はどのようなものだったですか。これ分からなければ分からないということで結構ですけれども、私のほうでは把握しておりますので、そのことについて御回答ください。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 賛成者の中に、そちら、何かハラスメントの話があったかどうかということ。それに関しては、私のほうでは聞いておりません。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） これは前議長時代だというふうに私は理解しておりますけれども、つまり放置してしまったという事実があります。そのような議員がこの賛同者になるなんて、本当に全く私は理解し難いと思います。

続いて質問します。

本条例案で、ハラスメントに対する措置、第6条で議長は云々と書いてあって、議員によるハラスメントがあったと認められる場合は、議会運営委員会——先ほどお話していましたが、このことを言っていると思うんですけども、議会運営委員会の意見を聴き、当該ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意、氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならないと規定しておりますが、これ、事実認定を議会ができるんですか。そもそもハラスメントの専門家は議会にはおりません、まず。それから捜査権もありません。議会がどのように事実認定をするのか、お伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） そこに関しては、議会運営委員会のほうで何人かメンバーの方がいらっしゃると思いますので、そちらで、その事実に関してどういうものなのかを諮っていただくというのがよろしいかと思えます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 議会運営委員会にハラスメントの専門家はいらっしゃいますか。いますか。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） いらっしゃいませんが、1人ではありませんので、何人かでその事実に関して相談して、話合いのほうをしていただくのがよろしいかと思えます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 事実認定とかいうのは非常に難しいです。誤ったことがもしそこで起きると、まず取り返しのつかないことになります。

最後の質問をします。議会はえてして多数派を構成する勢力が、少数派に対するいじめのような事態が起きるといふことがあります。今回のハラスメント条例を制定することによって、そういうことが危惧されると思えます。

多数をもてば何でも許されるという風潮があります。これ国会も一緒ですね。熟議しない、そういう状況があります。社会には冤罪も非常に多いです。これは、痴漢冤罪なんていうことで、もし1度そういう疑いをかけられると取り返しのつかない事態——職場を失う、名誉を失う、取り返しのつかない事態が今現に起こっていることも多いです。

最終的には議長が決めるようですので、議長が誤った判断、あるいは故意に認定する、わざと認定するというようなことも考えられます。その場合の名誉回復措置というのは非常に重要だと思えますが、このことは全く書き込まれていませんが、このことについてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） その点に関しては、議長が相談を受けてから議会運営委員会のほうに諮りまして、そこで皆さんで慎重な判断、それから議長のほうにも慎重な判断、軽率な判断をしていただかないように考えております。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 今、質疑を聞いていても、ほとんどこれ、理解できない話なんですよ。しかも任期間際に唐突に議員の個人提案で。何人か賛同者はいたようですが。こうした例は、阿見町議会の、これが先例になるとすれば、非常に悔恨を残すことだというふうに私は思

います。はっきり言って、やり取り聞いても全然分からないし、私の質問に全く答えてないということだけが分かりました。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 私の説明不足でなかなか御理解いただけなかったようで。今回この条例提案のほうは、危機管理という部分で、ちょっと御理解いただけてないようで、この危機管理のほうの防止条例でございますので、リスクマネジメント、今後起こり得るリスクを最小限に抑えるための事前対策ということでございます。

先ほどから御質問あって、いろいろ言われているのはクライシスマネジメント、事後の事態を早く収束させる、被害拡大を抑えるための事後のことをいろいろ今この時期にやるべきじゃないんじゃないか、事件が起こってから、何かあってからやったほうがいいんじゃないかというお話がいろいろありましたが、今回の危機管理の中ではリスクマネジメント、この防止条例ということで御理解いただければと思います。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 私の発言を曲解しないでほしいんです。私は事件があつてからつくるべきだなんていうことは一言も言っておりません。まず言っておりません。訂正してください。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 全員協議会での説明でもいろいろとお話がありました。今のお話も、特に海野議員のほうに言っているお話ではございません。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） やり取りをしているのは質疑者の私であつて、私と高野議員の間で、提案者でやり取りしているわけですから、事件があつてから制定すればいいんだなんていうことを私は一言も言っていないということを言っているわけ。それは事実として認めてもらえますか。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 何かあつたのか、事件が。今までそういう報告があつたのかというお話をされていたので、そういうふうに私のほうは受け取りました。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はありませんか。

17番久保谷実君。

○17番（久保谷実君） これ、ハラスメントの全員協議会での説明がありました。そのときに高野議員の話の中で、取りあえずつくって後で修正するんだと、そういう意見がありましたけども、それは今でも変わりませんか。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 取りあえずという言葉は、ちょっと軽率な言葉だったと思っております。やはり、今つくって、改選前ということもありますので、改選後でもいいのかどうかという議論があるかとは思いますが。ただ、ここで防止条例のほうをつくりまして、改選後、新しい議員さんも含めて、議員を律する、議員のほうを縛るという形が私はよろしいかと思ひまして提案いたしました。

以上です。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） まず確認です。取りあえずと言ったことは認めるんですね。確認します。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） ここでは言うておりませんが、全員協議会での説明では取りあえずといった言葉は軽率だったと思います。

○議長（平岡博君） 久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 執行部が出す案件もそうでしょうけども、議員が出す案件にしては、まして取りあえずとか、そういう言葉はあってはいけない言葉だと思うんですよ。これ議会では言っていない、だけど全員協議会で言ったって認めているわけですから。全員協議会でも取りあえず条例をつくらうなんていうことはとんでもないことだと思います。

やっぱり議会は、その時点でのベストを尽くした条例をつくって、何年か後には修正になるかもしれない。しかし、最初から取りあえずなんていう条例は。そのことについては、高野議員、どう思いますか。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） ちょっとそのときの全員協議会での説明では、取りあえずという言葉は、先ほど申したとおり軽率だったとは思いますが。ただ、この条例に関しては、取りあえずつくるとかそういうものではございませんので。

○17番（久保谷実君） 言ってるんだもん駄目だよ。

○5番（高野好央君） それは軽率だったと思います、説明のときにお話ししたのは。ただ、この条例に関しては取りあえずとかそういうものではございませんので、御理解のほうよろしくお願ひいたします。

○議長（平岡博君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 委員会への付託を省略することに異議があるということですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 委員会への付託を省略するということに異議があるということですね。
海野議員。

○11番（海野隆君） もう一度、議長、言ってください、態度を表明しますから、もう一度。

○議長（平岡博君） 委員会への付託を省略することに異議があるということですね。

○11番（海野隆君） 省略することに異議がある、つまり、本会議だけで決めるということについて異議があるということを行っています。

○議長（平岡博君） そうですね、はい。分かりました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員会委員の皆様は全員協議会室へお集まりください。

会議の再開は、議会運営委員会終了後といたします。

午前11時56分休憩

午後 0時14分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議会運営委員会委員長より結果の報告を求めます。

議会運営委員会委員長久保谷充君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長久保谷充君登壇〕

○議会運営委員会委員長（久保谷充君） それでは、議員提出議案第1号の委員会付託の件について御報告をいたします。

先ほど本会議で議員提出議案第1号の委員会付託を省略することに異議があったことを受け、本会議の休憩時間中に議会運営委員会を開催し、出席委員6名で審議をいたしました。

審議の結果、議員提出議案第1号については、委員会付託を省略することに反対という意見もありましたが、議会運営委員会といたしましては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

お諮りします。

議員提出議案第1号の委員会への付託を省略することは、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 何のために議会運営委員会やったんですか。それをまず聞きたい。何のために今議会運営委員会を開いたんですか。議会運営委員会で決まったんだから、それでいいじゃないですか。何のための議会運営委員会やったか理解できない。

○議長（平岡博君） ああ、そうか。そういう意味ね。

じゃあ、もう一度説明します。

議員提出議案第1号の委員会への付託を省略することは、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり委員会の付託を省略します。

それでは、これより討論に入ります。

討論を許します。

海野隆君。

○11番（海野隆君） 先ほど提案者から、私は質疑をして御回答というか、御答弁いただきましたけど、私は本条例案について反対の立場から討論をさせていただきます。

まずもって言っておきたいんですが、本当にこの任期間際の、間もなく選挙が行われるというこの時期に、どうしてこんなに唐突に、しかも、こういう重要な条例案を提案するかということについてはいまだによく分かりません、理解できません。

それでは、反対討論をさせていただきます。

本条例案は、全員協議会で唐突な提案があった限りで、議員全員に適用されるにもかかわらず、その内容について議員が十分理解しているとは思われません。なぜ任期間際で、全員協議会で反対意見があったにもかかわらず、急いで制定しようとしているのか、全く理由が分かりません。

また、条例の制定に関する根拠は立法プロセスにおいて非常に重要だと思いますが、議員による職員に対するハラスメント及び議員間のハラスメントという事実が、そもそも事実としてあるのか、あるとして認定されたものはどの程度あるのか、どのような種類のハラスメントだったのか、これもないという答弁でしたが、不明でございます。

また、阿見町議会基本条例を3年かけて見直しした経緯がありますが、議会基本条例では、議会の合意形成の項で、第8条第2項、議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び町長の提出する議案並びに町民提案に関して審議し結論を出す場合には、議員相互間の議論

を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならないと定められているにもかかわらず、本条例提案について、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分果たしていないというふうに思われます。

さらに、本条例案の事実関係の把握等・第5条では、議長は職員若しくは町長等（町長その他の執行機関の長をいう。）又は議員からハラスメントに関する苦情の申出があったときは、その事実関係を把握するため、速やかに関係者からの聴き取りその他の確認を行うものとするところがあるが、どのような手続をもって議長が聴き取りを行うことになるのか、第三者機関の設置等を設けるのかも全く不明であります。

さらに、本条例案のハラスメントに対する措置・第6条では、議長は、議員によるハラスメントがあったと認められる場合は、議会運営委員会の意見を聴き、当該ハラスメントを行った議員に対して、指導、助言、注意、氏名の公表その他の必要な措置を講じなければならないと規定しておりますが、そもそも事実認定を議会ができるのか。ハラスメントの専門家もいない、捜査権もない議会がどのように事実認定をするのかも不明であります。

私は、本条例案は、多数派を構成する議会勢力の少数派に対するいじめのような事態が起きるのではないかと危惧しております。多数をもてば何でも許されるような風潮があります。この社会には冤罪も非常に多いです。議長が誤った判断、あるいは故意に認定するということが考えられます。その場合の名誉回復措置も書き込まれておりません。

そもそも、こうした重要な条例は、議員全員がハラスメントの内容や、どのようなことがハラスメントになるかなど、十分な研修やガイドラインをつくることから始めるべきで、こうした議員の任期間際に提案すること自体、賛成をいたしかねます。

以上、反対討論といたします。

○議長（平岡博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 私はこのハラスメント防止条例に賛成の立場から討論をいたします。

今月、2月6日の毎日新聞の報道によりますと、石岡市が全職員を対象に実施したアンケートで、過去2年間で市議からハラスメントを受けたと回答したことが分かりました。調査は、2023年、昨年11月、正規、再任用、会計年度任用職員、計1,092人を対象に実施し、903人の職員から回答がありました。そのうち、ハラスメントを受けたことがあると答えた職員は20.2%だったのに対し、議会に特化した集計では、96.4%があると答えています。

阿見町はまだ同様のアンケート調査を実施していませんが、全国的に特別職や議員による職員への暴言等の報道が多くなってきている中、職員の皆さんを守るためにハラスメント防止条例は必要と考えます。まず議員自らが律する、そのため、今回提出されたこの条例案に私は賛

成いたします。

○議長（平岡博君） ほかに討論ございませんか。

反対者の発言を許します。

久保谷実君。

○17番（久保谷実君） 私はこの条例に反対をいたします。

先ほど海野議員の中にもありましたけども、1つは、なぜ今やるかが分からない。もうすぐ新しい議員が決まるのに、我々がつくったこの条例によって、次の議員たちがそれを行っていくとしたら、非常に気の毒な議員さんになっちゃうんじゃないかなと思っています。やっぱりこういうのは、先ほどもありましたけども議員間でよく討議をして、議論をして、そして自分たちのことを決めるんですから、そういう議論がたくさんなければならないと思っています。

これ、ずっと思っていることなんですけども、説明と議論がごちゃごちゃになっているんじゃないかなと。説明と議論は全く違いますから、説明したから議論が終わったと、それは全く違う意見だと思っています。そういう意味で、今なのかというところが非常にある。

それから、さっき高野議員が軽率だったと言いましたけども、取りあえず条例をつくるなんていうのはあってはいけないことだと思う。軽率でも何でも、そういう言葉を吐いた条例はつくってはいけないと思っています。

そういう意味で、私はなぜ今なのか、それからもっと議論をしてから、自分たちのことから、自分たちでたくさん議論をして、自分たちのことを決めていくと。それが私は議会だと思っていますので、それが不十分だということで反対をいたします。

○議長（平岡博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

16番柴原成一君。

○16番（柴原成一君） 賛成討論を行います。

阿見町では心の不調により療養休暇を取得する職員が多いことは、今までの同僚議員の一般質問等で指摘されていることかと思えます。心の不調の原因は様々考えられますけれども、その対策は、相談体制、人員配置上の配慮のほか、ハラスメント対策、長時間労働の是正等、働き方改革による職場環境の整備など多岐にわたっております。

提案されたハラスメント防止条例は、ハラスメント対策を担うもので、心の不調の原因を取り省いたり、防止することが期待できます。療養休暇を取得せざるを得なくなった職員の皆さんの一助になると考えます。よって、この条例案に賛成いたします。

○議長（平岡博君） ほかに討論はございませんか。

原案に反対者の発言を許します。

野口雅弘君。

○9番（野口雅弘君） 全員協議会のときも言ったんですけども、今なぜ出すか。これがちょっと分からないんですけど、実際ハラスメントの条例をつくること自体は、私、反対しません。今回出したこと自体が反対だということなんです。

というのは、4月になって、新人さんが来て、皆さんでこういうことをやりましょうと。まず一番最初にハラスメントの条例をつくりたいんで、皆さんで考えてやってくださいと、そういうやり方をするんならいいんです。ただ、4月に入ってくる人に、こういう条例が3月の議会で通りましたというような話をして、新人の人が納得するのでしょうかね。私らいないところで決めたんですかと言われてはちょっと問題あるんで、それが一番、私が反対する理由です。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番飯野良治君。

○8番（飯野良治君） 私もこの条例に賛成の立場から討論をいたします。

大切なことは苦しんでいる職員の皆さんを守ることです。そのために議員が率先してハラスメントの防止に取り組まなければならないことは明らかです。この条例によって、苦しんでいる職員の皆さんを守ることができると思います。

ハラスメントの特徴は、ハラスメントを行っているほうも受けているほうも、ハラスメントを今されているという自覚がなかなかそのときに起きないんです。私もこの間、委員会の運営において、委員長の職権乱用だということで私も抗議をしましたが、あれはまさにパワーハラスメントだと後になって気がつくことが多いんですね。

ですから、この条例に賛成をして、何としても職員の皆さん、そういうことが起こらないようにしていきたいというふうで賛成をいたします。

○議長（平岡博君） それでは、原案に反対者の発言を許します。

4番石引大介君。

○4番（石引大介君） 私も、こちらには、ちょっと申し訳ないですが、反対の立場から討論させていただきます。

まず、このハラスメント防止条例の制定に関しましては、私も必要性を認識はしております。ただ、先ほどからの質疑ですとか討論などを聞かせていただきまして、やはりまず対象となる私たちが、どういったことがハラスメントに当たるのかという認識を皆さんされているのか、私まず疑問に感じております。

なので、先ほど海野議員が言ったように、しっかりとしまらず研修を受けるなど、議会で実施をしてからの制定でも私は遅くないと考えますし、先ほど賛成討論の中にあつたように、職員の方がどういうふうに関心しているのか、そういったものをしっかりと調査をした上

で、必要なものを議会の中で議論をして、しっかりとしたものを制定すべきであるというふうには私は考えますので、今回反対の立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番吉田憲市君。

○18番（吉田憲市君） 私はこの条例に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

提案者の趣旨説明はほぼ理解はできました。それでまた先ほどから反対討論の中で、条例の制定の必要性はあるということは、必要だということで認識は共通しております。それで一番懸念されるハラスメント防止に関する知識の向上ですよね。これは、第4条に議員研修をすることということを書いてあります。ですから、それも解決することができると思います。

よって、もうこの条例が必要であるということは皆さんも認識をしておるものですから、私はこの条例案に賛成をいたします。

○議長（平岡博君） 原案に反対者の発言を許します。

3番栗田敏昌君。

○3番（栗田敏昌君） 私は反対の立場から討論させていただきます。

先ほど来からも話、議論、今、尽くされていると思うんですが、まだはっきり言いまして、議員間討議が全然なされていないことがそもそも反対するところだと思っております。まず、必要なのは本当に誰しもが共通認識なのは分かっています。

ただ、本当に、つい最近ぽつと唐突に出されて、その一つ一つに対しての議員間討議がなされてい過ぎるのとともに、僕らも本当に研修しなきゃいけないし、僕らも調査研究しないといけないと思いますし、まだ道半ばなところで、こんなデリケートな大事な案件をすぐ賛成できることには、僕はできないと思いますので、反対の立場から討論いたします。

○議長（平岡博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議員提出議案第1号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議がありますので、起立によって採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（平岡博君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第1号は原案どおり可決することに決しました。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 0時35分散会

第 2 号

[2 月 22 日]

令和6年第1回阿見町議会定例会会議録（第2号）

令和6年2月22日（第2日）

○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

○欠席議員

16番	柴原	成一君
-----	----	-----

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉	繁君
教 育 長	立原	秀一君
町長公室長	佐藤	哲朗君
総務部長	青山	広美君
町民生活部長	白石	幸也君
保健福祉部長	山崎	洋明君
産業建設部長	井上	稔君

教育委員会教育部長	飯村弘一君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
防災危機管理課長	安室公一君
生活環境課長	小笠原浩二君
子ども家庭課長	遠藤朋子君
健康づくり課長	山崎由紀子君
都市計画課長	鶴田広秋君
上下水道課長	堀越多美男君
学校教育課長	山崎貴之君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和6年第1回阿見町議会定例会

議事日程第2号

令和6年2月22日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和6年第1回定例会

一般質問1日目（令和6年2月22日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 高野 好央	1. 本郷小・朝日中の教育環境向上について	町長・教育長
2. 紙井 和美	1. 高齢者の肺炎予防の啓発とRSウイルス感染症ワクチン接種の公費補助について	町 長
3. 海野 隆	1. 上水道全面普及までの道のりと飲料不適井戸水への対応について	町 長
4. 栗原 宜行	1. 阿見町の子育て政策は充実しているか	町 長

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（平岡博君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であり、したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されますようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、5番高野好央君の一般質問を行います。

5番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔5番高野好央君登壇〕

○5番（高野好央君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第1回定例会一般質問のほう、トップバッターですので張り切っていきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、私の一般質問は、本郷小・朝日中の教育環境向上についてであります。

議会報告を兼ねながら知人宅を回っていますと、いろいろな質問を受けることが多々あります。特に印象に残っているのが、荒川本郷地区の児童生徒数急増による教育環境への不安です。

住宅が雨後のタケノコのように建ってきている、小中学校の教室は足りるのか、また、新しい学校を建てるようになるのかといった不安の声が、PTAの仲間をはじめ多くの方々からあり、PTAを通して子供たちの教育環境向上に取り組んできた者として質問をさせていただくこととしました。

荒川本郷地区は、周辺地区も含め、住宅供給の受皿として急速に宅地開発が進行し、人口が急増した区域です。特に本郷地区の町施行区画整理事業や、町有地を活用した民間開発事業が非常に大きな影響を及ぼしていることは言うまでもありません。

阿見町の人口5万人達成の大きな要因は、これら行政の宅地開発主導によるもので、結果として大変評価できるものと考えます。しかし、その副作用というわけではありませんが、人口急増と併せて、児童生徒数増加による義務教育施設等の不足が大きな課題となっております。このことは町執行部も十分認識し対策を講じているところです。それが、令和3年度に実施した都市計画課の荒川本郷地区まちづくり方針策定、朝日中学校区児童生徒数将来推計調査です。しかしながら、方針策定、しっかりとした調査をしたのに、そのアナウンスが弱く、なかなか町民の方々には伝わっていないというのが実情です。

今回は、荒川本郷地区の教育環境、開発の現状・今後を掘り下げて質問し、不安を感じている方々に少しでも御理解いただくとともに、私なりに対策についても提案したいと考えております。よろしく願いいたします。

それでは質問です。

- 1、令和3年度に実施した荒川本郷地区まちづくり方針と朝日中学校区児童生徒数将来推計調査の概要とその結果及び対応策について。
- 2、方針策定及び調査後2年経過しての計画と現状数値の乖離は。
- 3、対応策の進捗状況は。
- 4、対応策の軌道修正は。
- 5、まちづくり事業の一環として小中学校敷地の拡張は可能か。

以上5点、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

本郷小・朝日中の教育環境向上についての質問にお答えいたします。

1点目の、令和3年度に実施した荒川本郷地区まちづくり方針と朝日中学校区児童生徒数将来推計調査の概要についてであります。

荒川本郷地区まちづくり方針は、当地区の市街化促進を円滑に進めるため、まちづくり基本方針及びコンセプトを掲げ、それらの実現に向けた土地利用ゾーニングや公共公益施設の整備方針を示すものであります。

特に公共施設については、地区の魅力向上、にぎわいの創出による新生活拠点の形成を図るため、道路・公園等の公共空間・公共施設の整備を積極的かつ効果的に推進するとともに、民間によるまちづくりの進捗を見極めながら町有地を活用した段階的なまちづくりを推進する方針を定めております。

朝日中学校区児童生徒数将来推計調査の概要とその結果及び対応策については、教育長より答弁いたします。

2点目の、方針策定及び調査後2年経過しての計画と現状数値の乖離はについてであります。

まちづくり方針において指標等は設定しておりませんが、当地区はこれまでに民間事業者と連携しながら開発行為や土地区画整理事業において宅地を供給し、令和5年度には大規模商業施設が開業いたしました。

また、荒川沖寺子線沿道の中心エリアでは、まちづくり方針に位置づけられた都市計画道路及び公園の事業着手に合わせた市街地開発の取組を始めており、今後は説明会等を重ね、地権者と地域の皆様の機運醸成を図ってまいります。

朝日中学校区児童生徒数将来推計調査の現状数値との乖離について及び3点目から5点目の質問については、教育長より答弁いたします。

○議長（平岡博君） 次に、教育長立原秀一君、登壇願います。

〔教育長立原秀一君登壇〕

○教育長（立原秀一君） おはようございます。よろしく申し上げます。

本郷小・朝日中の教育環境向上についての質問にお答えいたします。

1点目の、朝日中学校区児童生徒数将来推計調査の概要とその結果及び対応策についてであります。

本調査は、急速な宅地開発が進む朝日中学校区で適正な学校施設・通学区域を検討するため、20年後までの児童生徒数の将来推計を行ったものです。

調査の結果、本郷小学校は20年後まで徐々に増加、朝日中学校も徐々に増加し、10年後から15年後をピークに減少に転ずるという結果となりました。

また、対応策ですが、本郷小学校は、既存の教室数では不足する結果となったため、放課後児童クラブで使用している校舎を普通教室に戻し、校舎の増築を適切な時期に進めなければならないといたしました。朝日中学校は、平成30年度に校舎を増築していることから、教室の転用や改修で対応可能と判断いたしました。

2点目の、調査後2年経過しての計画と現状数値との乖離についてであります。

推計調査結果で想定したものと令和6年2月現在の児童生徒数を比較しますと、本郷小学校は推計値より1.8%増、朝日中学校は推計値より1.7%増となっていることから、大きな乖離は生じていないと考えております。

しかしながら、5歳以下の未就学児に目を向けますと、既に推計値を上回っており、今後、転入や出生による増加を見込むと乖離が生じるおそれがあります。

3点目の、対応策の進捗状況についてであります。

本郷小学校は、教室不足を回避するための対応策として、放課後児童クラブで使用している校舎を令和7年度から普通教室として使用します。さらに、令和6年度に増築校舎の設計業務及びプールの解体工事を行い、令和7年度にプール跡地に増築校舎を建設し、令和8年度からの使用開始に向けた準備を進めております。

朝日中学校については、現時点では校舎の増築は不要ですが、本郷小学校及びあさひ小学校の児童数に注視しながら、必要に応じて既存教室の転用や改修を実施するなど対応してまいります。

4点目の、対応策の軌道修正についてであります。

推計調査は、平成28年度から令和3年度までの5年間の人口変動を基準にしており、調査後2年間の人口変動は反映されておられません。そのため、推計調査をベースに学校教育課で推計の修正を行いました。

この結果、本郷小学校については、増築校舎建設予定地に最大限の教室数を確保することとしました。

朝日中学校については、軌道修正は行っておりません。

5点目の、まちづくり事業の一環として小中学校敷地の拡張は可能かについてであります。

本郷小学校は、敷地の四方を道路に囲まれ、周辺には新しい住宅地が建築されており、敷地の拡張は難しいと考えております。

朝日中学校は、周辺に農地や町有地がありますが、本郷小学校と同様に敷地が道路に囲まれていることや土地の高さが学校敷地より低いこともあり、拡張は難しいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 5番高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。

荒川本郷地区まちづくり方針は全庁横断的な委員会等を設けて策定したのでしょうか。委員会等を設けて策定したのであれば、メンバー、そして主催者、委員長は誰になるのでしょうか。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

荒川本郷まちづくり方針、そちらにつきましては都市計画課のほうで策定したものでございますが、策定に当たりましては、阿見町荒川本郷地区まちづくり検討委員会において審議をいただいたものになっております。

委員会のメンバーですが、副町長をはじめ各部長と関係課長で構成されております。委員長は副町長となっております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） こちらの委員会は方針策定までで終わりでしょうか、継続的な委員会なのでしょうか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、阿見町荒川本郷地区まちづくり検討委員会というのは、まちづくり方針の策定だけを目的に立ち上げた組織ではありません。荒川本郷地区におけますまちづくりの計画に関すること、また、まちづくりに関する諸問題の調査検討に関することを審議するものでありますので、荒川本郷まちづくりが完了するまで継続的に続くものでございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） まちづくりにおいて、当初との状況の変化というのは必ず起こります。状況等が変化した場合、変更はあるのでしょうか。変更する場合、検討委員会を設置するのでしょうか。そして、そのとき、誰がこの委員会のほうを招集するのでしょうか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えさせていただきます。

まちづくり方針につきましては、荒川本郷地区の市街化の進捗に合わせて、適宜、変更手続を行っております。一番最初は平成30年度に策定いたしまして、令和3年度に改定を行っております。

まちづくり方針を変更する場合につきましては、その都度、阿見町荒川本郷地区まちづくり検討委員会のほうで審議を受けております。

なお、開催につきましては、要綱に基づきまして委員長が招集するということになっております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 次は朝日中学校区児童生徒数将来推計調査ですが、答弁では、本郷小学校で1.8%増、朝日中学校で1.7%増ということなのですが、こちら人数にすると約何人になるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 教育部長飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えさせていただきます。

本郷小学校の1.8%は10人になります。朝日中学校の1.7%は9人というふうな数字でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 5歳以下の未就学児は既に推計値を上回っているとのことなのですが、こちら約何%、約何人になるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

本郷小学校の5歳児から1歳児までの未就学児で見ますと、4.6%、27人上回っているというような状況でございます。

この未就学児につきましては、数字につきましては令和5年度の5月1日の住民台帳から引っ張ってきた数字でございます。この未就学児の数につきましては、令和3年の推計調査と、それと入学年度の実数を比較したものでございます。入学までの年数に少し時間があることから、乖離があるというような答弁にさせていただきました。

年代別に見ますと、次年度、令和6年度入学5歳児は11.9%増で、13人上回っております。

令和7年度入学の現4歳児につきましては、推定時期と同数のプラスマイナスゼロというような数字でございます。

令和8年度入学の現3歳児につきましては、8.8%増、11人上回っているというような状況です。

令和9年度入学の現2歳児は、逆に4.4%のマイナスと、4人下回っているというような状況です。

令和10年度入学の現1歳児につきましては、6%の増で、7人上回っているというようなことでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） この推計値を上回っている対応策というのは、荒川本郷地区まちづくり方針に沿ったものになるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

先日の全員協議会で増築の話をしていただいたと思いますけれども、この方針につきましては、本郷まちづくり方針の公益施設の整備方針の中に書かれたものに沿ったものというふうになってございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 都市計画課、教育委員会、両方にお伺いします。

このまちづくり方針、将来推計調査結果対応策については、議会、教育委員会、小中学校PTA、町民など、どこまで共有されているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

まず、都市計画課のほうです。

荒川本郷のまちづくり方針につきましては、先ほども説明いたしましたとおり、荒川本郷地区まちづくり検討委員会のほうで情報のほうを共有し、連携を図っているということでございます。

なお、町民に向けましては、当町のホームページにて方針のほうを公開しております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） 推計調査につきましては令和3年度に行ったものです。こちらにつきましては、議会の皆様に御報告を全員協議会でさせていただいたとおりでございます。それと教育委員会では共有してございます。それと都市計画課、子ども家庭課、それから小中学校等々に共有を図ってございます。

それと、今回新たに修正をかけたものにつきましては、数値がまだ新しいものですから、教育委員会と対象校というような形で共有ということになってございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 宅地供給区画数についてお聞きします。

まちづくり方針策定時の令和3年度までの総区画数、策定後の令和4年度、令和5年度の区画数をお願いいたします。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えさせていただきます。

まちづくり方針は荒川本郷地区におけます公共公益施設の方針であるため、全体の宅地供給数というのは設定しておりません。しかし、これまでの民間事業者によります開発行為や土地区画整理事業によります認可ベースによります供給数というのは把握していますので、そちらのほうを説明させていただきます。

令和3年度までに823区画。令和4年度はありませんでした。令和5年度が142区画で全体で965区画の宅地が供給されております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） そうすると、この965区画、この宅地供給区画数というのは計画どおりなんでしょうか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

荒川本郷地区は本郷第一地区のように全体を区画整理とかで面整備をしていくわけではありませので、具体的な整備計画をはじめ開発手法を定めていないことから、計画戸数の定めはございません。このため計画と実績との突合というのはできない状況になっております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 本年度の新たな動きとして、方針スケジュールにはなかったIブロックの開発事業者を公募するようなんですが、その狙いと今後の予定を伺います。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

御質問のIブロックですが、まちづくり方針においては、にぎわいのゾーンと位置づけされておまして、荒川本郷地区の中心エリアとなるべき地域と考えております。

今年度から当該地区の都市計画道路及び近隣公園の整備が具体化したこともありまして、地区内のスプロール化を回避するため、他のブロックとは異なりますが、面的な整備を目指し、町が主導するということといたしました。

今後は、当該地区の中心エリアにふさわしいまちづくりを進めるため、勉強会等を重ね、地域の皆様との合意形成に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） このIブロック開発事業者公募の意向が、都市整備課ホームページにありました。なぜ、この都市計画課の荒川本郷まちづくりサイトではないのか、理由をお伺い

いたします。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

Iブロックの事業の進め方につきましては、現在、調整・検討中でございます。都市計画課としましては、現時点での情報発信というのはまだ早いのかという判断をしまして、ホームページへの掲載を控えさせていただいております。

都市整備課のほうで掲載してありますホームページに載っています資料につきましては、都市計画道路及び近隣公園の整備に先立ちまして、説明会に使用したものであるというふうに認識しております。御覧になりました方に誤解を招くようなものであればお詫びしたいというふうに考えております。

繰り返しとなりますが、Iブロックの具体的なスケジュールが整理されない時点での情報発信、そちらは混乱を招く可能性を含んでいるということから、都市計画課といたしましては、現時点でのホームページへの掲載を控えております。

しかし、今後、公募の方針等が決まり次第、公表していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） このIブロックについては、まちづくり方針、12ページの開発動向図にある今後の開発予定に示されておられません。まちづくり方針に都市計画道路、公園整備が位置づけられ、多少の計画変更は問題ないという解釈なのかもしれませんが、内容的にそう単純なことではないと思います。町がエリア全地権者に土地意向アンケートを実施し、その結果、今年度末には町有地も含め開発事業者を公募すると公言しているわけです。

面積は公表されていませんが、図上で見ると20ヘクタールという大規模開発になるはずで、約20ヘクタールという開発方針を打ち出すということは、2年前とは大きな違いであり、懸案となっている児童生徒数推計値に大きな差異が生じるのは確実ですが、その辺どのように考えているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

まず、そのIエリアですけれども、こちらが今、現状ですと開発の内容もまだ分からないというような状況でございます。いつの時点で児童数に影響を及ぼすのかというのは、想定するのは非常に難しいかと思っております。

令和3年に実施した当時から推計調査の対象とはなっておりました。Iブロックも入っておりますので、開発の内容や進捗を見ながら、毎年、推計の修正を図りながら、児童数に注意

していくというようなことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 教育委員会では、この大規模開発を今後の計画に考慮しているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

現時点で、令和3年度の推計を見たときから修正を行ってございます。その修正を行った考え方に基づいて、小学校の増築をするというようなことにしてございます。ですので、エリアが開発されても対応できるというような想定でございます。それでも毎年の修正は行っていくというようなことは変わりないかと思えます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、本郷小学校と朝日中学校の推計数と現況数をお伺いします。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

本郷小学校の令和6年度の児童数は実数で544人でございます。令和3年度に実施しました将来推計値は534人というふうな推計をしてございました。

朝日中学校につきましては、令和6年度の生徒数は実数で532人、推計調査におきましては523人というような数字でございました。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 現状の荒川本郷地区開発動向、開発スピードを、教育委員会としてはどのように捉えているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

現時点では、令和3年度に行った推計値よりも実数が増えているということなので、少し速いスピードで進んでいるのかなというふうには考えてございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 令和4年12月議会での町有地売却案件ですが、プロポーザル提案に基づき売却されました。プロポーザル提案では、4車線道路沿線にふさわしい事業用地確保と99区画の住宅でした。しかし、現実には119区画と、20%程度、住宅区画が増えています。

計画と現実で20区画の差が出れば、積もり積もれば大きな差となり、推計値にも確実に影響してきます。現実には即した対策を取るためにも、このような情報を庁内全体で共有はできているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えさせていただきます。

ただいまありましたのは多分Eブロックの話だと思います。こちらにつきましては、プロポーザルによりまして、企画提案時から区画数というのが変更されております。

こちらにつきましては、阿見町荒川本郷地区町有地売却業務事業者審査委員会という委員会のほうから、行き止まり道路での解消や開発区域の整形化に努めることと契約条件が付されたためということになっております。事業者が、それに基づきまして関係地権者と交渉しまして、整形化に伴います開発区域の拡大が区画数の増加につながったということになっております。

これらの区画数の変更は、阿見町荒川本郷地区町有地売却業務事業者審査委員会に再度諮っております。

それと併せまして、荒川本郷まちづくり検討委員会及び開発行為の協議時に情報を共有しております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 町有地売却の根拠となる阿見町荒川本郷地区町有地売却業務事業者審査委員会要綱において、公募型プロポーザル方式により売却事業者選定を定めているかと思えます。

この要綱の中に事業計画変更の協議とありますが、プロポーザル提案と現実に相違が生じれば変更とみなされるのではないのでしょうか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

御指摘のとおり、事業計画の変更ということになります。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 変更については、審査委員会に諮るとともに、内容等も議決者である議会への報告が必要なのではないのでしょうか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） 議会に対しましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、そちらの第3条第1項の規定によりまして、予定価格700万円また

は5,000平米以上の町有地の払下げに対しまして承認をいただいております。その内容に変更がないことから、改めて議決を求めてはおりません。

一方で、令和5年6月に開催しました阿見町土地利用合理化協議会、そちらのほうで、変更後の土地利用につきましては審議のほうをさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 土地利用合理化協議会にて説明済みということで、すいませんでした。ちょっと記憶になかったものですから、大変失礼いたしました。

町有地を種地とした開発なので、開発スピードを町のアクセル、ブレーキでコントロールすることはある程度可能かと思います。その場合、コントロールするために何を重点要因としているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

荒川本郷地区におけます宅地需要というのは、いまだ高い状況にあるというふうには感じております。当町が町有地の売却相手を公募する、そのほか民間による開発行為等も進められている状況でございます。このような状況の中で町が開発スピードをコントロールするという事は難しいというふうに感じております。

また、現在の高い宅地需要がいつまで継続されるか判断が難しいため、社会情勢、あと民間事業者等の動向、ニーズを注視しながら、まちづくりを速やかに進めることが重要というふうを考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 都市計画課、教育委員会両方にお聞きしたいと思います。

策定後2年経過しました。今、質問してきた内容だけでもかなりの状況変化がある中で、軌道修正だけで、朝日中学校とまちづくり方針は軌道修正なしでよろしいのでしょうか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

学校の整備計画につきましては、まちづくり方針におきましては、既存施設での受入れ対策を優先的に進めるということにしております。引き続き、教育委員会と連携を図りながら十分に検討を進めてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

本郷小学校のほうは、先ほど御説明のとおり軌道修正で対応するというようなこととございます。

朝日中学校におきましては、今年度、推計の修正を行いました。その結果から、現時点では、平成30年に増築しました校舎で対応できるというようなことから、軌道修正は行いません。

ただ、先ほどから申し上げておりますとおり、この荒川本郷地区に関しましては、人口の増加が著しいところですので、毎年、教育委員会内で軌道修正と申しますか、推計を行いながら修正をかけていくと、児童生徒の数については注視していくというふうなことになるかと思っております。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 上本郷中根地区、こちらの開発の面積規模と計画人口はどの程度になるのでしょうか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

上本郷中根地区、こちらにつきましては事業化されていないため、正確な面積及び人口は把握しておりません。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 都市計画マスタープランが改定されました。上本郷中根地区の住宅開発がプランに立案され、今後のスケジュールにのったということは、本郷小、朝日中学校区が、今後数十年間、阿見町の定住促進を牽引することが明確に示されていると思います。これは大きな状況の変化だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えさせていただきます。

都市計画マスタープランの改定を現在進めているところでございますが、上本郷中根地区、こちらにつきましては、将来市街地検討ゾーンとしまして、公共公益施設の整備を考慮しながら将来的に市街化編入も視野に入れ、計画的な市街地開発の検討を進める区域ということにしております。ということで、今あります現のマスタープランよりも一歩踏み込んだ表現というふうに予定しております。

現在、上本郷地区では、発起人会を立ち上げ、土地利用について具体的な検討に着手しているというふうにしております。町も発起人会と情報交換を行いながら、町の関わり方について検討が必要というふうに考えております。

これらの情報につきましては、教育委員会、また、関係各課と共有しながら、効果的なまちづくりに取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、教育委員会のほうにお聞きしたいと思います。

先ほど都市計画課のほうで、上本郷中根地区の開発面積規模、計画人口を把握してないということだったんですが、こちらの構想図から読み取ると、70ヘクタールから100ヘクタール弱の規模になるかと思われま。

人口規模としては、令和6年2月現在の住民基本台帳から見ると、本郷一丁目、二丁目、三丁目が50ヘクタール、1,052世帯、3,092人、南平台一丁目、二丁目、三丁目も50ヘクタールで986世帯、2,514人。一度に集中することはないと思うんですが、70ヘクタールから100ヘクタール弱となると、2,000世帯、それから5,000人弱の人口増が見込まれてくるかと思ひます。これに荒川本郷地区の開発促進がプラスされ、町内最大規模の児童生徒数が想定されます。

本郷小の児童クラブも、その辺を考慮して町内最大規模の240人としているのではないでしようか。そうであれば、それに見合った義務教育施設を計画するのは当然であり、これまでの暫定的な対応ではなく、恒久的な対応を図るべきだと思ひますが、いかがでしようか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） 70ヘクタールからという開発になりますと相当のインパクトだというふうに考えております。数的にも、世帯的にも、人数的にも、人口的にも、かなりの数が増えるというようなことが想定されるわけです。

令和3年度に行った推計におきましては、上本郷中根地区の開発は、そのの部分に関しましては想定には含まれていないというほうが正解だと思ひます。ですので、そういった開発があった場合には、今回とは別な考え方をしなければならぬかというふうに考えております。それに見合った対応策というか計画を、都市計画課のほうと連携を図りながら考えていかなければならぬというふうに思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 都市計画課のほうと情報共有を頻繁に行っていただひいて、ぜひすぐにも検討を始めていただひきたいと思ひます。

あさひ小学校の敷地は、本郷第一土地区画整理事業において、ばらばらに先買ひした土地を集約し確保したと聞いております。荒川本郷まちづくり事業の一環として、土地区画整理開発行為で、本郷小、朝日中学校の敷地拡張は可能でしようか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

御指摘のとおり、本郷第一土地区画整理事業につきましては、土地所有者の協力をいただきながら、事業に先立ちまして購入した土地を換地において小学校予定地として集約したものでございます。

現時点で町施行の市街地整備の予定がないということ、民間事業者が土地利用を計画する際、町がどのように関わるかが問題になるというふうに考えております。具体的な計画がない中、民間主導の市街地整備におきます学校用地拡張の可能性についての回答は難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、町内小中学校10校の敷地面積を教えてください。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

敷地面積が少ない順に申し上げたいと思います。本郷小学校、1万3,341、君原小学校、1万3,870、あさひ小学校、2万4,287、阿見第二小学校、2万8,960、舟島小学校、2万9,218、阿見第一小学校、3万978、阿見小学校、3万1,041。

次、中学校になります。朝日中学校、3万6,927、竹来中学校、4万416、阿見中学校、4万4,708。全部平米でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） 今、敷地面積をお伺いしました。それを聞いて、本郷小学校がやはり町内小中学校で一番敷地面積が狭いということで、教育委員会としては、本郷小、朝日中学校の敷地拡張については検討したのでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

答弁でも述べさせていただきましたとおり、拡張工事については検討いたしましたが、難しいという判断でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） それでは、敷地拡張について、教育環境への認識を町の重点施策と捉え、まちづくりの一環であれば、道路に囲まれていても民家があっても敷地拡張は可能なはず

ですが、こちら制度上は可能でしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

制度上というか、手法はあるかと思えます。ただ、地権者の同意、それから住宅の移転等々の問題、そういったことが含まれておりますので、現段階では難しいというふうに判断してございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） もし可能なのであれば認識を変えていただいて、危機感を持っていただければ、敷地拡張というのはできるかと思えます。

それでは、最後の質問になります。

相当な数の児童生徒数の増が見込まれる状況で、新設校というのも選択肢に入れてはいいんではないかと思えますが、教育委員会としてはそのところをどのように考えていますでしょうか。

○議長（平岡博君） 飯村弘一君。

○教育委員会教育部長（飯村弘一君） お答えいたします。

先ほどちょっと話題になりましたけども、本郷、それから中郷等の開発、そういったインパクトが発生した場合には、そういった新設校ですとかの検討は必要であるというふうには認識してございます。

今後は、その辺の情報共有ということで、都市計画課、それから都市計画部門と連携を図りながら、確認し合いながら、計画を立てていくなりという考え方で進んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 高野好央君。

○5番（高野好央君） ありがとうございました。

これから阿見町は市制へ向かっていきます。宅地開発が進行し、多くの方々が転入してきます。道路、公園等も重要なインフラです。しかし、教育環境というのも非常に重要なインフラだと私は考えております。

多くの町民が本郷地区の義務教育施設整備に不安を持っています。これからの阿見町を担う子供たちのためにも、危機感を持って環境整備を検討していただきたいと思えます。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで5番高野好央君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時ちょうどとします。

午前10時51分休憩

午前11時00分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番紙井和美君の一般質問を行います。

15番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔15番紙井和美君登壇〕

○15番（紙井和美君） 皆様、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、高齢者の肺炎予防の啓発とRSウイルス感染症ワクチン接種の公費助成について一般質問をいたします。

肺炎は、世界的に重大な健康問題であり、日本でも年間約7万4,000人が肺炎で死亡しています。皆様御承知のとおり、肺炎には様々な種類があり、それぞれリスクも異なります。

肺炎の種類とその特徴を申し上げますと、1番目が細菌性肺炎、これは最も一般的な肺炎で、抗生物質で治療できることが多いようです。肺炎球菌などが原因となります。2番目がウイルス性肺炎、インフルエンザウイルスや新型コロナウイルス、RSウイルスなどが原因となります。ウイルス感染の多くは上気道から始まり、その後、肺に移動します。3番目が真菌性肺炎、免疫不全など、既に健康問題を抱えている場合に発症することがほとんどです。重症化する可能性が高いものであります。4番目が院内感染の肺炎、病院環境で感染する肺炎で、抗生物質に耐性を持つ菌もあります。

肺炎は、放置すると重い合併症を引き起こし、体のほかの部分にまで広がるおそれがあります。特に高齢者や免疫系が弱い人々は注意が必要です。

関西医科大学附属病院呼吸器感染症・アレルギー科の宮下教授の「高齢者の肺炎罹患は、「負のスパイラル（連鎖）」を招く」という読売新聞オンライン講座での講義では、このように述べられています。

「超高齢社会の日本では、健康な状態の期間を表す健康寿命と平均寿命との差を縮めるのが課題であり、肺炎予防はその最重要ポイントです。肺炎の罹患率は65歳から急激に増加するというデータがあり、これは免疫機能が低下する年代と一致しています。一方で、肺炎は治る病気、良性疾患だというイメージを持たれがちですが、高齢者肺炎の実情はそのようなものではありません。

高齢の肺炎患者の入院から半年後を追った調査では、ふだんの社会生活の中で罹患した市中肺炎患者の約30%、長期療養型病床や介護施設に入所している介護が必要な肺炎患者の約80%

は、入院前と同じ生活には戻れていないと報告をされています。高齢者が肺炎を繰り返すと、肺炎自体はきちんと治っても、立ったり座ったりする日常的な身体機能や認知機能、嚥下機能（ものを飲み込む力）の低下によって、次の肺炎を引き起こす負のスパイラル（連鎖）に陥ってしまうことがあり、これが関連していると考えられます。ですから、負のスパイラルに陥らないようにするには、まず肺炎にかからないことです。」とあります。

今回は、その肺炎の中でもウイルス性肺炎であるRSウイルス感染症について質問をいたします。

RSウイルス感染症は古くから1960年代には認知された感染症であり、出産後、母親からの免疫が消失していく乳幼児または小児において見られる風邪症状を伴う呼吸器感染症として知られています。特に60歳以上の成人高齢者においては、加齢とともに免疫力が落ちてきたり、様々な基礎疾患やその治療薬などにより免疫が低下するなどのことから感染し、重症化するものであります。コロナ禍以前では、高齢者におけるインフルエンザ様症状疾患の原因の第3位がRSウイルスであったと報告をされています。また、呼吸器感染症と言われるように、高齢者においては、肺炎などの重篤な症状により、入院、死亡が報告をされております。

日本では毎年約70万人のRSウイルス感染者が出ており、うち約6万3,000人が入院、約4,500の方が入院中に死亡している可能性があるかと推計されております。これは、RSウイルス感染症を発症した方の約10人に1人が入院し、入院された方の15人に1人が肺炎等で死亡しているという状況であります。

また、肺炎は、日本人の死亡原因の第5位となっており、現在、国をはじめ地方自治体において、積極的に高齢者の肺炎予防に取り組まれています。その内容は、肺炎になった際の治療薬、肺炎を引き起こすような感染症自体を予防するワクチン接種がありますが、RSウイルス感染症は、残念ながらいまだに治療方法がなく、昨年9月に初めてワクチンが承認されたという疾患であり、肺炎への重症化を防ぐには感染自体を予防するワクチンの接種が重要となっておりまいます。

そこで質問です。

1、当町における高齢者での新型コロナワクチン、インフルエンザワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種状況はどのくらいでしょうか。

2、このRSウイルス感染症は、現在多くの方が予防接種をしているインフルエンザと比べた際、その重症化のリスクはインフルエンザと同等もしくはそれ以上とされており、特に肺炎を引き起こすリスクはRSウイルスのほうが高いと報告をされています。

そこで、阿見町における肺炎予防の一環として、新型コロナ、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌と一緒にRSウイルス感染症についても、地域住民への疾患周知、そして感染予防への注

意喚起を徹底していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

3、製薬会社さんから出していただいたデータでは、阿見町におけるRSウイルス感染症の規模は、毎年36人が感染し、今までに71人が入院、1人が死亡しているという試算も出されています。

また、このワクチンは、2年に1回接種で有効なワクチンということで、接種回数が少なく済むワクチンであることも特徴であります。

そこで、RSウイルスワクチンは、ほかの肺炎予防を目的としたワクチンとは異なり、任意接種のワクチンとなりますので、少しでも地域住民の方々が接種しやすいように、接種費用の一部を公費負担できないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、質問に対してお答えをお願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 紙井議員の、高齢者の肺炎予防の啓発とRSウイルス感染症ワクチン接種の公費補助についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町における高齢者の新型コロナワクチン、インフルエンザワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種状況についてであります。

新型コロナワクチンにつきましては、秋開始接種の1月末現在の接種率が52.1%、インフルエンザワクチンにつきましては、令和4年度の接種率が63.3%、肺炎球菌ワクチンにつきましては、令和5年12月末までに定期接種、任意接種いずれかで接種した人の割合が62.4%であります。

2点目の、RSウイルス感染症の疾患周知と注意喚起についてであります。

高齢者におけるRSウイルス感染症は、原因がRSウイルスかどうかを特定するための検査を実施しないことが多いため、あまり知られていない感染症であります。RSウイルス感染症の予防方法は、インフルエンザ等の感染症と同様の対策が有効であるため、広報やホームページにおいて、インフルエンザや肺炎球菌と併せて疾患の周知や注意喚起を行ってまいります。

3点目の、接種費用の一部公費負担についてであります。

高齢者向けのRSウイルスワクチンは、60歳以上を対象とし、令和5年9月に承認されたばかりのワクチンです。町といたしましては、国の動向を見据えながら、安全性や効果について情報収集を行ってまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

まず、再質問をさせていただきます。

阿見町町内で肺炎による死亡者数、これは統計取っていらっしゃるのでしょうか。その数についてお伺いをいたします。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

県の統計になります。県の統計によりますと、令和3年度の状況でございますけれども、町内で肺炎で死亡した人は、男性が15人、女性が8人で合計23人となっております。いずれも70歳以上の方でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。

そうですね、やはり肺炎で亡くられる方ももちろんなんですけれども、後遺症が残る方、周りにはたくさんいらっしゃると思います。介護が必要になったり、また、その介護に対する家族の負担も非常に増えているのではないかなというふうに、今の数字から見て推測をされます。

RSウイルスワクチンは、一度接種すると2年ぐらいの効果が期待されるというふうに言われておりますけれども、その接種回数と費用についてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

効果の持続期間につきましては、承認されたばかりのため正確には分からないところはあるんですけども、大体2年ということでは言われております。

また、接種回数は1回で、費用は大体2万5,000円から2万7,000円程度かかるということでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） やはり金額的にも高いものでありますので、このワクチンの重要性をしっかりと啓発していただいて、助成をしていただければというふうに考えております。

ホームページの啓発についてでありますけれども、現在、阿見町のホームページに載っている肺炎球菌の内容は、厚生労働省のホームページに飛ぶようになっています。そこから検索するような形なんですけれども、今回、啓発するに当たりまして、もう少し肺炎について、種類や、先ほど申し上げた何種類かあるというようなことですか、対処方法を分かりやすく詳しく載せていただきたいと思います。どのように掲載するというふうにお考えか、お尋ねをい

たします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

今、肺炎球菌の予防接種のページでございますけれども、厚生労働省のページに飛んで、詳しくそちらで御説明をすると。その前にいろんな説明はあるんですけども、もうちょっとそのあたりにつきましても、冒頭に疾患についての詳細な説明を加えまして、さらに詳しく知りたい方は厚生労働省のページにも飛ぶように、そこは残しておくというような形で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 紙井和美君。

○15番（紙井和美君） ありがとうございます。ぜひ、阿見町はこのRSウイルスワクチンに関して本格的に取り組んでいますよということを知らしめていただきたい部分がありますので、そのようにお願いをしたいというふうに思います。

現在、本年1月から、さだまさしさんが出演して、RSウイルスワクチンのコマーシャルがテレビで流れているのを御覧になった方いらっしゃるかと思うんですけども、あれを見て、「何？ 何？」って結構聞かれることがあります。やはりそういった啓発、コマーシャル、PR活動というのは非常に耳にも目にも留まりますので、それを検討して作成していただければなどというふうに考えております。

それでは最後になりますけれども、御存じのように、肺炎は患者さん自身の疾患負担はもちろんのこと、コロナ時に経験したように、入院した際に医療資源への影響、また、退院したとしても、その後の在宅介護、施設での治療など周囲の家族への負担が大きい疾患でもあります。

また、風邪の症状で医療機関を受診して、コロナでもインフルエンザでもないと診断されて、安心している人もいるかもしれません。しかし、そのようなケースの中で、今まで注目されていなかった疾患で、インフルエンザよりも重症化の高いRSウイルス感染症のリスクにさらされていた方もいるのではないかと推測をされます。

肺炎を引き起こす原因疾患が明らかとなりまして、地域住民をそのリスクから救い、また、いつまでも健康を維持して、健康寿命の延伸が望めるのであれば、また阿見町においても積極的に投資すべき政策だというふうに考えております。

ぜひ一人でも多くの方がこの感染症についての知識を深めまして、予防する意識を持ちまして、また、後にワクチンの一部助成が実現いたしますようお願いをしたいと思います。また時期を見て再度要望させていただきたいと思いますので、それまでの調査研究をしっかりとお願いしたいところであります。

以上をもちまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで15番紙井和美君の質問を終わります。

次に、11番海野隆君の一般質問を行います。

11番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔11番海野隆君登壇〕

○11番（海野隆君） それでは、引き続いて一般質問をさせていただきます。

私は今回1問だけ質問をさせていただきます。項目は、上水道全面普及までの道のりと飲料不適井戸水への対応についてということでございます。

それでは、質問に入りたいと思います。

先日、先ほども町内を歩いていろいろ聞かれたというふうにおっしゃっていましたが、私も町内を歩いて、いろいろお話をお伺いして、非常にためになるわけですね。ある町民から、現在、我が家は井戸水であると。水質検査をやったところ、飲料不適という結果になっていると。それ以降、風呂や洗い物は井戸水を、飲料水及び料理や歯磨き等はスーパー等で、これ無料の水って言っていましたけれども、スーパーに行くと無料でお水をもらえるというところがあるようです。あるいはペットボトル等で対応していると。

しかし、不安があるし、お金もかかると。これではこの地域に若い世代も住もうとしても住めないんじゃないかと。この地区への水道整備は一体いつ頃に予定されているのかという、これは誠に切実な相談を受けました。

人体、私たちの体ですね、これは乳幼児ですと75%が水分と、水ですね。成人の男性は60%ぐらい水と、女性は50%ぐらいらしいです。そういうことで、水は本当に命にとって非常に重要な、毎日使うものでございますので、御相談された方も非常に切実な御相談でした。

厚生労働省は2013年、平成25年に、水道ビジョン、これを全面改定して、新水道ビジョンを策定しております。茨城県も2022年、令和4年2月に、従来の茨城県水道整備基本構想21を全面改定し、茨城県水道ビジョンを策定しております。

阿見町の水道事業計画は、第1次阿見町水道ビジョン、これは地域水道ビジョンを2008年、平成20年に策定し、翌年度、2009年、平成21年度から2020年、令和2年まで、それに基づいて計画を進行してまいりました。

現在の計画は、2022年、令和4年7月に作成された阿見町水道事業ビジョンであります。

そこで以下、水道行政について、主に上水道全面普及までの道のりと飲料不適井戸水への対応について質問をいたします。

1番目、阿見町の上水道普及率の目標と達成率はどの程度か。

2番目、地区別の目標及び普及率はどのようになっているか。

3番目、阿見町全域への上水道普及については、いつ頃を目標としているか。

4番目、未整備地区別の幹線管路敷設の見通しはいつ頃になるか。

5番目、2022年、先ほど申しあげましたけれども、2月に策定された茨城県水道ビジョンへの阿見町の対応はどのように考えているか。

6番目、今回の能登半島地震では水道管などが大きな被害を受け、断水の長期化が課題となっているようです。現在も断水が続いているという地区もあるようです。

阿見町水道の耐震化率はどうなっているのか。

7番目、自己水源と県南西広域水道用水供給の比率及び今後の自己水源確保について。

8番目、水道料金体系と今後の料金改定時期及び料金改定の仕組みについて。

9番目、飲料不適とされている地区あるいは戸数はどの程度あるのか。

10番目、飲料不適とされた井戸水を使用している方々への対応はどうなっているのか。

11番目、飲料不適水を浄化する装置等、町民の健康を守るための補助制度を考慮すべきではないか。

以上です。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 海野議員の、上水道全面普及までの道のりと飲料不適井戸水への対応についての質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町の上水道普及率の目標と達成率はどの程度かについてであります。

上水道普及率は一般的に給水普及率を用いますが、給水普及率は、町内で水道を利用している給水人口を当町の行政区域内人口で除した値になります。当町では100%の給水普及率を目標として掲げており、令和4年度末の実績値としましては88.6%となっております。

2点目の、地区別の目標及び普及率はどのようになっているかについてであります。

当町では給水区域である町全域の給水普及率のみを算定していることから、地域別の目標設定及び普及率の算定は行っておりません。

3点目の、阿見町全域への上水道普及についてはいつ頃を目標としているかについてであります。

当町の水道施設につきましては、阿見町水道施設整備基本計画等に基づき、水道管の新設整備等を実施しておりますが、幹線管路及び主要な支線管路につきましては、令和10年度の完成を目標としております。

また、主要管路以外の支線管路の整備時期につきましては、利用状況等を勘案しながら検討しております。

4点目の未整備地区別の幹線管路敷設の見通しはいつ頃になるのかについてであります。

3点目の回答と同様になりますが、未整備地区の幹線管路整備につきましても基本計画に地区別の計画を定めており、令和10年度の完成を目標としております。

5点目の、茨城県水道ビジョンへの阿見町の対応はどのように考えているかについてであります。

茨城県水道ビジョンは、水道施設の老朽化や本格的な人口減少社会、大規模災害への備えなど、水道事業が直面している深刻な課題に対応するため、安全、強靱、持続を基本理念に、50年後、100年後の将来を見据えた水道の理想像と取り組むべき事項や方策を取りまとめたビジョンであります。当町におきましても、当ビジョンの基本目標である水道未普及の解消や水道施設の耐震化、経営健全化などを踏まえた水道事業の推進を考えております。

6点目の、今回の能登半島地震では断水の長期化が課題となっている。阿見町の耐震化率はどうかについてであります。

当町の水道管の耐震化率は令和4年度末で50%であります。導水管や送水管等の主要な管路の耐震化は完了していますが、住宅等に水道水を供給するための配水管の半数近くが耐震性を有していない状況であるため、今後も計画的かつ早期の耐震化を推進してまいります。

7点目の、自己水源と県南西広域水道用水供給の比率及び今後の自己水源確保についてであります。

当町の水道事業の水源は、追原及び福田地区にある深井戸のほかに、茨城県企業局が運営している県南西広域水道用水供給事業からの浄水を受水しております。深井戸と県からの受水の比率としましては、令和4年度の実績値として、深井戸が約37%、県からの受水が約63%となっております。

今後の自己水源の確保につきましては、これまでの茨城県との協議により、将来的には追原地区の地下水採取量を半減し、県水の受水量を増加させる計画となっており、現在、水道事業の広域連携を検討する中で方針について協議を進めております。

8点目の、水道料金体系と今後の料金改定時期及び料金改定の仕組みについてであります。

当町の水道料金体系は、基本料金と従量料金で構成しております。基本料金は一律であり、従量料金は使用水量が多くなるほど料金が高くなる方式を採用しております。

今後の料金改定時期につきましては、おおむね5年ごとに改定を検討する方針としており、次回の改定は令和9年度に検討を行う予定であります。

料金改定の仕組みにつきましては、水道事業の経営状況や今後の事業の見通しなど、現在の状況から中長期的な動向までを見据えた投資計画等により、安定した事業経営を可能とするための料金収入を試算しております。ここで試算した料金案について、阿見町上下水道事業審議

会の答申及び議会の議決を経て、料金改定が決定することになります。

9点目の、飲料不適とされている地区あるいは戸数はどの程度あるかについてであります。

町では、井戸所有者の方々に水質への関心を持っていただくため、上水道が未整備である地域を含む行政区の区長から選定された世帯に対して、町独自のサービスとして井戸水検査を実施しております。

令和5年度の井戸水検査は、29行政区、53世帯に対して実施いたしました。

検査結果としては、13種類の検査項目のうち、いずれかの項目において水道法水質基準に不適合とされたのは17世帯となっております。

なお、飲用不適合とされた地区については、特定の地区や地域に発生するというような傾向は出ておりません。

10点目の、飲料不適とされた井戸水を使用している方々への対応はどのようになっているのかについてであります。

井戸水検査の結果を送付する際に、飲用不適合であった世帯へは竜ヶ崎保健所衛生課への相談を勧奨する文書を同封しております。保健所では、飲用不適合であった世帯に対して相談を受け、対応方法などをお伝えしております。

11点目の、飲料不適水を浄化する装置等、町民の健康を守るための補助制度を考慮すべきではないかについてであります。

家庭用浄水器への補助制度としては、土壤汚染対策法の要措置区域または形質変更時要届出区域を含む市町村を中心として、全国では幾つかの市町村が実施している状況にあります。主な内容としては、上水道未整備地区内の御家庭を対象に、対象物質の除去等、一定の性能を有する浄水器の購入設置費用を補助するというものであります。

当町には上水道未整備地区内に土壤汚染対策法の指定区域はありませんが、浄水器の購入に対する補助制度の導入については、今後調査研究し検討してまいります。

なお、当町の方針としては、井戸水は個人管理の水利という位置づけになりますので、引き続き井戸所有者の方々に水質への関心を持っていただくため、上水道未整備地区に対する町独自のサービスである井戸水検査を継続して実施していく考えであります。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） どうも御答弁ありがとうございました。

3点目、4点目に関連した再質問から再質問を始めたいと思います。

私も阿見町に来て、水道普及率が低いのに実はびっくりしました。私はもともと出身が那珂市、旧那珂町ですけれども、ほぼ100%上水道が普及している。県北は押しなべて100%近い普

及率で、こちらへ来たら80%ぐらいだったかな、当時。今、相当毎年投資して水道の普及率上がってきたんですけども、御答弁では5年間で、ほぼ5年間ですよ、令和10年だからね。阿見町全域の普及がなされるということで期待したいと思います。

しかし、地域によっては管路が河川を越えなければいけないという事情があったりして、整備費が膨らむということもお聞きしております。3か年実施計画、いただきましたけれども、今後毎年7億円から8億円、整備費を投入することになっているようです。

町民の関心は、整備されているところはもう全然関心ないんでしょうけども、まだ未整備のところの町民の関心は、一体自分の地区、自分のおうちにいつ頃水道が引かれてくるのかということだというふうに思います。

そこで、基本計画では各行政区ごとの整備時期について定めているということですが、各地区別の整備地区、もちろん未整備地区ですけども、整備時期を説明していただきたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業建設部長井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

主要な管路の整備目標であります令和10年度、それまでに工事を予定している行政区というのは、全部で市街化調整区域を中心に23行政区ございます。

行政区の詳細というのを説明するには大分ボリュームというのが結構ありまして時間がかかりますので、整備時期につきましては別途お答えをさせていただければというふうに考えております。

現時点で、令和6年度から4年間で23行政区の主要な水道管路を整備する予定であります。今、海野議員のほうから質問でもありました、やっぱり河川を越えるための計画の見直し、また、近年の物価高騰によりまして水道管の材料費も大幅に値上がりしております。整備費用が増大しておりますことから、多少整備時期というのが遅延することが想定されるということになっております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 先ほど、茨城県の水道ビジョンについて質問もしたし、答弁もあつたんですけども、将来、水道事業というのは都道府県、県を単位として運営体制が構想されているようですね。より効率的で、投資額も合理的な整備が利用者にとっては望まれていると考えますが、例えばですよ、土浦市に隣接した地域であれば、土浦市の整備された水道管のほうから引き込むと、こういう方法もあるんじゃないかなと。あるいは、牛久市と隣接して、牛久市の隣接したところが水道が引いてあれば、そちらから管路を引くということができたら、非

常に効率的だし、早く水道ということを実現できるというかな、水道が整備できるというふうに思うんですけども、そのことについてはできないかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

水道事業の経営の一体化、そういうことによりまして、阿見町及び近隣市町村が統合した場合におきまして、近隣市町村から当町の水道未普及地区へ水道を引くということは、給水区域の変更等について関係機関と十分に協議した上で、技術的問題がないか、また、費用対効果など経済効果が見込まれるものであれば可能であるというふうに思われます。

今後につきましては、広域化の協議の中で検討していければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 将来、一体運用するというのであれば、その辺、協議してやってもいいんじゃないかなと私は思っているんですけど、調査・検討していただいて、協議の中で検討していただきたいと思います。

それから6点目、能登半島地震の関係ですけれども、耐震化ですね。導水路や送水管等の主要な管路の耐震化については完了していると。しかし、住宅等に引き込む排水管については、まだ半数が耐震性を有していないと、そういう御答弁でした。

今回の能登半島地震の例でも、いまだに断水しているところが。どの部分が破断したりして断水の状態が続いているのかは、ちょっとよく分からないんですけども。いずれにしても、どの部分であれ、水道は破断してしまえば水道は使用できない可能性がありますね。もともとの管路だっていうと、幹線のと非常に大ごとになっちゃうし、住宅地に引き込むところであれば比較的対応ができるのかなというふうに思いますけれども。

それで、再質問をしたいと思いますが、相当阿見町も水道を始めてから長い経過があって、比較的早い時期に整備された地区、この区域での配水管で耐震性を有しないものが多いんじゃないかなと思われるんですが、いつ頃までに整備された管路なのか、また、耐震性を有していないのはどの地区なのかということをお聞きします。

それで、これは阪神・淡路大震災か、ちょっと忘れちゃったんですけども、いつの時期か、その耐震化を進めたわけですが、きっかけがあつてね。それで、耐震性を有したものを置き換える工事についてはどのように計画されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

耐震性を有しています水道管の使用につきましては、平成11年度頃から主要な管路の一部に

ついて使用を開始しております。東日本大震災の後、平成24年度以降につきましては、全ての管路で耐震性を有する材料を使用して布設をしております。そのため、平成23年度以前の水道管につきましては、耐震性を有していない管が多数あるということになります。

地域的なものにつきましては、今、海野議員のほうがお話しされたとおり、やっぱり水道管の整備時期が古い市街地が中心に耐震性を有していない管路が多く存在しているということでございます。

耐震化の工事につきましては、水道施設整備基本計画におきまして策定しました更新計画、そちらのほうの計画に基づきまして、耐用年数を超過した管路の布設替え工事を行う際に、耐震化というのを一緒に図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ちょっともう一度お聞きしたいんですけども、大体これは、まず上水道を普及するためにどんどんどんどん投資していくと。しかし、耐震化の工事もやらなくちゃいけないと。この耐震化というものの終了というかな、これは見込みが立っているんですか。耐震化が完了するという見込みはいつ頃になっているんですか。こちらは主要なところについては完了しているって言っていましたよね。その他の部分についてお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道課長堀越多美男君。

○上下水道課長（堀越多美男君） お答えいたします。

現在、阿見町で耐震化となっていない管路の延長は、約197キロあると考えられます。

この197キロを、やはり一度にやるというのは、物理的にも費用的にも難しいということで、今、部長のほうから答弁させていただきましたように、耐用年数が来ましたら、その都度、耐震性のある管路に交換すると、こういったことで考えておきまして、これがいつ頃になるかという、全て終わるのには20年から30年ぐらいはかかると、今、そういった計画といたしますか、考えでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） それでは、7点目のことについてお伺いしたいと思います。

私も長く議員をやっていて、当時、水道行政の場合に、自己水源を持つということがとても大事なんだと、こういうことをずっと頭の中にたたき込まれてきたものですから、今回は答弁で、自己水源ね、追原の地下水採取量を半減して、県水の受水量を増加させると。これ、私が若い頃から教えてもらっていたのとは違うことなものですから、少し再質問させていただきます。

通常、自己水源を有するというのは、水道事業にとっては有利なことだと思われませんか。広域水道からの受水は、言わば卸売になるわけですね。以前は各市町村は水利権の確保、自己水源である地下水利用を図りました。

答弁では、茨城県との協議により、自己水源である追原地区の地下水採取量を半減して、県水の受水量を増加させる計画となっているということなんですが、これ、どういう要因というのかな、どういう協議が行われてこういふことになったのか教えてください。御説明ください。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

地下水の多量な採取、こちらは地下水の枯渇や水質の悪化、地盤沈下などの憂慮すべき事態を発生させる要因になるということで、茨城県では昭和52年に茨城県地下水の採取の適正化に関する条例というのを施行し、地下水の保全と適正な利用を図っているということになっております。

この条例の対象地域なんですが、こちらは、水需要が多く、地下水位の低下や地盤沈下等、地下水の障害が発生しています県南、県西、鹿行地域が対象となっており、阿見町も対象となっております。

対象地域内におけます新規の地下水の採取、また老朽化に伴う井戸の掘り替えにつきましては、県水道用水供給事業からの供給を受けてもなお不足する水量に限って、暫定的に地下水採取の許可を受けているということになっております。

このようなことから、当町におきましても、県条例の趣旨を踏まえた県との協議によりまして、県水の受水が増量可能となる時点で地下水の採取量、そちらを削減するという方針になっております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 町内に進出している企業がありますよね、企業、事業所。水道料を削減するということが目的かどうか分からないけれども、井戸水を掘って、それでもって利用しているという企業があるようですけども、これはこの規制の中にはかからないというふうに理解していいんですか。水道事業とは異なって、自分のところで掘るといふのかな、企業が自ら掘るといふことについては、この規制にかからないというふうに理解していいんですか。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

今、町の工業団地で結構井戸を掘っている箇所というのは結構あります。そちらにつきましては、井戸の上げる量、また、パイプの径によって基準がありまして、多分、工業団地で掘っ

ている井戸につきましては、許可井戸ではなくて、届出井戸の範囲での許可をもらっているということで、届出をしているということになっていると思います。

工業団地の工場につきましても、町と同じように、やっぱり大量の水を上げるときには許可をいただくということになります。基準は全て同じになっております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 水道水の水質の面で、最近、報道が盛んにされている問題で、有機フッ素化合物、いわゆるPFOSとかPFOAについて懸念が広がっている現状があるようです。私もNHKをこの前、特集で見たんですけども、PFAS汚染全国マップによれば、全国的に見ると、公共用水域では64か所で指針値を超過していると。それから地下水では75か所で指針値を超過していると。

茨城県内でも河川で、茨城県、これ言っちゃって申し訳ないですけど、もう出ているからしようないんですね、行方市の梶無川というんですかね、が、その基準を超え、それから地下水では茨城県神栖市が基準を超えていると、そうした調査で、県も含めて、県水も使っているし、町も井戸を取っているでしょうから、その調査はされているのかどうかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

茨城県では令和3年度から、公共用水域及び地下水につきまして、PFOS、PFOAの測定調査というのを実施しているということでございます。茨城県企業局及び26水道事業体で、91か所の測定調査を実施しているということを聞いております。

当町におきましても令和5年度から、上郷、追原、福田の全配水場で測定調査を実施しております。今時点で、PFOSとPFOAの検出というのはございません。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。

ただ、原因がちょっとよく分からないということがあって、一時期、基地周辺であるとか、いろんな話がありましたが、どうもそれほど特定されたようなことではなさそうです。

でいうと、やっぱりこれは町の場合、県でも同じかもしれないですけど、令和5年度って今年度ですよ、今年度から測定調査をやったということなんですけど、これは定期的に今後も、毎年とか2年に1回だけ分からないけれども、定期的に調査をするというような予定があるんですか。

○議長（平岡博君） 堀越多美男君。

○上下水道課長（堀越多美男君） お答えいたします。

こちらの検査のほうは毎年定期的実施していきたいと思います。

また、今後いろんな新たな情報等がございましたら、そういった国・県の情報指針に沿って、いろいろ対応のほうはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） ありがとうございます。ぜひ定期的にやっていただきたいと思えます。

それから次に8点目、水道料金の改定についての話なんですけれども、御答弁では、私はこういうふうに理解したんですけども、水道料金の改定については、経営戦略、これ5年ごとに見直すと、その5年ごとに料金体系も同時に見直していくと。そこで見直すということが決まれば、上下水道事業審議会があって、その後、議会にかかる。つまり、定期的にそういう形でもうやっていくと、そういうふうに理解していいんですか、実施するという事。

○議長（平岡博君） 井上稔君。

○産業建設部長（井上稔君） お答えいたします。

経営戦略と併せて同時期にやるということはないんですが、定期的に見直しということはやります。水道料金、5年ごとを予定しているんですが、経営戦略の見直し後に、経営戦略の内容を踏まえまして、料金の改定というのを検討するという予定になっております。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 確かに企業会計なので、経営戦略を見直して、料金をどうしようかというふうに形になるから、それでいいのかもしれないけれども、水戸市なんかではもう完全に、もう何年ごとにもう完全に見直すという形でやっているようですね。

だから、見直して、上げない場合もある、下げる場合もあるかもしれないね。だから、そういうふうに、同じかな、経営戦略を見直すわけだからね。そこで定期的に見直すというふうに理解しました。

次は9点目、飲料不適とされていた、ここから私は、ちょっと今回の一般質問の中で一番言いたいことなんですけれども、井戸水、水道水の水質検査については現在、上水道未整備地区について、行政が町独自のサービスとして行っているということなんですけれども、個人が検査を行おうとする場合、通常は保健所に持ち込むとか、あるいは検査機関に直接持ち込むのではないかなと思うんです。

薬剤師会が検査機関をお持ちになっていて、そのほかにもたくさんあるのかもしれないけれども、少なくとも保健所は薬剤師会に委託をして、検査を実施するということのようにですけども、この検査について、町独自でサービスでやるやつじゃないですよ、これただなんだからね。そうじゃなくて、個人が、自分の井戸とか、その水質について不安があったときに検査をしようとするときに、補助制度が現在あるかどうか。ないとすると、その補助制度を私はつくるべきではないかなというふうに思うんですけども、補助制度についてお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 町民生活部長白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えいたします。

個人で井戸水の水質検査を行う場合は、竜ヶ崎保健所内の竜ヶ崎食品衛生協会というところで受付を行いまして、この協会から、採水用の専用容器を受け取りまして、この専用容器に井戸水を入れて、保健所に持込みをいたします。その後、検査機関でございます茨城県薬剤師会で検査を行いまして、その個人宛てに結果通知書が送られてくるという流れになっております。

議員御指摘の、個人が検査を行う際の補助制度についてでございますが、現在、竜ヶ崎保健所管内の市町村で、この補助制度を設けている自治体はない状況でございます。

したがいまして、当町におきましても現段階では、議員がおっしゃいます補助制度の導入は考えてございませんが、今後、近隣市町村の動向等を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） そういう答弁なんですけど、本当に不思議だなと思って、実は私も今回の質問するのにいろいろ調べものをしたんですけども、補助制度はないわけですよ、近隣も。これ後からまた言うけれども、53か所やって17か所も不適になっちゃっているわけでしょう。そうすると、飲料不適とされた個人の井戸水については、その個人が、非常にこれどうしたらいいかと。私が最初に質問したように、飲んだり、料理したり、歯磨きしたりするやつは、ペットボトル買うとかになると、それから散水したりとか洗濯物は、そのまま使うと、そういう対応になるんだろうけども、いろいろ調べものをすると、県内でもそれから西日本を中心とした自治体で、浄水器設置補助金を制度化しているところがあるんです。結構西日本には多いと。県内は少なかったですけどね。

補助金については、動向を注視するとか、調査研究するという答弁ですけども、ぜひ、私としては制度化して、少なくともその浄水器が飲料不適の水が飲料適になるかどうか私はよく分からないんですけども、多分、制度化してやっているということは相当程度そういうふうになっているのではないかなと推測されるんです。この制度化をしてほしいと思っているんですけども、どうでしょうか。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えいたします。

町長の答弁でも触れましたとおり、浄水器設置の補助に関しましては、土壤汚染対策法に基づきます要措置区域等を含む市町村が実施をしているという例が多く見受けられまして、当町では上水道未整備地区に、その指定区域がない状況でございます。しかしながら、今年度の町の調査では、議員の御指摘のとおり、53世帯に対しまして17世帯が水道法水質基準というものに適合していない結果が出ております。

保健所から、この水質検査の委託を受けております茨城県薬剤師会検査センターに、この対応のアドバイスを確認をいたしました。そうしましたところ、一番多い相談内容でございます一般細菌や大腸菌の対応につきましては、煮沸ですとか塩素減菌で問題は解決するというところでございますが、それ以外の検査項目で飲料不適と出た場合についての対応は、浄水器の設置を推奨しているということでございました。

このようなことから、浄水器の設置に対する補助制度の導入につきましては、町長答弁でもございましたとおり、今後、町の水道整備のスケジュールを踏まえた上で、調査研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 県内にも例があるようですし、他の自治体の動向というか、その制度を実施しているところを参考にしながら、ぜひとも浄水器の設置補助を制度として設けていただきたいと思っております。

井戸水のことですけれども、基本的には個人管理の水利というんですか、水の利用、水利という位置づけで、つまり、個人に責任があるよということなんですけれども、13年前になるかな、東日本大震災とか今回の能登半島地震の際にも、水道が断水したときにこの井戸水というのは非常に重要な役割を果たすと。東日本大震災のときには、県北なんかには非常に井戸を災害対応ということで、個人の井戸を指定して、その維持管理に補助金を出したと、こういうところもあったようですけれども、私は井戸水も非常に大事なんじゃないかなと思います。

それで、災害対策井戸については、その阿見町の対応というのはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えいたします。

町が管理をしている井戸としましては、阿見小学校を除いた指定避難所でございます、町内各小中学校に設置しており、災害時には生活用水として利活用をしていただくということにな

っております。一方では、議員御指摘の個人所有の井戸につきましては、この利活用については定まっていないという状況にあります。

今後、他市町村においては災害時に、この井戸所有者が井戸水が無償で提供する、事前登録制の井戸を公表していたり、また、今回の地震で被災地の石川県珠洲市では、水道を復旧させるまでの間の手段としまして井戸水の利用ができないかということで進めている状況を見まして、有事の際の井戸の利活用について関心が高まっていると重々認識しております。

このようなことから、当町におきましても、あくまでも個人所有の井戸水を飲み水用ではなく、生活用水としての利活用を前提として、登録制の災害時協力井戸の導入につきまして、その運用方法を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） 阿見町から今回も3次にわたって、4次目はまだ出してないんですね、3次にわたって支援に行っただと、災害支援に行っただと。うち1チームは水道給水の支援に行っているということで、常総市の水害のときにも、私も常総市の友人のところに行ったときに、前の坪田課長だったかが先頭に立って給水を支援していたということを今思い出しましたが、そういうことで、ぜひ井戸水の活用ということも考慮に入れていただいて、やっていただきたいと思います。

最後の質問になります。

井戸水は、先ほど言ったように個人管理の水利という位置づけなんですけども、町民の、先ほど言いましたけども、飲料水水質に不安を持っている方々は非常に多いと思われれます。

現在行っている上水道未整備地区での町独自サービスである井戸水検査を拡大して、少なくとも上水道未整備地区での町民の飲料水水質に対する不安を解消すべきだと思うんですね。もうちょっとそのサービス、補助制度とかということなんですけども、もし違う方法があれば、行政のほうで、この水質不安に応える方法があるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えします。

この井戸水の検査は、町全体ではなくて、上水道が未整備である町内29行政区において実施をしているところであります。

また、先ほど来、申し上げておりますとおり、調査件数は、1行政区2世帯の井戸水を調査しておりますが、この調査は町内におきまして井戸水を飲用している家庭全てを行ってないところから、井戸水に不安を抱えている町民もいるかと思われれます。

議員御指摘のとおり、町民の不安に応えるためにも、現在町が行っております井戸水検査の

実施方法、これも含めて制度の在り方について再度検討しまして、町民の不安を少しでも和らげる方策を今後考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平岡博君） 海野隆君。

○11番（海野隆君） なかなかね、あと5年かかると、さっきの話かなと思うけども、5年というのはあつという間に過ぎると思うんですけれども。

最後に、飲料不適合である井戸水、この本質的な解決策は上水道の全面普及だと思います。阿見町水道事業ビジョンに基づいて、町内全ての家庭に安全でおいしい水道水が利用できる環境を実現することが重要だと思いますけども、町長、最後に決意をお願いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうか、全面普及への。

○議長（平岡博君） 町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） お答えいたします。様々な御提案をありがとうございました。

まずは、議員も御指摘の普及率の問題ですけれども、令和5年度末で88.6%と、市制施行を狙っている自治体としては恥ずかしい限りだというふうに思っています。できるだけ早く、県平均が95%くらいだと思いますので、そこまではもう上げなくてはいけないということで取り組んできておりますけれども、なかなか思うようにいかないところがあります。

ただ、剰余金も10億円ぐらいありますし、これ更新に使うこともあるんですけども、更新、延伸、なかなか難しいところありますけれど、この辺のところは、できるだけ早く全域に100%を目指してやっていきたいというふうに思っています。

また、今、最後に部長から前向きな答弁ありましたけれども、井戸水の不適の世帯については、これやっぱり浄水器は必要ではないかというふうにも考えております。この辺のところは前向きに検討したいというふうに思いますし、53世帯で17世帯でしたっけ、53で17というのはかなり多いと思います。これも全世界帯を、未普及の世帯、井戸水を使っているところ、これを全世界帯やったとしたら大変な数になるのではないかなと。それを知らないで使っているということは健康被害にもなりますし、この辺のところの井戸水検査というのを、もう少し普及しなくちゃいけないなというふうに感じています。

また、いろんな面で、普及率もそうですし、それから耐震化、そういうのも、これも進んでいかなくちゃいけませんし、それから、今、阿見町は人口増えていますけれども、人口減になったときの収入のほう、これ低下もしていくというふうに思いますので、令和4年ですから、去年、おとしに示された県の水道ビジョンでは、やっぱり広域化ということを目指してということで私も話を聞いておりますので、この辺も含めて、これから対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

○11番（海野隆君） 以上で終わります。

○議長（平岡博君） これで11番海野隆君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時15分とします。

午後 0時11分休憩

午後 1時15分再開

○議長（平岡博君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番栗原宜行君の一般質問を行います。

7番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔7番栗原宜行君登壇〕

○7番（栗原宜行君） 皆さん、こんにちは。栗原宜行でございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回、私は、阿見町の子育て政策は充実しているかについて質問をいたします。

政府が掲げ進める異次元の少子化対策、この財源として、岸田首相は、今月6日の予算委員会で、新たにつくる子ども・子育て支援金制度のために、1人当たりの公的医療保険料を平均で月500円、年間で6,000円程度上乗せする見込みを明らかにしました。

新たに設置したこども未来戦略会議。今後3年間を集中取組期間と位置づけた加速化プラン。そこでは、1、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組、2、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、3、共働き・共育での推進、4、こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革を4つの柱とし、特に経済的支援の強化で、児童手当の所得制限の撤廃や、高校卒業までの支給期間の延長、第3子以降には支給額を3万円に倍増するなどが盛り込まれました。

国の政策が徐々に明らかになる中、阿見町の子育て政策はどのようになっていますか。

以下7点について質問をいたします。

1、阿見町第6次総合計画における子育てに関する施策の目標達成状況はどのようになっていますか。また、課題は何ですか。

2、阿見町の少子化対策の効果と課題は何ですか。安心して出産できる環境は整っていますか。

3、阿見町の子育て対策の効果と課題は何ですか。

4、病児・病後児保育への取組はどこまで進んでいますか。

5、障害児保育への取組はどこまで進んでいますか。

6、待機児童は解消していますか。また、こども誰でも通園制度への取組は進んでいますか。

7、保育士の確保と処遇改善はできていますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 栗原議員の、阿見町の子育て政策は充実しているのかの質問にお答えいたします。

1点目の、阿見町第6次総合計画における子育てに関する施策の目標達成状況と課題についてであります。

阿見町第6次総合計画では、保育施設の充実、保育サービスの充実、子育て支援体制の充実、放課後子どもプランの充実、要保護児童対策の充実の5施策を個別施策としております。その指標として、保育施設等入所定員、待機児童数、特別保育等の実施事業数、すくすく広場の参加者数、児童館サークル参加人数、放課後子ども教室の参加人数、放課後児童クラブ入会児童人数、要保護児童相談員訪問件数の、8指標を設けております。この中で6指標につきましては、令和4年度にほぼ達成しております。

未達成となっている、すくすく広場の参加者数と児童館サークル参加人数は、コロナ禍の影響もあり目標に達しておりませんが、令和5年度には人数も回復しつつあり、コロナ禍前の実績に迫っております。

今後の課題としましては、宅地開発の進む地域への子育て世代の転入等を見込んだ保育需要への対応、児童虐待や養育困難家庭への対応などが挙げられます。

2点目の、阿見町の少子化対策の効果と課題。安心して出産できる環境は整っているかと、3点目の、阿見町の子育て対策の効果と課題につきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

町では、少子化・子育て対策として様々な施策を実施しております。18歳以下の医療費の無償化、不育症治療費の助成、妊娠・出産期から子育て家庭への伴走型相談支援、妊娠・子育てサポート給付金、第3子からの誕生祝い金、3歳以上児童の保育料無償化、給食費無料化の拡大、小学校入学児童へのランドセルの無料配布、中学校新入生へのお祝い品の贈呈、また、昨年3月からは、3歳6か月健診時の視覚検査に屈折検査機器を導入し、弱視の早期発見・早期治療につなげるほか、10月からは子育て支援アプリを導入し、子育て情報発信の強化を図っております。

来年度からは、妊産婦タクシー利用費助成事業を開始予定であるほか、放課後児童クラブや（仮称）子育て支援総合センターの整備など、様々な子育て支援策を拡大・推進し、安心して

出産・子育てができる環境を整えてまいります。

具体的な効果については検証することが難しいのですが、14歳以下の子供の増加が県内でも上位であることから、様々な施策の実施により、当町が子育て世代に選ばれている要因であると考えております。

課題につきましては、1点目でお答えしたとおりであります。

4点目の、病児・病後児保育への取組についてであります。

病児保育事業のうち病児対応型については、令和3年4月から、東京医科大学茨城医療センター内に、たんぽぽ保育室が開設し、病気により自宅や保育施設での保育が困難となった児童の一時的な保育を行っております。また、病後児対応型については、町内の私立保育園3か所において、病気やけがの回復期の児童の一時的な保育を行っております。

5点目の、障害児保育への取組についてであります。

障害児保育につきましては、全ての保育施設で実施しております。障害児の処遇の向上を図るための方策として、加配保育士を配置している私立保育施設に対し、障害児保育事業費補助金を支給しております。

6点目の、待機児童は解消しているか。また、こども誰でも通園制度への取組は進んでいるかと、7点目の、保育士の確保と処遇改善はできているかにつきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

令和4年度及び令和5年度の待機児童は、新たな保育施設の開設等により、0人となっております。しかしながら、一部の認可保育施設のみを入所希望として待機している潜在的待機児童と呼ばれる児童が増加しております。

潜在的待機児童解消のためにも保育士の確保は重要であると考えております。そのため、町独自で実施している処遇改善助成金について、令和5年度からは、常勤職員だけでなく、月当たり120時間以上勤務している非常勤職員にも拡大し支給を行うことといたしました。

また、入所定員の増を図るため、現在、令和8年4月開設を目途とする民間保育園の公募を行っているところであります。

こども誰でも通園制度につきましては、保護者の就労有無に関わりなく一時的に保育を提供するサービスとなりますが、町では、同様のサービスとして、保護者の急病や冠婚葬祭、育児疲れなど私的理由等により一時的に保育が困難となった場合に、就労有無に関わりなく保育を提供する一時保育事業を実施しております。

こども誰でも通園制度については、利用者のニーズに応じた実施場所の確保や、通常保育に支障がない形での推進が課題となっており、現在は一部の自治体で試行的に実施している状況でありますので、今後の国の動向等を注視してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、質問の項目に沿って再質問のほうをさせていただきます。

まず、1点目でございます。

阿見町第6次総合計画における子育てに関する施策の目標達成状況と課題ですよね。御答弁の中では、5つの個別施策の中の8つの指標、それで6つの指標については、ほぼ達成されているということでした。あと、未達成の2つについても、状況がコロナ等もありましたので、ほぼほぼできているということでございます。

その中で、まず、住民からの、この阿見町の子育てに関する評価というのを皆さんから得られているのか、その点についてお伺いをいたします。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

第7次総合計画を策定するに当たりまして、アンケート調査を実施しております。町民意向調査ということで、町民意向調査の結果としましては、子供の成長や若者の活躍を支えるプロジェクトという施策の部分の評価がございました。その中で、こちらのほうの評価としては、重要度それから満足度とも高い順位となっていたことから、一定の評価は得られているというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

町民の皆さんからも、アンケート意向調査があつて、その中で一定の評価を得られているということですので、よかったというふうに思っております。

続いて、第6次総合計画の中での課題が出たわけですけども、それをどのように第7次総合計画へ落とし込まれているのか、どうやって解決するのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

第6次総合計画で取り組んできました施策は、いずれも第7次総合計画において引き続き取り組むべきものばかりでございます。

第7次総合計画におきましては、第2章第2節、未来を担う若者を支援するまちづくり、この中で、次世代育成支援の充実ということ掲げてございます。その中に4つの個別施策を掲

げております。

1つ目、安心して預けられる保育施設やサービスの充実では、保育需要に合わせた民間保育施設の誘致、保育士の離職防止と人材確保のための処遇改善など。

2つ目、ニーズに対応する支援体制の充実では、子育て世代が気軽に集い、交流・相談できる施設として子育て支援総合センターの整備、それから児童館サークルの充実など。

3点目の、子どもを守る取組の推進では、子ども家庭センターの設置により、妊産婦・子育て世帯への相談支援体制の強化と、児童虐待の未然防止、生活困窮等の早期発見と早期対応など。

4つ目ですが、妊娠期から支援する取組の推進では、乳幼児健診や相談支援事業を通しての支援、安心して出産・育児ができるよう、産後ケア事業の支援・充実などが挙げられます。

さらには、子育て世帯への経済的支援策など、取り組むべき課題は多くあります。一朝一夕で解決することは難しいことと思っておりますけれども、体制を整えながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

第7次総合計画ももうできてくるわけですけれども、その中に十分落とし込みをなされて、第6次総合計画の課題についても解決するように、4つの個別政策の中でやられているというのは分かりました。

続きまして、第2点目と第3点目、これにつきまして、少子化対策、それから子育て、それぞれの対策の効果と課題ですけれども、御答弁の中で、14歳以下の子供の増加が県内でも上位であるということで御答弁がありました。具体的に、5歳階級別、0歳から4歳まで、5歳から9歳、あと10歳から14歳と3段階、年少人口にはあるわけですけれども、この5歳階級別や、0歳から14歳の累計での県内順位については、どのようになっているのでしょうか。

また、年少人口の伸びはどのようになっているかお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

茨城県の常住人口調査では、令和5年4月1日現在で14歳以下の子供が前年の同期と比較して増加している自治体は、つくば市、584人プラス、つくばみらい市、108人のプラス、それから阿見町、47人のプラスの3自治体のみとなっております。

さらに、その1年前、令和4年4月1日時点の状況でも、前年同期と比較して増加している自治体は、つくば市がプラス929人、つくばみらい市が85人、阿見町は47人ということで、こ

の3自治体のみが増加しているという自治体でございます。

それと、5歳階級別の人口ですけれども、令和5年4月1日現在で、0歳から4歳が1,818人で、これは県内17位、5歳から9歳が2,149人で17位、10歳から14歳が2,106人で21位、それから0歳から14歳の年少人口の合計は6,073人で18位ということになっております。

それと、年少人口の伸びということでございますけれども、令和3年の4月から令和4年の4月が5,979人から6,026人で、47人増加の0.8%の増。令和4年4月から令和5年4月が6,026人から6,073人で、47人増加の0.8%の増ということになっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

阿見町が伸びの中でも令和5年度も令和4年度も前年対比で県内で3位というのは、本当に誇らしい、うれしい内容になっています。確かに5万人を超えていく、そして子供たちが増えるというのは本当に楽しみだと思えます。

あと、阿見町の令和元年度の出生率は県内で15番目となっています。これは令和元年ですけれども。ただ、この出生率については県平均を下回っています。

阿見町の出生率を県内1位のつくば市まで引き上げるには何が必要なのか、また、人口動態調査から阿見町の傾向はどのようになっているのか、どのように認識されているのか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

つくば市は令和元年度は9.8ということで、大分高い状況でございます。一気につくば市まで引き上げることは難しいというふうに考えておりますが、現在の子育て支援施策を引き続き実施していくことで、出生率の向上につなげていきたいと考えております。

ちなみに、確認できる最新のデータでございますけれども、令和4年度の茨城県の人口動態統計になりますが、そちらの実績で申し上げますと、人口1,000人当たりの出生率、これ茨城県平均が5.7、つくば市が9.1、阿見町が6.3で、当町は県平均を上回り、県内7位ということになっております。

この調査の中で、当町は市町村別の出生数と人口1,000人当たりの出生率が、令和4年度までの数年間は、出生数が300人前後、出生率も6.3前後で横ばいというような状況でしたが、今年度の出生数は、1月末時点で既に300人を超えておりまして、昨年度1年間の人数にほぼ達しておりますので、出生率も今年度は増加することが見込まれているということでございます。

様々な子育て支援施策の効果が少しずつ出てきているものと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 今、部長からの御説明の中で、さらによくなっているというのが分かりました。県平均を下回っていましたが、県平均を超えて、しかも1月は300人、前年を超える方が1月の実績として生まれているということですので、大変これも喜ばしいことですのでございます。

続きまして、不育症治療費なんですけども、これ今回の部分で、助成は5万円という形で阿見町は助成させていただいているわけなんですけども、他の市町村の助成金を見ますと、15万円を支給されている、助成されているところも3自治体ぐらいあります。平均は、当然5万円を超えるぐらいなので、阿見町が特に低いということではないんですけども、ただ、上位のところからすると3分の1の支給助成金だよと。この利用状況はどうなっているのか、この5万円の助成金が十分なのか、どのようにお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

今、栗原議員からございましたように、県内では5万円の助成の自治体が多いということから、この助成金額となっております。

利用者につきましては、令和2年度が2件、令和4年度が1件、今年度は1件となっております。

この4件のうち、助成上限額に満たない申請が半数となっているため、現在のところ助成金額の変更予定、これは現在のところはございません。しかしながら、今後さらに事業が認知されて、利用者が増加して、5万円以上の治療費が多くなったというようなことがある場合には、改めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

今は2件、1件、1件という形で、御利用していただいている方が少ないということでしたが、さらに増えて、お子さんが生まれる治療費の支出になるように、前向きな御答弁だったのでありがたいです。

続きまして、昨年3月から始まった3歳6か月健診の時の視覚検査で屈折検査機器を導入したというふうにご書いてあるわけなんですけども、この導入した効果についてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

令和4年度に視覚検査で要精密検査になった方は30名でありましたが、令和5年度は1月時点で既に59名が要精密検査となっているため、屈折検査機器の導入で要精密検査と判定される方は増加しております。

精密検査の結果につきましては、医療機関や保護者から報告を受けており、ほとんどの方が要経過観察ですが、既に5名の方が遠視や乱視の診断を受けております。

屈折検査機器の導入で、全員が会場で検査を実施するために、自宅での検査のみで異常なしとなって、今まで見逃されていた可能性のあるお子さんが受診につながるという、こういう効果があったと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 30名から59名に、見逃された方が新たに分かったということですから、これも喜ばしいことだと思います。

続いて、子育て支援アプリを導入したという形で載っておりますけども、この子育て情報発信の強化は実際に図られているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

昨年の10月から運用を開始したばかりでありますけれども、今年の2月19日の時点での登録者数は374名となっております。

出産・子育てに関する情報を掲載しているほか、予防接種の受け忘れがないよう、プッシュ通知でお知らせをしており、情報発信の強化が図られていると考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

先ほどの少子化対策、子育て対策で主立ったところを伺いましたけども、次は、今度新年度の予算に計上されています妊産婦のタクシー利用費の助成のことなんですけども、このタクシー利用費助成はどのようなものなのか。妊娠から出産後2か月以内というふうに対象となっておりますけども、聞いていますけども、出産後2か月とした理由は何ですか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

助成対象となるタクシーの利用、こちらは、妊産婦健診や出産に係る入退院によるものを対象としております。妊産婦健診は産後1か月頃までには行うため、2か月というのは、それでも余裕を持って産後2か月までということで対象にしております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 続きまして、（仮称）子育て支援総合センターの件ですけれども、これはどのように運用されていくのか、これについてもお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

運用につきましては、今後、現在の子育て支援センターや児童館、こちらのほうが中心となりまして、開館時間や曜日、それから実施する事業などを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 今、この件と先ほどのタクシーのやつは、予算決算特別委員会もありますので、そこでまた詳しく同僚議員のほうからも質疑があるかもしれませんので、まず、この程度でとしたいと思います。

続いて4点目、病児・病後児保育への取組なんですけれども、たんぽぽ保育室や病後児保育施設の利用状況について、どのようになっているかお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

令和4年度の実績でございますけれども、たんぽぽ保育室、こちら病児保育、年間延べ人数で54名となっております。それから、病後児保育施設は、3施設合計で115名が利用しているということでございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

民間というか、私立のところでも3施設があって115名ということですよ。病児については1か所で54名という形になっています。

ただ、一般的に運営上の課題というのが事業者さんのほうにはありまして、利用者が不安定ですよ。であることとか、人材確保、あと、看護師さんを確保しなければならないというようなこともあって、採算の確保が困難というのは指摘されています。

阿見町の状況はどのようになっているのか、対応策はあるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

まず、採算という部分ですけれども、病児・病後児施設の補助金額の算定に当たりましては、利用者の人数に応じた加算分だけではなくて、病児・病後児施設としての機能を備えていることにより、基本分として算定される基準額があることから、利用者数の変動により直ちに採算が不安定になることはないと考えております。

そういったことで、この補助金については、人件費という部分も大きな補助になっておりますので、こういった補助を活用していただいて、看護師、保健師、こういった方々を雇用していただいて運営していただいているということになっていることとございます。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 一般的に運営が難しいのではないかとこのように言われていましたけれども、不安定になることは、ベースができていますので大丈夫だろうと、もっともっと活用してほしいと。ですから、民間では、私立では3か所ですので、もっともっと増えていけば、安心して預けられる保護者の皆さんもいらっしゃるのでは、こういう面でも支援策としては、いいんじゃないかというふうに思います。

続きまして5点目です。障害児保育への取組なんですけれども、阿見町の障害児保育事業補助金の支出状況は、どのようになっているのかということと、交付要綱の第5条第1項第2号ですね、この基準額が6万5,300円という形になっていますけれども、ほかの自治体も、まだまだ高い部分があります。この増額について、増額するお考えはあるのか、それについてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

障害児保育事業費補助金ですけれども、支出状況ということで、まず令和4年度の実績、こちらは2施設に対しまして97万9,500円、預かり児童数が2名、年間の延べ数に直しますと15名という形の支出となっております。

令和5年度につきましては、現時点での見込みは、4施設に対して940万3,200円、預かり児童数は12名、年間延べ児童数にしますと144名を予定して見込んでおります。昨年度に比較しまして、当補助金を活用して障害児を受け入れていただいている施設が増えているというような状況でございます。

基準額の6万5,300円、こちらについての増額でございますけれども、現時点においては増額のほうは直ちには考えていないわけなんですけれども、他市町村の状況によっては、この基準額変更の必要性について検証するという時期もあると思いますので、今後そういった動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

続きまして、6点目の待機児童の部分と、7点目、保育士の確保について再質問をいたします。

現在、阿見町の保育士は何人いらっしゃるのかということと、あと、保育の質を高めて、待機児童の解消を図るための保育士というのを何人というふうにお考えなのか、何人必要とお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

まず、現在の阿見町の保育士数ですけれども、公立と私立合わせて224名ということになっております。

それから、どれくらいの保育士ということがございますけれども、やはり施設の利用定員を全て満たすという形になってきますと、やはりまだ足りない状況がございます。40名程度は、全部を埋めていくのには必要なのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

あと、今年度、令和5年度から実施している非常勤職員の皆さんへの処遇改善策、処遇改善対象者はどのくらいいるのかということと、そのうち何人の方が申請されているのかについてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

令和5年の12月の支給分でございますけれども、35人の申請がありました。対象となる方は皆さん申請していただいております。

ちなみに、補助金ができる前の令和4年の12月は24人でありまして、11名増えております。そういったことから、こういった処遇改善策の効果が表れて、施設のほうでも、そういった確保をいただいているのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 非常勤の皆さんの部分に対する処遇改善策がちゃんと活かされているということで、全員の方が申請されているということで安心をいたしました。

続きまして、ちょっとこれも以前、昨年ですか、2年前ですか、報道されてちょっと問題になった件ですけども、国の処遇改善策があるわけですね。その国の処遇改善策は事業者に払われる。阿見町独自の処遇改善策は、対象は個人に支払われるということによろしいのか。また、国の処遇改善策は、しっかり保育士の個人の方に上乘せされていることを確認されているのか、それについてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

ただいま議員からありましたとおり、国の処遇改善策は、給付の中で事業者のほうに支払われております。対しまして、阿見町独自の処遇改善策は、個人のほうの口座に直接振込をさせていただいております。

それで、国の処遇改善の個人への支払い状況について、しっかりと確認しているかということでございますけれども、こちらにつきましては、保育施設のほうから支払いの実績報告書、これを提出していただきまして、きちんと支払われているかどうかの確認を行っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

続きまして、一時預かり保育ですね。私立も含めた一時保育のある保育所は何か所あるのか。また、公立保育所の利用定員はまだ3名なのか、増員の検討はされているのかについてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

一時預かり保育を実施しているところですけども、公立が3か所、私立が4か所、小規模保育事業所が2か所で、合計9か所であります。

定員の増ということでございますけれども、やはりどうしても通常保育のほうをまずは優先させなければならないというところがありますので、やはりそちらの受入れを強化しながら、一時保育のほうもなるべくお受けできるような形で調整しながらやっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） 再質問、最後の質問になります。

育休退園というのがありますね。この育休退園について、阿見町はどのようなルールになっているのでしょうか。

○議長（平岡博君） 子ども家庭課長遠藤朋子君。

○子ども家庭課長（遠藤朋子君） お答えいたします。

育児休業の間の上のお子さんの預かりにつきましては、上のお子さんが保育施設を利用しているときに育児休業を取得する場合、育児休業を1年以内ということで取得をされる場合は、利用中の上のお子さんは育児休業の終了月まで引き続き保育施設に通うことができます。

育児休業1年以上、2年とか3年長期で取得する場合は、育児休業の開始時点で退所をしていただく形になってございます。

ただし、利用中の上のお子さんがある間に、下のお子さんの利用の申込みを行って、下のお子さんが利用保留、ちょっと入れないとなった場合は、下のお子さんが利用できるまで、もしくは、当初の育児休業終了日の属する年度末、3月末までのうち、どちらか早い期日までを利用中の上のお子さんの継続利用の期間を延長することができるという取扱いにしております。

ちょっと分かりにくいかと思うんですが、例えば育児休業を初めから2年とか3年取得予定だという場合には、上のお子さんは、産休の間は見させていたくんですけれども、育児休業開始と同時に一旦退所いただくこととなります。休業の終了に合わせて、新たに申し込んでいただく形になってございます。

これにつきまして、育児休業を長期間取得しても、お子さんの在籍が保障されるという状況にしますと、入所できている方にはとても有利なんですけど、待機中の方にとっては入れないということになってしまいますので、できるだけ不公平な状態にならないように、前に申し上げた取組の形としてございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） 栗原宜行君。

○7番（栗原宜行君） ありがとうございます。

今回、私は、阿見町の子育て施策について、るるお伺いをいたしました。

阿見町が5万人を超えて、どの階層が多くなっているのかということも、今回よく分かりました。その子供たちに対して、阿見町の施策が十分に行き届いているということも、第6次総合計画の結果として分かりました。

新たな支援策として、先ほどの妊産婦のタクシーの利用費の助成であるとか、非常勤職員に対する処遇改善の拡大、そして、新たな（仮称）子育て支援総合センターをつくられるということで、阿見町の子育て政策がとにかく充実しているということが分かりました。

今後も、住民の皆さんのために切れ目のない子育て施策を続けていっていただきたいということをお願いして、お願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで7番栗原宜行君の質問を終わります。

休会の件

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、休会の件を議題とします。

議案調査の都合により、2月23日から2月25日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 1時59分散会

第 3 号

[2 月 26 日]

令和6年第1回阿見町議会定例会会議録（第3号）

令和6年2月26日（第3日）

○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉	繁君
教育長	立原	秀一君
町長公室長	佐藤	哲朗君
総務部長	青山	広美君
町民生活部長	白石	幸也君
保健福祉部長	山崎	洋明君

産業建設部長	井上	稔	君
教育委員会教育部長	飯村	弘一	君
政策企画課長	糸賀	昌士	君
総務課長	石田	栄司	君
財政課長	坂入	紀章	君
防災危機管理課長	安室	公一	君
危機管理監(防災危機管理課副参事兼課長補佐)	菅谷	充	君
社会福祉課長	湯原	将克	君
高齢福祉課長兼福祉センター所長	浅野	奉子	君
国保年金課長	戸井	厚	君
健康づくり課長	山崎	由紀子	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳
書記	加藤	佳子

令和6年第1回阿見町議会定例会

議事日程第3号

令和6年2月26日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

令和6年第1回定例会

一般質問2日目（令和6年2月26日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 難波千香子	1. 災害対策について 2. 高齢者支援について 3. 少子化対策の基盤となるプレコンセプションケアについて	町 長 町 長 町 長
2. 川畑 秀慈	1. 生活困窮者対策について	町 長

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（平岡博君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間は答弁を含め60分以内としますので、御協力のほどお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は、会議規則第61条第1項に規定されているとおり、町の一般事務についてたずねる場であり、したがって、町の一般事務に関係しないものは認められません。また、一般質問は、町長の個人的見解をたずねる場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に、執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から、質問に対し簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、議会基本条例第5条第1項第3号の規定により、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問等に対し反問する場合には、挙手の上、反問したい旨を述べた後、議長の許可を得てから反問してください。

初めに、14番難波千香子君の一般質問を行います。

14番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔14番難波千香子君登壇〕

○14番（難波千香子君） 皆さん、おはようございます。公明党の難波千香子でございます。私は、今期で最後の質問になります。よろしくお願い申し上げます。

では、3項目通告を出しておりますので、初めに、災害対策について御質問させていただきます。

まず、冒頭、能登半島地震におきましてお亡くなりになられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

令和6年1月1日に襲った最大震度7の地震は、240人を超す命を奪い、生活や産業を根こ

そぎ壊し、発災以来2か月近くが過ぎようとしておりますが、依然1万人以上の方々が避難所の生活を余儀なくされております。

また、避難所には入らないけれども壊れかけた自宅で過ごされておられる方々もたくさんいらっしゃる。インフラなどの復旧が遅れる中、避難の長期化が予想されており、物資の調達、洗濯、お風呂などの生活衛生面の問題、また、高齢者や障害者、子供や女性など災害弱者も多くいる中で、人間の尊厳をどう守っていくのか。一人ひとりに対応できる支援チームなども必要と考えられており、また、これから災害関連死を絶対に出さないことが大切になっております。

当町からも石川県に災害支援として職員が派遣されましたが、本当にお疲れさまでございました。この能登半島地震は、我が国の防災や災害対応に様々な課題があることを改めて投げかけるものでありました。当町における不断の見直しが不可欠となっております。

そこで、以下について質問させていただきます。

1点目、防災・減災の観点で本町での教訓・課題はどのようなものがあるのか。

2点目、避難生活を送る女性や妊産婦、乳幼児向けの用品については、離乳食を備蓄していたのは全市町村の14.3%、妊産婦用の衣類は0.5%で、調査対象20品目のうち16品目で30%を下回り、備蓄状況が進んでいないことが今年4日の内閣府の調査で明らかになっております。

また、女性の視点に立った防災対策づくりも求められておりますが、女性の視点からの避難運営や備蓄品、自主防災組織での課題はどのようになっておられるのか。

3点目、地震等の大規模な災害に備えた訓練を消防団等に期待する声もありますが、今回は消防力不足が露呈したと指摘されているが、当町の今後の訓練に関してのお考えをお聞きいたします。

4点目、大規模災害時には被災者方へ被災者生活再建支援金や災害義援金の支給など生活支援措置が適用されるが、適用するかしないかの判断材料として、市町村が被災家屋の状況を調査して被害の程度を認定する罹災証明書についても迅速に行う必要があります。

そこで、まず、罹災証明書を発行するための被害認定調査の実施体制の現状と調査に要する期間についてお聞きいたします。

5点目、罹災証明書の申請件数も膨大になり、自治体の調査負担が増大して発行に時間がかかる問題が指摘されました。被災者からの早期申請や被害状況を確認できる写真の提出が必要となりますが、申請方法が分からず申請が遅れるケース、また、詳細な被害状況が確認できず罹災証明書の発行が遅れる事態も発生しております。そこで、罹災証明書の発行における官民連携の取組についての御見解をお聞きいたします。

6点目、令和5年3月に内閣府防災担当が作成した災害に係る住家被害認定業務実施体制の

手引きの中に、被害認定調査の迅速化に向けた民間企業等の連携の取組事例も紹介されているところがございます。民間の保険会社などと罹災証明書発行に関する連携協定を締結するお考えはないのか、お尋ねいたします。

7点目、令和5年5月末、国や自治体が災害対応の基礎となる防災基本計画が修正され、初めて災害ケースマネジメントの整備促進が明記されました。そこで、被害者に寄り添って切れ目のない支援を実現するための災害ケースマネジメントの取組や認識と当町の現状、実施への課題と今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

難波議員の災害対策についての質問にお答えいたします。

1点目の、防災・減災の観点で本町での教訓・課題はあるかについてであります。

まず、令和6年1月1日に起きました能登半島地震で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。能登半島地震はマグニチュード7.6を記録する大地震であり、災害関連死を含め240名以上の方々がお亡くなりになりました。

防災・減災においては、自分の身は自分で守る自助、地域住民が互いに助け合う共助、そして、行政が防災対策を講じる公助という3つの要素が重要であります。今回の地震では、道路や水道、電気などのライフラインが寸断され、被災地が孤立して公助の力が迅速に発揮できず、自助、共助の力がより強く求められました。

石川県能登町で支援業務を行った当町職員からは、現地での活動から今回の教訓として、最低でも3日分の水、食料、災害用トイレ等を個人で用意しておくこと、公助を待たず人命救助活動等ができるよう、ふだんから地域住民との結びつきを強化し、安否確認の手段を確立しておくこと、一人ひとりが自分事と捉え、防災・減災に取り組むことが重要であると報告を受けております。

また、国や自治体、警察、消防、自衛隊、NPO等の機関がスムーズに被災地に入り、支援活動が行える体制を平時から想定し、人的資源をいかにマネジメントしていくかが課題と捉えております。

2点目の、女性の視点からの避難所運営や備蓄品、自主防災組織での課題はについてであります。

女性の視点から防災を考えることは、避難所の環境整備や災害復旧・復興に向けてとても重要であると考えております。今回の地震においては、間仕切りや更衣室、授乳スペースといったプライバシーの確保に必要な設備が用意された避難所は少なく、また、女性向け衛生用品が

不足していた状況もお聞きしております。

また、過去の災害では、避難所の責任者は自治会長や自主防災組織のリーダーなど、多くが中高年の男性が担っており、子育て中の女性や高齢者、障害者など、避難所生活で困難なことが起きても言い出せず、我慢を強いられる事例があったと認識しております。

このような状況を防ぐため、平時より、女性の意見を踏まえた避難所運営の検討や備蓄品の購入を行うとともに、内閣府が周知しております男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドラインを活用しながら、災害対応に努めてまいります。

3点目の、地震等の大規模な災害に備えた消防団の訓練についてであります。

先般の大地震の対応においては、消防団が活躍する姿を報道等で確認する機会が多くあり、有事の際、消防団には大きな期待が向けられていると改めて感じております。

現在消防団では、操法訓練などを通じて火災時の消火活動を主とした訓練を日頃から積んでおり、緊急の火災時において、即時対応できる体制となっております。

今後はこれまでの消火訓練に加え、稲敷広域消防本部と連携しながら、消防団が地震災害時に効果的かつ適切に活動できるよう、消防資機材の拡充や救助訓練等の実施を検討してまいります。

4点目の、罹災証明書を発行するための被害認定調査の実施体制の現状と調査に関する期間についてはであります。

罹災証明書の受付及び住家の被害認定調査につきましては、町地域防災計画の中で、町税務課、収納課で組織する調査班がその役割を担い、発災から1週間以内に調査を開始することとしております。

今回の地震では、当町職員も石川県能登町にて罹災証明書の受付及び住家の被害認定調査に従事いたしました。能登町では、罹災証明書の申請開始からおおむね1か月で大半の住家を調査できる見込みであると、現地で支援業務を行った当町職員から報告を受けております。

被災者生活再建支援のため、罹災証明書の交付は迅速に行うことが求められていることから、当町においても、できる限り早期に罹災証明書を交付できる体制を取れるよう努めてまいります。

5点目の、罹災証明書の発行における官民連携の取組についての見解、6点目の、民間の保険会社などと罹災証明書発行に関する連携協定締結の考えにつきましては、関連しておりますので一括してお答えいたします。

罹災証明書の交付を迅速に行うための取組として、令和5年3月に茨城土地家屋調査士会と災害時における住家被害認定調査等に関する協定を結んでおります。また、損害保険会社が調査した被害家屋等の情報を被災自治体に提供してもらえるよう、現在、茨城県と損害保険会社

各社との間で協議を進めている状況にあります。

今後町では迅速な罹災証明書の発行のため、官民との業務連携を進め、被害家屋の状況把握に努めてまいります。

7点目の、災害ケースマネジメントの取組の認識と当町の現状、実施への課題と今後の取組についてであります。

災害ケースマネジメントとは、被災者一人ひとりの状況を把握し、関係者と連携してきめ細やかな支援を継続的に実施する仕組みであり、自立や生活再建の早期実現に貢献する取組であると認識しております。また、この災害ケースマネジメントを整備していくためには、社会福祉士等の福祉関係の専門家や弁護士等専門的な能力を持つ幅広い分野の関係者が連携し協働する必要があります。

今後は、他自治体の先進事例を参考に体制づくりを行い、災害時に誰一人取り残さない支援を進めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

まず、能登半島地震で多くの古い木造住宅が倒壊いたしましたけれども、阿見町の建築の耐震化率はどれほどでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 町民生活部長白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えいたします。

令和4年3月末時点の当町の耐震化率ですけれども、こちらが87%という数字になってございます。これは茨城県内では15番目の数値となっております。

なお、町の指定避難所となる公民館と町公共施設の耐震化率につきましては100%となっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） ありがとうございました。

では、能登半島地震では、さらに断水も長期化いたしましたけれども、町で断水が長期化した場合の対応はどのようになっておられるのかまずお聞きしたいのと、また、井戸についても以前にも質問させていただいた経緯がございます。また、今回海野議員からも質問が上がっておりますけれども、近隣市町村で行っているような個人等の井戸を活用するお考えはあるのかどうかお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えいたします。

町では災害時の飲料水を確保するために、100トンの水が入ります飲料水兼用耐震性貯水槽というものを阿見小学校の敷地内に埋設をしております、これは約3万3,000人分の飲料水が確保できるようになってございます。また、指定避難所に設置をしております防災倉庫のほうに、500ミリリットルのペットボトルの飲料水を合計1万本備蓄している状況にございます。

そのほか、町が管理をしております防災井戸としましては、阿見小学校を除いた町の指定避難所であります町内各小中学校に設置をしており、災害時には生活用水として利活用をしていただくことになっております。

さきの能登半島地震ではプッシュ型支援としまして、この飲料水をはじめ多くの物資が被災地に届けられております。また、全国の自治体が給水車を派遣しまして、給水活動を実施しております。当町職員も石川県輪島市や志賀町におきまして、この給水活動の支援を延べ6日間にわたりまして行ってまいりました。

今後、地震によります断水対策のために飲料水の備蓄、また、水道管の耐震化等を進めてまいりたいと考えております。

また、議員御指摘の災害時協力井戸の具体的な運用方法及び実施の時期の見込みにつきましては、先週の海野議員との一般質問のやり取りの中で、これからその導入について運用方法も含めて検討していく旨、答弁をしておりますので、方法や時期等については、ここでは改めて具体的なところは申し上げられませんので、その点は御了承願いたく存じます。

その中で、近隣市町村の実施の状況としまして一例挙げますと、隣の土浦市の取組の例を御紹介させていただきます。

土浦市では、平成26年から災害時の給水源確保のため、井戸水から生活用水との給水に協力できる家庭または事業所等を災害時協力井戸として募集をしております。こちら登録をされると、市のホームページで住所の公表ですとか防災地図に位置が登録をされまして、災害時に給水の協力をいただくことになっていると、市の担当課の担当者からお話を聞いてございます。

こういった事例を参考にしまして、当町におきましても、あくまでも事業所や個人の方所有の井戸水を、飲料用ではなくて生活用水としての利活用を前提として、登録制の災害時協力井戸の導入につきまして、その運用方法や時期を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

これ、ちなみに、つくばみらい市でも井戸があつて、こういうものを御協力していただいている井戸には貼っているということで、我が町ではちょっとまた違うのかなと思うんですけど

ども、みんな工夫されているということでもあります。

それで、今回輪島市や珠洲市などの8市町村では、災害時に使える井戸を把握しておらなかったということでもあります。羽咋市は水が枯渇しそうな状況に追い込まれまして、井戸水の開放を呼びかけたそうです。約30か所を市のホームページで公開できたというものであります。

2018年から2019年に全国1,741市区町村のうち418市町村、また、関東地方190自治体のうち95自治体で井戸水を公表また導入されているということでもあります。そのようなことで、ぜひ阿見町も平時から用意をよろしくお願い申し上げたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。自主防災組織に女性の参画はあるのかどうか。また、女性の視点から見て、妊産婦への配慮や離乳食の備蓄は阿見町は進んでいるのかどうか。今の現状をお聞かせください。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えいたします。

女性の参画につきましては人数等について調査はしておりませんが、自主防災組織への防災訓練への支援、また出前講座等の機会を捉えまして女性参画の呼びかけを行っている状況です。

また、自主防災組織の備蓄品保有状況につきましては、こちらはアンケートを取っており、妊産婦も含めた女性向け備蓄品の保有状況の確認を進めております。なお、町の備蓄品としましては、粉ミルク、液体ミルク、合わせて約550食分の用意がございます。

また、町内の大型店舗、企業及びドラッグストア等との災害時の応援協定を結んでおりまして、妊産婦、乳幼児用の備蓄品につきましても災害協定を活用しまして、必要な備蓄品をそろえたいと思っております。

今後も自主防災組織への備蓄品等の助言を進めていくとともに、町でも必要な備蓄品を検討し有事に備えたいと思っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。進めていただきたいと思います。本当に防災危機管理課、また、大変に素早い対応にいつも感謝申し上げる次第です。

最近におきましては、閉じ込め対策といたしましても、公共施設の全エレベーター内に防災備蓄品が入った防災チェアを設置していただいたり、弱者に優しい対策を図っていただくなど、細やかな危機意識を持った素早い対応に引き続き今後も期待するものであります。よろしくお願い申し上げます。

また、災害が起こったときは、全町民で、皆さんでいろんなことを助けたいと思うものでございますけれども、小中学生も救助活動の担い手になると思うわけでございます。救急救命講

習について小中学生向けに講習や、また、AED利用体験等を今実施しているのかどうか、ぜひお聞きいたします。コロナ禍があったので厳しいかと思えますけれども、答弁をお願いします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えいたします。

小学校では、授業の中で救急救命やAEDについて学習をしております。中学校と一部の小学校では、授業の一環の中で、阿見消防署の協力の下、AEDの利用体験をしております。また、教職員は夏休み期間等に救急救命講習を実施している状況にあります。

今後も学校教育で災害時に活かせるよう、救命活動等の学習を進めてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。

一部ということがちょっと引っかかりましたけれども、AEDは昨年本当に素早い対応ということで、男女共同参画の観点からも女性用の三角巾も保管していただいたり、男女差の差別を解消されていると思うわけでございますけれども、平時から災害に対する危機意識を高めることの一つとして、理想といたしましては全小中学校、小中学生にAEDの救命講習を受けるということが望ましいと考えるわけでございますが、引き続き一人でも多くの児童生徒に講習を受けていただけるというような方向で推進していただければというふうに思っております。要望させていただきます。ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。また、罹災証明書を今回は取り上げさせていただいたわけでございますけれども、この罹災証明書を早期に発行するために、町ではどのような工夫をされているのか、どのようなシステムを導入されているのか、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えいたします。

茨城県の指導によりまして罹災証明書を早期に発行できるように、当町におきましても令和元年度から被災者生活再建支援システムが導入されました。これによりまして同じシステム上での住家の被害認定調査や罹災証明書の発行、また、被災者台帳の管理などができるようになってございます。

また、令和元年に発生し日本列島に大きな傷痕を残しました台風19号のときには、このシステムを利用して、被害があった県内市町村でもスムーズな罹災証明書が交付できたと伺っております。

なお、このシステムは、既に全国の約280の自治体が利用しており、今回の地震の被災地でもございます石川県能登町でも使用していたことから、5日間にわたり現地で被害認定調査を

従事しました当町の職員も、スムーズにこの業務に進めることができたというふうに報告を伺っております。

今後、当町におきましても、災害時にこのシステムを今以上にスムーズに利活用できるよう、職員に対して習熟を図ってまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変ありがとうございます。ぜひ職員に対しまして習得を図っていただければと思う次第でございます。大変でもよろしく願いいたします。

また、災害ケースマネジメントは、町で具体的にどうやって取り組むおつもりなのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（平岡博君） 白石幸也君。

○町民生活部長（白石幸也君） お答えいたします。

議員御指摘の災害ケースマネジメントを具体的に実施していくためには、町の主担当部署の決定、関係機関、民間企業との関係構築、また、地域防災計画の位置づけといった立ち上げに必要な準備を進めていく必要があり、立ち上げ後には、定期的な会議の実施や、被災者の属性や発生フェーズごとに必要な支援の在り方等を議論しまして、実災害で実施をしていく必要がございます。

今後は先進市町村や内閣府のガイドライン等を参考にしてまいりまして、関係機関と協議を行い、必要な体制づくりを検討してまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 詳しい御説明ありがとうございました。

また、都道府県におきましても研修も行われているようでございますので、それらも活用していただきながら、平時からの準備を進めていただき、また発災後には被災者支援をより迅速に実施できるように、また誰一人取り残さない支援を目指した体制の構築にさらに努めていきますことを求めまして、次の質問に入らせていただきます。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは引き続きまして、高齢者支援につきまして御質問させていただきます。

まず、1点目でございます。

地域から孤立しがちな一人暮らしや身寄りのない高齢者を地域において見守り、サポートしていく一人暮らし高齢者見守りサポーター制度の導入につきましてお伺いいたします。この活

動内容というものでございますけれども、ふだんの暮らしや、また仕事の場におきまして、従来から知っている一人暮らし高齢者等への目配りを行い、また、見守りが必要と思われる場合や高齢者の変化に気づいた場合に、地域包括支援センターに連絡、相談するというものでございます。支援が必要な高齢者を的確に把握することにより、必要に応じたサービスを迅速に提供していくことを可能とするものでございます。

一人暮らしの高齢者が増えていく中、高齢者の身近な町民の方の協力が今後不可欠となります。そこで、導入への御見解をお伺いいたします。

2点目、緊急連絡先や葬儀などの生前契約先、お墓の所在地、終活ノート、遺言書の保管場所などを自治体に生前登録しておく終活情報登録伝達事業という神奈川県横須賀市では導入しているものでございますけれども、私たちの終活登録といたしまして大切な終活情報を登録いただき、いざというときあなたに代わって市で問合せにお答えする制度であります。この終活支援事業を、ぜひ当町におきましても導入に向けて検討していただきたいと思う次第でございます。それにつきましてお伺いいたします。

また、3点目といたしまして、防災の意識啓発についてであります。これにつきまして、災害時に役立つ情報や自身の持病等をあらかじめ記入しておく災害時あんしんカード、いつでも外出するときに携帯しておくカードでございますけれども、財布等に入れ持ち歩くようにできるものでありますけれども、高齢者にぜひ配付してはいかがでしょうか。今後の考え方についてお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 高齢者支援についての質問にお答えいたします。

1点目の、一人暮らし高齢者見守りサポーター制度の導入についての考えはについてであります。

当町では、一人暮らし高齢者や世帯全員が75歳以上の高齢者世帯等に対し、緊急通報装置を貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が取れる体制を整備しております。今年4月からはこの緊急通報システムに人感センサー機能を追加し、24時間365日体制で在宅時の見守り強化を図ることとしました。また、高齢者への福祉サービスとしまして、一人暮らし高齢者の安否確認や孤独感の解消を目的とした、電話で日常の話し相手となるふれあい電話、調理・配送・訪問ボランティアにより自宅にお弁当をお届けする給食サービスを行っております。

議員御指摘の一人暮らし高齢者見守りサポーター制度につきましては、現時点で導入は考えておりませんが、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者等、様々な状態にある高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域の方々の見守りと支えが必要であります。地域において気がかりな高齢者を見つけた際に、迅速に連絡、相談していただき、必要な

支援につなげられるよう、高齢者に関する総合的な相談窓口となる地域包括支援センターについて、町民へ広報周知を図ってまいります。

2点目の、終活情報登録伝達事業の導入についての考えはについてであります。

横須賀市で実施されている終活情報登録伝達事業は、本人が終活関連情報をあらかじめ登録しておき、病気や事故で意思表示できなくなったり、お亡くなりになった場合に、本人に代わり、市が登録情報を医療機関、消防、警察、福祉事務所や本人が指定した方に開示して、本人の意思の実現を支援する事業であります。

当町では、医療機関、消防、警察等から緊急時に問合せがあった場合には、民生委員児童委員に作成していただいている一人暮らし高齢者福祉票や、高齢者の福祉サービス利用時に把握した緊急連絡先等の情報を照らし合わせながら対応しております。

また、当町の終活支援につきましては、将来もしものことがあったときに備え、家族や友人など大切な人たちに伝えておきたいことや自身の希望を書き留められる阿見町未来ノートを令和4年2月に作成いたしました。現在、増刷の準備を進めているところですが、町ホームページ上でも電子書籍版を公開しております。そのほか、相続や遺言について学ぶ終活講座を開催しております。

議員御指摘の終活情報登録伝達事業の導入は、現時点で考えておりませんが、今後も阿見町未来ノートの活用や終活講座の開催により、町民の終活に対する意識の醸成を図り、万一のときの備えを支援してまいります。

3点目の災害時あんしんカードの配布についてであります。

災害時あんしんカードとは、災害に遭ったときや緊急時に救助や支援を受けるために必要な情報を記入しておくカードであり、高齢者や障害のある方など、特に支援が必要な方に日頃から携帯していただくことで、災害時にきめ細かい支援を受けることができます。また、持病やアレルギー、服用薬やかかりつけ医などを記入しておくことで、救急隊員やボランティアなどが必要な情報をすぐに確認でき、災害時だけではなく日常の健康管理や緊急時の対応にも役立つため、高齢者に対して配布することは有効な取組だと考えられます。今後、他市町村の先進事例を参考に調査研究をしてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

当町では、見守りが必要な高齢者をしっかり把握できておられますでしょうか。ぜひ御答弁をお願いいたします。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

当町の単身高齢者世帯でございますが、総務省統計局が出しております統計で見る阿見町のすがた2023というところのデータになります。令和2年度というちょっと古い時点なんですけれども、令和2年時点で1,994世帯ございます。

見守りが必要な高齢者を全て把握することは難しいというふうなことでございますけれども、民生委員に作成していただいている一人暮らし高齢者福祉票がございまして、現時点で621件提供いただいております。また、在宅での一人暮らし高齢者を対象としたサービスを通して、見守りが必要な高齢者の把握に努めております。

今年の1月末時点でのサービスの利用者数になりますけれども、緊急通報システム162人が利用されておまして、給食サービス、こちら170人、それからふれあい電話事業、こちら49人というような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変詳しくありがとうございました。しっかりやっておられるなと思います。

では、御答弁にありました人感センサーの新たな取組ですけれども、詳細について分かりにくいのでお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

新たに取り入れる人感センサーということでございます。令和6年度から現行の緊急通報システム事業を高齢者見守りサポート事業に移行する予定でございます。高齢者見守りサポート事業では、緊急通報装置のほか人感センサーの設置を追加して、在宅時の見守りの強化を図ってまいりたいと考えております。

人感センサーでございますけれども、利用者の生活状況を基に、玄関と居室の2か所にセンサーを設置する予定でおります。在宅中の高齢者の動きを一定時間感知しなかった場合に、緊急通報装置を介して委託事業者が設置する支援センターへ自動通報するという仕組みになっております。

なお、利用者が外出する際、センサーで外出判定を行いますので、一々御本人が支援センターへ外出するというような連絡をすることは不要となっております。全て人感センサーで見ていくというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にうれしい報告かなとは思いますが、そうすると、緊急通報システムは今162の方が利用されているということでもありますので、その方たちに今回つけられるということで、大変安心できるものであることが大変よく分かりました。また、期待したいと思っております。

そして、次なんですけれども、阿見町未来ノートでございますけれども、阿見町ではどのくらい作成して、どこで配布されているのでしょうか。あまり皆さんから反応がそんなに響いてこないんですけど、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

阿見町未来ノートは、先ほど町長の答弁でもありましたとおり、令和4年の2月に2,000部を作成しております。そして、高齢福祉課窓口、地域包括支援センター、それから町の公共施設、それから町内金融機関、こちらのほうに設置して配布しております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変に分かりました。

そうしましたら、あと、いろんなところを調べさせていただいたんですけれども、エンディングノート、また未来ノートと同じようなものなんですけど、新たな取組といたしまして、県内の自治体でももっと分かりやすい、終活べんり帳というそういったものを取り入れている市町村があります。当町でもそのような取組をぜひお願いしたいと思うわけでございますけれども、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

終活べんり帳につきましては、高齢期に行うべき様々なこと、物の整理であるとか、それから介護のこと、それから相続、不動産、葬儀やお墓、こういったことに関するよくある疑問や、それから考え方について掲載されたものでございます。

そして、官民協働によって企業が作成した冊子でありまして、近隣ではつくば市で配布しているということでございます。そして、終活に関心がある方に手に取っていただけるように窓口を設置しているということを聞いております。

当町におきましても、終活べんり帳の設置に向けて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 私も見させていただいて、これですね。すごいお勉強にもなるし、今すぐにも終活にばっちり入れるなという方で、多くの方に本当に早くに学んでいただきたいなと思いますので、この辺もぜひ広報等も含めて力を入れていっていただければと思います。よその市町村では非常に好評で増刷されているということもお伺いしております。当町での周知もぜひよろしくお願い申し上げます。

また、高齢者が安心して住み続けられる取組を今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、今度はこれも非常に聞きたい再質問なんですけど、町が火葬を担当した最近の件数、また対応、またこれからの課題、今後についてどのように考えておられるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

町では身元不明の方、それから、身元不明ではないけれども死亡した方に親族がいなかったり、関わりを拒否されて葬儀を行う方がいない場合などに、行旅病人及行旅死亡人取扱法という法律、それから、墓地、埋葬等に関する法律に基づきまして、親族に代わって火葬埋葬を行っております。

町が火葬埋葬を行った件数につきましては、令和3年度が12件、それから令和4年度が17件、それから今年度は12月末現在で11件という状況でございます。

こちらの課題としましては、親族調査等の事務負担が重いこと、それから遺骨の引取りを拒否されるなどの非協力的な相続人への対応が困難だということ等がありますが、今後は先ほど答弁にもありました阿見町未来ノートを活用するなど終活の支援を推進することで、問題の解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 非常にどんどん増える傾向ということで、とても残念な数字かなとは思いますが、本当に手厚い、亡くなった後も尊厳が守られる仕組みは必要だと強く思っております。課題解決に向けて考えていただき、新たな取組ができますよう、大変でもどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でこの質問は終了させていただきます。

引き続き次の質問に移らせていただきたいと思います。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは、3項目めの最後の質問になりますけれども、ちょっと

聞き慣れない横文字でありますけれども、少子化対策の基盤となるプレコンセプションケアについてでございます。

まずこれは今年の新聞で阿見町の人口の推移予測でありますけれども、2020年よりも2050年、あと25年、30年近く弱ですけれども、10.2%阿見町も減少するという予測が出ております。その中で、まず1点目でございますけれども、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うプレコンセプションケアの導入についての阿見町の考え方についてお伺いいたします。

2点目に、プレコンセプションケアの一環といたしまして、プレコン・チェックシートやプレコンノートを町ホームページ等に掲載して周知していかれてはどうか、この辺をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君） 少子化対策の基盤となるプレコンセプションケアについての質問にお答えいたします。

1点目のプレコンセプションケアの導入についてであります。

プレコンセクションケアとは、将来の妊娠や身体の変化に備え、正しい知識や生活習慣を身につける、妊娠前からの健康づくりと認識しております。

当町では、女性の健康管理の一環として、子宮頸がん検診や子宮頸がんワクチン接種などの保健事業を実施し、受診・接種向上のための周知活動にも積極的に取り組んでおります。引き続き対象者への勧奨を実施していくとともに、女性だけでなく将来パートナーとなる男性も含めて、プレコンセプションケアの意味や必要性について啓発してまいります。

2点目の、プレコン・チェックシートやプレコンノートを町ホームページ等に掲載して周知してはどうかについてであります。

プレコン・チェックシートは、現在の自分の健康状態について手軽に確認できる1枚のチェックシートになっております。女性は20項目、男性は10項目の内容となっており、若い世代の男女が未来の自分や家族のために、今の生活習慣を見直し、健康について考えるための一つのツールであります。

今後、町ホームページでプレコンセプションケアについて周知することで、プレコン・チェックシートの活用を広げてまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） それでは、再質問に移らせていただきます。

ありがとうございました。しっかりと進めていただきたいと思います。

プレコンセプションケアの啓発についてでございますけれども、ホームページのほかにもどのようにまた行う予定なのか、様々なところで啓発をお願いしたいと思うところでございますけれども、お伺いいたします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

こちらのほうの周知啓発なんですけれども、今後、町民課に婚姻届を提出された方や、それから成人式を迎えた方々、会場でリーフレットとかそういったものをお配りしますので、その際にリーフレットやプレコン・チェックシートこういったものを配布するなどしまして、普及啓発のほうを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平岡博君） 難波千香子君。

○14番（難波千香子君） 大変にありがとうございます。様々なところでということで、大変にありがたく思います。

今後、若い世代が将来に向けて健康で幸せな生活が送れるよう、様々な取組をお願いいたしまして、質問は終わらせていただきたいと思います。

それでは最後に、御挨拶というか、私は議員となりまして20年です。2004年から平成16年、ちょうど美浦村との合併で霞南市と名前まで決まっておりましたが、それも白紙となり、今単独で市になろうとしております。千葉町長の子供ど真ん中で、子育てに対する思いはピカーであると思っております。ますますの阿見町にける思いは強いものと思っております。活力あるすばらしい阿見にさせていただけるものと御期待申し上げます。

また執行部の皆様、また控室におられる職員の皆様に感謝申し上げます。

大変ふつつかな者でありましたけれども、ここまで育てていただいて感謝申し上げる次第でございます。

最後の一般質問をここで終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（平岡博君） これで14番難波千香子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時20分とします。

午前10時55分休憩

午前11時20分再開

○議長（平岡博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、5番高野好央君が退席いたしました。

したがいまして、ただいまの出席議員は15名です。

次に、13番川畑秀慈君の一般質問を行います。

13番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔13番川畑秀慈君登壇〕

○13番（川畑秀慈君） 皆さん、こんにちは。今定例会の最後、そして、また私の4期16年の議員の最後の質問を行わせていただきます。

それでは、通告に従い質問いたします。

このたびの生活困窮者対策の質問は、2012年、2013年に2回にわたり質問をしてまいりました。2012年7月に滋賀県大津市唐崎にある全国市町村国際文化研修所——J I AMにおいて、市町村議員向けの研修プログラムがありました。その中で、滋賀県野洲市の生活困窮者に対する取組について学ぶ機会があり、参加をいたしました。この研修を受ける前には、東京で開催された勉強会で、当時の日本における貧困問題から来るとされる、自殺、孤独死、子供の虐待、貧困の問題等、日本の社会における深刻な課題が数多くあることを学んでまいりました。

ちなみにこの2012年、子供の貧困率は、日本の歴史上過去最多の16%を超えており、6人に1人の子供が貧困層であったことが数字的には表されております。

さて、2000年半ばで日本の相対的貧困率は14.9%ありました。そこで、現在の日本の貧困について、ちょっとAIに聞いてみました。今、AIという便利なものがありまして、聞くと関係機関の資料からいろいろと引っ張ってくれて、一瞬でデータが上がってくるんですね。その中で、厚生労働省の国民生活基礎調査によると、貧困線は直近の2021年に127万円、相対的貧困率は15.4%で、30年前より1.9ポイント高くなっております。

そして、OECD——経済協力開発機構によりますと、アメリカは21年に15.1%、イギリスは20年に11.2%だったようです。日本はアメリカ、イギリスと比べても、国内の経済格差が大きい状況といえます。日本で子供の相対的貧困率のピーク、2012年には16.3%、およそ6人に1人の割合、21年度は11.5%まで下がってきました。子供がいる世帯で大人が一人だけの場合は44.5%と、大人が二人以上いる場合の8.6%を大きく上回っております。特に母子家庭のお子さんの貧困率は非常に高いということが数字上分かってきております。

G7の中では日本は何番目かといいますと、最下位の7番目でございます。同じく2021年のOECDのデータによりますと、日本の相対的貧困率は15.7%、調査した38か国の中で10番目に高い数値、下から数えたほうが早いと、非常に貧困率の高いのが日本の現状であります。また、厚生労働省の2019年国民生活基礎調査では、2018年における17歳以下の子供の相対的貧困率は13.5%であることが分かりました。

さて、前回質問した後に、生活困窮者自立支援法が第185回の国会で可決、成立をいたしました。この法律は2013年12月13日に公布され、2015年4月1日に施行されています。法律が施

行われて既に10年を経過し、阿見町が単独で市制を引くことが目前となり、県からの様々な権限が移譲されてまいります。その中で、生活困窮者に対する相談対策の県との連携ではなく、市単独で対応できる部分が大きくなると思われまます。

また、この3、4年は感染症の問題もあり、社会全体が大きく変化をしてまいりました。当然、生活困窮に関する相談件数も増加しております。様々な税の徴収に関しても、また、社会福祉協議会や社会福祉課をはじめとする職員の皆さんの業務量も増えていることと思われまます。

このような状況を踏まえ、阿見町における生活困窮者の実態、また、今まで取り組んできたこと、そして、これから生活困窮者自立支援法を阿見町においてどのように進めていくか、質問を通して議論を深めていきたいと思ひます。

それでは質問をいたします。

1点目、生活困窮者の定義は何か。

2点目、生活保護受給者の被保護世帯数と被保護人数と保護率の推移はどうなっているか。

3点目、生活保護を受けていないが、生活保護受給基準以下の所得の世帯数と人数は。

4点目、国民健康保険における被保険者資格証明書の交付世帯及び人数は。

5点目、新型コロナウイルス感染症感染拡大前と後の生活困窮に関する相談者の推移はどうなっているか。

6点目、生活困窮者自立支援金の受給者の推移は。

7点目、前回の一般質問以降に町で取り組んだことは何か。

8点目、生活困窮者自立支援法が施行されてから町ではどのような取組を行ったのか。

9点目、今後市制を迎えることになるが、市制施行が行われてからどのように生活困窮者自立支援を行うべきであると考えているのか。

以上9点についてお伺ひいたします。

○議長（平岡博君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君、登壇願ひます。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 川畑議員の生活困窮者対策についての質問にお答えいたします。

1点目の生活困窮者の定義は何かについてであります。

生活困窮者の定義は生活困窮者自立支援法第3条において、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と定められております。

2点目の、生活保護受給者の被保護世帯数と被保護人数と保護率の推移はについてであります。

阿見町における生活保護の認定及び管理は福祉事務所である県南県民センターで行っており、

現在町が把握できる直近の状況としては、令和5年11月末の時点で世帯数は422世帯、受給者数は489人、保護率は人口1,000人当たりの生活保護受給者が9.8人となっております。

保護率の推移については、過去3年間の状況では、令和3年3月末で10.8人、令和4年3月末で9.9人、令和5年3月末で9.4人となっております。

3点目の、生活保護を受けていないが生活保護受給基準以下の所得の世帯数と人数はについてであります。

生活保護受給基準以下の所得の世帯数及び人数を把握するには、世帯の生活扶助基準額を計算する必要があり、世帯員数及び世帯員の年齢構成で基準額が異なることから、生活保護受給基準以下の所得の世帯数と人数を把握することは困難な状況であります。

4点目の、国民健康保険における被保険者資格証明書の交付世帯及び人数はについてであります。

国民健康保険被保険者が特別な事情の届出もなく、一定期間以上の滞納がある場合には、保険証を返還していただき、資格証明書を交付しております。令和6年1月31日時点での交付世帯数及び人数は59世帯、67人となっております。

5点目の、新型コロナウイルス感染症感染拡大前と後の生活困窮に関する相談者の推移はについてであります。

新型コロナウイルス感染症感染拡大前の平成30年度には、年間144件の生活困窮者相談に対し、新型コロナウイルス発生年度の令和元年度には年間134件、コロナウイルス感染拡大後の令和2年度136件、令和3年度229件、令和4年度153件の相談がありました。令和5年度においては、令和6年1月末の時点で250件の生活困窮者相談に対応しており、前年度末と比較し62.3%の増加となっております。

6点目の、生活困窮者自立支援金の受給者の推移はについてであります。

生活困窮者自立支援金事業につきましては、県南県民センターで実施しており、申請期間の令和3年7月から令和4年12月末日までの実績は、令和3年度で43件、令和4年度で20件、合計63件の支給決定を行っております。

7点目の、前回の一般質問以降に町で取り組んだことは何かについてであります。

生活困窮者が抱える諸問題解決への支援として、関係部署が連携し、状況に応じた専門部署へつなぎ、複数の部署が情報等を共有し問題解決への対応を行っております。

8点目の、生活困窮者自立支援法が施行されてから町ではどのような取組をしたのかについてであります。

生活困窮者自立支援法に基づく事業については、基本的に福祉事務所または福祉事務所設置自治体が事業として取り組んでおります。当町では福祉事務所である県南県民センターとの連

携事業として、食糧支援事業、一時生活支援事業、子供の学習支援事業、生活困窮者への就労支援事業など、それぞれの事業に対し協力を行っております。

また、町の事業として生活困窮者からの直接相談のほか、町民、民生委員、区長、病院等からの相談や情報提供により、生活困窮者への支援策の検討を行い、関係機関等との支援調整を行っております。

9点目の、今後市制を迎えるが、市制施行が行われてからどのように生活困窮者自立支援を行うべきであると考えているのかについてであります。

市制施行に伴い福祉事務所が設置されることにより、市として独自に生活困窮者自立支援事業に取り組むこととなります。生活困窮者自立支援法に定める事業として、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金事業、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業、生活困窮者一時生活支援事業の5事業を市が単独で実施することとなります。そのためには、生活困窮者が抱える課題等の解決に向け、庁内関係部署及び庁外の関係機関との情報連携及び協力体制の構築が必要と考えられます。

これから市制施行までの期間において、現在の福祉事務所である県南県民センターと事業の実施に向け協議を重ね、スムーズに移行できるよう調整を図ってまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、再質問に入らせていただきます。

先ほどの町長の答弁で、令和5年11月末の時点の生活保護受給者の保護率の人数の答弁がありました。「1,000人当たりの生活保護受給者が9.8人となっている」このように言われましたが、傍聴に来られている方、また議員の皆さん、これが多いのか少ないのか、なかなか判断に困ると思います。

全国と比較したとき阿見町の生活保護受給者の割合が多いのか少ないか、担当部長のほうでは、どのようにこれは認識をしておりますでしょうか。

○議長（平岡博君） 保健福祉部長山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

厚生労働省の被保護者調査によりますと、全国の令和5年11月時点の生活保護受給者数ですが、202万2,405人で保護率1.6%というふうになっております。これを1,000人当たりの生活保護受給者に換算しますと、16.3人ということになります。

同時点での阿見町の生活保護受給者は489人で、1,000人当たりの生活保護受給者が9.8人であるということのため、全国的な保護率と比較した場合、阿見町は少ない状況だというふうに認識しております。

また、同時点での茨城県の生活保護受給者数ですが、2万9,251人で1,000人当たりの生活保護受給者数としましては10.4人ということになります。県内での阿見町の生活保護状況というのは、上から数えますと18番目ということになってございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） そうしますと、上から18番目ということは、真ん中よりも少し高いと捉えていいんですか、低いと捉えていいんですか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

真ん中よりも少し高いというような状況でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今、日本では202万人という答弁がありました。日本では生活保護を受ける資格を持つ人が1,000万人いるそうでございます。報道では過去最多と言われておりますけども、日本の生活保護の捕捉率、先進国の中で最低レベルです。厚生労働省では、生活保護の利用資格がある人たちのうち実際に何人が利用しているかの割合を捕捉率という数字で表しています。それによりますと22.9%、大体4人から5人に1人、他の研究結果でもおよそ2割程度でかなり低い状況です。

これを諸外国と比べたときにどうなのかというのをちょっと紹介しますね。これは現時点じゃない2010年の時点で、ちょっとまた今とは若干の推移はあると思いますが、日本の場合はこのとき利用されている人が1.6%、1,000人いると16人というそういう感じですね。

捕捉率が15.3%から18%、2割いってないんです。ドイツは人口が8,177万人、生活保護利用者数が約800万人です。このとき日本は200万人弱だったんですね。ドイツは800万人。利用率は9.7%、そして、捕捉率は64.6%、受けるべき人の約65%が受けているというのはドイツ。フランスは6,500万人で生活保護の利用者数は372万人、利用率は5.7%、捕捉率、要するに生活保護受給資格があって受けている人の割合は91.6%です。イギリス6,200万人、生活保護の利用者数が約574万5,000人ですね。利用率が9.27%、捕捉率は、これはちょっと連邦国家なんで地域によって違いますが約50%から90%。スウェーデンは940万人で、受けている人が42万人、利用率は4.5%、捕捉率が82%、8割を超えている。こういう状況の中で、日本の場合は非常に生活保護を受けられる、受けるべき人であるけども、受けてない人が多い。多いがゆえに生活困窮者の対策相談窓口が非常に大切になってくるということがここでご言えると思います。

それを踏まえた上で、それでは、3歳の幼児と8歳の小学校2年生の児童のいる母子家庭の阿見町における受給できる生活保護費は幾らになるのか。計算してあればちょっと教えてください。

さい。

○議長（平岡博君） 社会福祉課長湯原将克君。

○社会福祉課長（湯原将克君） お答えさせていただきます。

まず最初に、生活保護費を計算する際には各基準額というものが定められております。それを基に計算を行っていくと。まず地域の基準が定められており、阿見町は3級地-2における地域基準額が適用されております。その中には、年齢基準額、逓減率、人員基準額を計算し、生活保護費のほうが決定的な流れになります。まず、年齢基準額については、年齢の区分が11区分に分かれており、世帯の年齢を年齢区分に合わせて積算を行います。

仮に母子家庭ということだったので、母親の年齢が20歳から40歳の年齢であれば、年齢基準額は3万8,950円となる。そして、8歳の子供3万8,560円、3歳の子供3万7,000円となり、合計で11万4,510円となります。それに逓減率、3人の家族であれば0.75を掛けさせていただいて、それに人員基準額として3人世帯4万4,730円を合わせた、合計13万612円となります。また、母子世帯ということで母子世帯加算というのがあります。こちら2万200円が加わり、合計で15万812円が保護費の基準額というような計算になろうかと思えます。

ただ、そのほかに加算として、住宅扶助、介護扶助、医療扶助、教育扶助、出産扶助、そして葬祭扶助、こういった扶助費がありますので、世帯の状況に合わせてどれが該当できるのかで保護費のほうが変わってきます。

また、その世帯において収入があった場合、仮に1万円の収入があれば、先ほどの15万812円から1万円を引いた14万812円が生活保護となります。2万円であれば、2万円を引いた13万812円というものが生活保護として支払えるというような流れになっております。

以上となります。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ありがとうございます。インターネットでも、中に数字を入れると自動的に計算をしてくれて、概略の金額が出てくるそういうサイトもありますので、若干金額は変わってはきますけども、そんなに大きな変更はない中で数字は出てまいります。

じゃあもう一つ、これ合計の金額、概略だけでいいです。細かい説明なしで、70歳の一人暮らしの方の場合だとトータルで幾らになりますか。

○議長（平岡博君） 湯原将克君。

○社会福祉課長（湯原将克君） お答えさせていただきます。

70歳の一人世帯ですと、生活扶助を基準といたしまして6万6,350円というような基準になろうかと思えます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それに住宅費がプラスされるという形で、大体10万円ぐらいを目安に見ていると思うんですけども、それで先ほど質問しました、健康保険証の資格証明書の一定期間以上の滞納とありますけども、一定期間とはどの長さを、どこからどこの長さを指しているかお願いします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

毎年11月に新規の資格証明書というのを発行する関係がありまして、一定期間というのは、前年度の10月から当該年度の9月までの1年間納付がない世帯が対象になってまいります。資格証明書を発行するまでの間には、納税勧奨通知とかそういったものも数回にわたって送ったり、その後、様々な通知を送りまして資格証に至っていくというような状況でございます。

ただし、資格証の世帯におきまして、18歳未満の子供、こちらのお子さんに対しては、条例によりまして6か月の短期保険証を発行するというような措置を取っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは次に、資格証明書の交付状況が令和6年1月31日時点で59世帯、67人となっています。この方々への相談はどのように行ってきたのか、お話しいただければと思います。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

そういった方々には年に2回、7月と12月に催告書を送付していることと、それから、財産調査及び先ほどちょっと触れさせていただきましたけども、納税相談の勧奨の催告を送付しております。それから、そういった資格証明書になってしまった方に対しては、随時納税相談などを実施しておりまして、完納となった場合には保険証を交付させていただくと。

それから、いろんな納税相談の中で、分納計画が立って一部納付というようなことができた場合には、資格証明書の解除届を提出していただいて、短期保険証ではありますけども、そちらを交付しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） それでは、次の5点目の、生活困窮に関する相談者の推移について先ほど尋ねました。

令和5年度は前年比に対して62.3%の増加となっている。これは前回の一般質問やったときと比べまして、ちょうど倍の相談者にこの令和5年度はなっているようで、先ほど増加となっ

たという答弁ありましたけども、この相談事業は何人でどのような対応してどのような相談が増加しているのかをお願いします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

生活困窮者相談につきましては社会福祉課のほうを担当しておりまして、主担当として2名で対応しております。

それから、どのような相談が増加しているかということでございますけれども、体調不良や高齢により働くことが困難となり収入がない、それから、収入が少額のため生活が困窮している、それから、年金額が少額のため生活が困窮しているなどの相談が毎年ございます。増加しているところとしましては、体調不良による就労困難と収入減少の相談というようなことになっております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 今、相談の例が幾つか挙げられましたけども、相談の具体例を挙げて、どのような業務連携を行っているのか、それをお聞きます。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

1つ具体例ということで、母子家庭の生活困窮相談対応ということで、事例とその連携の状況を御説明したいと思います。

こちらの家庭はもともと子ども家庭課のほうで子供の療育状況の環境調査という形で関わっておりましたが、その生活状況を調べていく中で、よく見ると困窮しているということが分かり、こちらを社会福祉課へ相談をつないでおります。

子ども家庭課の職員と社会福祉課の職員同席で聞き取り調査を行って、会話の中で、ちょっと母親に障害の疑いが見られたため、社会福祉課の障害福祉係とも連携しまして、子供関係の手当もそうですが、障害の手当の案内を実施しております。いろいろ進めていく中で、手当を受給したとしても生活が成り立たない状況であると判断しまして、生活保護の申請をすることにいたしております。

生活保護の保護費の支給まで日数があったため、食糧支援と貸付制度の利用のために、社会福祉協議会と連携をしております。それから、生活保護の審査のために県南県民センターが関係しますので、県南県民センターと連携しておりましたが、しばらくして本人の言動が少しおかしくなったようなことがあったり、近所からも通報があったというようなことで緊急対応をしております。

子ども家庭課と社会福祉課職員で訪問し、母親の病気の悪化を踏まえて、母子のみの生活は危険と判断しまして、社会福祉課、子ども家庭課、それから県南県民センターの緊急会議を実施しております。会議の結果、施設入所でないともうまいらうということで施設入所を決定し、その夜に、子ども家庭課職員それから社会福祉課職員が施設への転居を支援してそちらへ連れていったというようなことでございます。その後、その御家庭は生活保護も決定しまして、担当のケースワーカーも訪問するようになってきているというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 様々な事例があると思いますので、その事例ごとにちょっと違ってくるかとは思いますが。

さて、生活困窮者に対するメインの相談窓口というのは、具体的にどこでやっていますか。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

生活困窮者に対する相談窓口は社会福祉課が主となっております。そして、先ほどの連携の通り、相談内容を聞きまして、他部署、他機関にかかる場合には社会福祉課がパイプ役を行っているというような状況でございます。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 様々な相談が来る中でシステム化も当然必要じゃないかと思うんですけども、具体的な相談のフローチャートとか、また、そのプログラム等は組んでいるかどうか、お尋ねします。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

生活困窮の相談があった際のフローチャートとしましては、まず、最初に手当や年金、それから保険などの収入の見込みがないか、これを確認します。それから、収入がない場合に、どの分野での困窮なのかというのを確認しております。次に、収入がないのが一時的なのか、長期的なのかを確認。状況次第で社会福祉協議会の食糧支援や、貸付制度、それから、県南県民センター困窮者支援の就労相談、住居確保給付金、それから、家計改善相談、消費生活センターの借金相談、こういったものにつなげてまいります。それから、支援策を実施して生活の改善が見込めないという場合には、県南県民センターと連携して生活保護の実施ということになってまいります。

プログラムということですが、プログラムにつきましては、直接町では作成は行っておりません。現在は県南県民センターにおいて困窮者相談による自立支援プログラムを作成し

まして、生活困窮者住宅確保給付金事業、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業、生活困窮者一時生活支援事業といった対象事業の利用等の計画を作成して、その計画に基づき支援を行っております。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

例えば借金の相談なんかで、多重債務に陥った人なんかの相談は受けたことはありますか。

○議長（平岡博君） 湯原将克君。

○社会福祉課長（湯原将克君） お答えいたします。

困窮者相談で来る方、全ての方ではないんですけども、多重債務のある方というのは結構多いというような状況でございます。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） 生活困窮者自立支援制度の概要という資料が皆さんお手元にも行っていると思います。これ見ていただきますと、その中のプログラムで、国のほうが大体3分の2から4分の3持って、いろんなプログラムを組めるようになっていきます。こういうこともしっかりと確認していただきながら、生活困窮者自立支援法ができた推移というのが、実は先ほど初めに話をしました滋賀県の野洲市の事例があってからなんです。そこの生水さんという女性の職員の方、でも役所に入った当時は非正規雇用の形で入って、そこで相談支援を受けているうちに大変だということで、本人がいろいろと連携をしてプログラムをつくって、それで厚生労働省が動いて法整備まで向かったという、このいきさつの中の生活困窮者自立支援法なんです。これ、もし野洲市の事例がなければ、ここまでの支援制度の具体的なものというのがなかなかつくれなかったと思うんです。

先ほども言いましたけども、捕捉率が何しろ日本は低い。生活保護を受けている方の4倍から5倍の方が生活保護基準以下で、資格のある人たちが声を上げないで、じっとそのまま黙っている、その中で声を上げて相談に来た人はほんのごく一部であると考えられます。ですから、そういう部分からしても、しっかりとこれは相談業務システムをつくっていただきたい。

野洲市の事例、前の議事録もちょっと入れてありますけども、相談を多く受けていく中で、実は当時、多重債務者もいたんですね。弁護士から金融機関から地域の連携も全部つくりまして、ワンストップで全部相談窓口で相談をするようにして、借金の総額が1億5,000万円、今よくテレビでやっている弁護士の過払い金の話がありますね、あれで戻ってきたのが言った当時で四千数百万円で、もっと増えますというので、多分5,000万円ぐらい戻ってきているはず

です。その戻ってきたお金で、多重債務、生活困窮で大変だった人たちの弁護士の費用から、税金の滞納分を全部払って、本人の手元にもしっかりお金が残って、今、野洲市はハローワークの端末の機械も入れて、ワンストップで就労支援もその場で全部やっています。

ですから、そういうワンストップサービスで全部やることによって、仕事もきちんと見つけ、そして、また多重債務であって、そういう苦しんでいる方なんかも、全部法的なものも、テレビのコマーシャルの弁護士に相談するのではなくて、市の相談窓口に行って全部そこで解決をして、それで生活の次のステップをきちんと踏めるようにした人が、女性の正規職員ではない方がつくったプログラム、それが走り出して、ここに出ている包括的な相談支援であるとか、居住確保支援、就労支援、緊急的な支援、家計再建支援、子ども支援、その他の支援ということで、全部ここではプログラムを組まれております。

野洲市は15年20年ぐらいこれをこつこつとやってきているんで、今はすごいプログラムをつくって毎年バージョンアップしているようですけども、資料の中の2に入っているのはそのほんの一部分です。かなり分厚かったんで、ピックアップして何枚か入れておきました。

ぜひ、こういうものも確認して見ていただいて、阿見町が今1,000人中9.8人とはいっても、捕捉率が2割だとすると、やっぱり400人500人の人が生活保護受けていることを考えると、その4、5倍の方は本当に困って、声を上げないで相談するところがない。知っている議員さんがいれば議員さんに相談するかもしれないけども、それもなければ本当に閉じ籠もって悩んで困っていると思うんですね。ですから、そういうことを踏まえた上で、最後にお伺いしたいと思います。

生活困窮者の対応に関する質問は12年前に行い、今回で3回目になります。当時と比べても今年度の相談者数は2倍になっております。自治体における生活困窮者、自立支援事業の相談業務が非常に重要になってまいります。市制を迎え行政組織を整備する中で、この相談事業の位置づけ、これをどのようにしていくのか、最後にお尋ねしたいと思います。

○議長（平岡博君） 山崎洋明君。

○保健福祉部長（山崎洋明君） お答えいたします。

生活困窮者相談支援事業の位置づけにつきましては、市制への移行に伴って福祉事務所が設置され、それによって福祉事務所が行う生活困窮者自立支援事業として位置づけられることになろうかと思っております。そうしますと、今後市政の中で、市の職員が困窮者相談業務に直接対応して行っていくということになってまいります。

以上です。

○議長（平岡博君） 川畑秀慈君。

○13番（川畑秀慈君） ぜひ、プログラムをつくっていただいて、阿見町らしい、いい相談

窓口ができることを期待しております。

それで最後に、実は議員になって初めに学んだのが財政分析から始まりまして、その後、憲法学のほう、ちょっと勉強したんですね。憲法といっても文字に書かれた成文憲法で、書いてあるからそれが実際に実現できるかというところではなくて、これは、みんながそれが当たり前だよという、そういう皆さんが納得して理解をして初めて慣習として生活の中に取り入れられて生きてくるものなんですね。皆さんよく御存じだと思うんですけども、最後なんでちょっと復習をしたいと思います。

日本国憲法第11条、国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。基本的人権の享有を妨げること、これできません。永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられている。

そして第12条、この憲法が国民の保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。これは、ふだんから権利を勝ち取る努力をしないと、権利放棄になって実現することはできない。こういうことなので、ですから市民、住民の皆さんは、自分たちはどんな権利があるんだって、やっぱり深く知ることが大事だし、議員も職員の皆さんも当然それを保障していかなきゃいけないんですけども。

第13条では、すべて国民は、個人として尊重される。個人なんです。生活保護を受給するときに、世帯で見たり家族で見たり兄弟でみたりいろんな肉親関係やっていますけども、あれはある意味で憲法違反だと思います。個人として権利を認めてあげる。

今、なぜこだけ困窮者が増えてきたかというところ、エマニュエル・トッドの世界の多様性という家族構成の分析をしたやつで、要するに核家族化が進んでいるんです。核家族化が一つの大きな要因になっている。これは教育の分野でも当然そうですし、こういう社会保障の部分でもこぼれていく人が多いというのは、これは核家族が問題。それを、世帯とかファミリーで捉えようとするところに大きな矛盾が今出てきております。

そして、個人として尊重され、生命、自由、幸福追求に対する国民の権利、これは最大の尊重を必要とする、このように第13条で書かれています。この第13条が憲法を中心の骨子でありまして、じゃあ誰がこれを擁護して実現するんだって言いますと、各市町村なんですよ。住んでいる、生きている場所。

そして、第99条にこのように出ております。天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふと出ているんですね。ですから、ここにいる千葉町長も、町の、私たち阿見町議会の議員も職員の皆さんも、全ての公務員はこの憲法を尊重し擁護する義務を持っている。ということは、町民の人が一人ひとりが幸福を追求するその権利を保障し、そして、また手助けをする役割があるのが公務員という立場、仕事であるということを確認をいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

した。

○議長（平岡博君） これで13番川畑秀慈君の質問を終わります。

休会の件

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、休会の件を議題とします。

委員会審査及び議案調査の都合により、2月27日から3月7日までを休会にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

散会の宣告

○議長（平岡博君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 0時07分散会

第 4 号

[3 月 8 日]

令和6年第1回阿見町議会定例会会議録（第4号）

令和6年3月8日（第4日）

○出席議員

1番	平岡	博君
3番	栗田	敏昌君
4番	石引	大介君
5番	高野	好央君
6番	樋口	達哉君
7番	栗原	宜行君
8番	飯野	良治君
9番	野口	雅弘君
11番	海野	隆君
12番	久保谷	充君
13番	川畑	秀慈君
14番	難波	千香子君
15番	紙井	和美君
16番	柴原	成一君
17番	久保谷	実君
18番	吉田	憲市君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千葉	繁君
教育長	立原	秀一君
町長公室長	佐藤	哲朗君
総務部長	青山	広美君
町民生活部長	白石	幸也君
保健福祉部長	山崎	洋明君

産業建設部長	井上	稔	君
教育委員会教育部長	飯村	弘一	君
政策企画課長	糸賀	昌士	君
総務課長	石田	栄司	君
財政課長	坂入	紀章	君
管財課長	荒井	孝之	君
生活環境課長	小笠原	浩二	君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	浅野	奉子	君
子ども家庭課長	遠藤	朋子	君
都市計画課長	鶴田	広秋	君
都市整備課長	糸賀	隆之	君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	本橋	大輔	君
上下水道課長	堀越	多美男	君
学校教育課長	山崎	貴之	君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹	久
書記	堀内	淳
書記	加藤	佳子

令和6年第1回阿見町議会定例会

議事日程第4号

令和6年3月8日 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第6号 | 阿見町行政組織条例の一部改正について |
| | 議案第7号 | 阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について |
| | 議案第8号 | 阿見町監査委員条例の一部改正について |
| | 議案第9号 | 阿見町介護保険条例の一部改正について |
| | 議案第10号 | 阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| | 議案第11号 | 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について |
| | 議案第12号 | 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| | 議案第13号 | 阿見町町営住宅管理条例の一部改正について |
| | 議案第14号 | 阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について |
| | 議案第15号 | 阿見町水道事業給水条例の一部改正について |
| | 議案第16号 | 阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| | 議案第17号 | 阿見町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 日程第2 | 議案第18号 | 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第8号） |
| | 議案第19号 | 令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| | 議案第20号 | 令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号） |
| | 議案第21号 | 令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| | 議案第22号 | 令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号） |
| | 議案第23号 | 令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第5号） |
| 日程第3 | 議案第24号 | 令和6年度阿見町一般会計予算 |
| | 議案第25号 | 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計予算 |
| | 議案第26号 | 令和6年度阿見町介護保険特別会計予算 |
| | 議案第27号 | 令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第28号 | 令和6年度阿見町水道事業会計予算 |

- 議案第 29 号 令和 6 年度阿見町下水道事業会計予算
- 日程第 4 議案第 30 号 都再第 1 - 1 号中央八丁目地内排水路整備工事請負変更契約について
- 日程第 5 議案第 31 号 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）
- 日程第 6 阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙
- 日程第 7 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 8 広聴広報特別委員会の報告について
- 日程第 9 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（平岡博君） おはようございます。

定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第6号	阿見町行政組織条例の一部改正について
議案第7号	阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について
議案第8号	阿見町監査委員条例の一部改正について
議案第9号	阿見町介護保険条例の一部改正について
議案第10号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第11号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第12号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第13号	阿見町町営住宅管理条例の一部改正について
議案第14号	阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
議案第15号	阿見町水道事業給水条例の一部改正について
議案第16号	阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第17号	阿見町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（平岡博君） 初めに、日程第1、議案第6号から議案第17号までの12件を一括議題とします。

本案12件については、去る2月21日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。命により、総務常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和6年2月27日午前10時に開会し、午前10時47分まで慎重審議を行いました。出席委員は4名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ19名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者はありませんでした。

まず、議案第6号、阿見町行政組織条例の一部改正について、質疑を許したところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第6号、阿見町行政組織条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第7号、阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について、質疑を許したところ、委員から、「行政改革推進委員会設置条例の一部改正なんです、会長・副会長を委員長・副委員長に改めるということですが、ほかにもこのような条例はあるのか。」という質疑があり、執行部から、「他の委員会設置条例では委員長・副委員長というような表記が多い状況の中で、この条例につきましては会長・副会長というような文言になっていたために、表記を他の条例との統一を図るために今回併せて委員長・副委員長という形で改正をさせていただいたものだ。」という答弁がありました。

さらに委員から、「第7条で委員会の庶務は行政改革担当課において処理すると明記されているが、行政経営課が処理するというのでよいか。」という質疑があり、執行部からは、「4月からは行政経営課が所管する。」という答弁がありました。

その他質疑なし。質疑を終結し、討論に入り討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第7号、阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第8号、阿見町監査委員条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第8号、阿見町監査委員条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

終わります。

○議長（平岡博君） 次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） 皆様、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和6年2月27日午後2時に開会し、午後2時39分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名で、議案説明のため執行部より千葉町長、立原教育長をはじめ20名、議会事務局から3名の出席をいただきました。傍聴者はありませんでした。

まず初めに、議案第9号、阿見町介護保険条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、「介護保険の年額保険料について、減額賦課後の所得段階区分第1号については100円の値下げになっています。しかし、第2号については400円、または第3号については1,100円。減額賦課の対象の方の保険料が逆に上がる理由は何か。」との質疑があり、執行部からは、「低所得者の第1号から第3号の方は非課税世帯になり、保険料の乗率自体は引下げになっております。ただ、減額賦課前の乗率の引下げ幅に比べて減額賦課後の乗率の引下げ幅が少ないこと、それから、今回は介護保険料を月額で250円、年額で3,000円引上げを行う予定であることから、結果といたしまして、所得段階区分の第2号と第3号においては保険料が少し高くなります。また今後、介護給付費は増加をしていくことから、その財源となる介護保険料については今後も引上げが必要になってくると思われまます。」との答弁がありました。

次に、「介護保険料の値上げの部分で、所得段階の9段階から13段階のところでは幾らぐらい値上げになり保険料収入が増えるのか。」との質疑があり、執行部からは、「第9期介護保険事業計画を策定する際に、令和6年度の試算の事例で申し上げますと第9段階から第13段階の方を811名で見込んでいます。それぞれ、第9段階は現在の保険料の差額が5,100円、第10段階がプラス1万8,500円というふうに、値上げの差額分に人数を掛けて保険料の収入の増収部分を足し上げますと、第9段階から第13段階でおおよそ2,000万円弱、保険料収入が増えるという状況です。」との答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第9号、阿見町介護保険条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

次に、議案第10号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第10号、阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 次に、産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和6年2月28日午前10時に開会し、午前10時35分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の5名で、議案説明のため執行部より千葉町長をはじめ9名、議会事務局から3名の出席をいただきました。なお、傍聴者はありませんでした。

まず初めに、議案第11号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、「阿見町荒川本郷地区中心エリアの定義や範囲は何か。」という質疑がございました。執行部からは、「カインズを挟んで南側の区域がIブロックというところになりますが、そこを中心エリアとして定義をしております。」という答弁がありました。

続いて、「プロポーザル選定委員会の委員はどのような方を何名選考するのか。」という質疑がございました。執行部からは、「土地区画整理事業に関し識見を有する方が2名、都市計画の運営事業に関し識見を有する方が2名、それと産業建設部長を予定しています。」との答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第11号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第12号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第12号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第13号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第13号、阿見町町営住宅管理条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第14号、阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第14号、阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第15号、阿見町水道事業給水条例の一部改正について、質疑を許しました

ところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第15号、阿見町水道事業給水条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第16号、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第16号、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第17号、阿見町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第17号、阿見町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第6号から議案第17号までの12件についての委員長報告は原案可決であります。

本案12件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第17号までの12件は原案どおり可決することに決しました。

議案第18号	令和5年度阿見町一般会計補正予算（第8号）
議案第19号	令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第20号	令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）
議案第21号	令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第22号	令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）
議案第23号	令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（平岡博君） 次に、日程第2、議案第18号から議案第23号までの6件を一括議題とし

ます。

本案6件については、去る2月21日の本会議において所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、引き続きまして、議案第18号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第8号）うち総務常任委員会所管事項について、審議の経過と結果について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、「職員給与関係経費、一般職退職手当負担金1,579万2,000円ですが、定年等を予定していた人数より増えたということか。年齢、年代はどのようになっているか。」という質疑があり、執行部からは、「人数は5名、勸奨退職で1名、普通退職で2名、定年等で2名という内訳になっています。」という答弁がありました。

また、委員から、「企画事務費、委託料が366万3,000円減額となっているが、理由は何か。」という質疑があり、執行部からは、「追原地内町有地利活用の調査を行う予算を計上したが、跡地利用の個別基本方針の検討を進めていく中で、調整区域としての土地利用の制限があることなどから、利活用の方向性を見いだすためには、まず条件をきちんと整理をした上で、次のステップとして民間事業者の進出意欲を確認するためのサウンディング調査という方向性になり、跡地利用の個別方針につきましては職員が自前で策定をいたしました。予定していたこの調査につきましては、サウンディング調査等を実施した次のステップとして検討していくということで委託発注を見送ったため、未執行の366万3,000円を減額したものです。令和6年度にサウンディング調査等を行い、次のステップとして調査委託が必要と判断されたときに、また予算を検討します。」という答弁がありました。

また、委員から、「防犯対策事業、電気使用料が842万4,000円マイナス補正ということだが、電気代が高騰している中でマイナス補正の理由は何か。」という質疑があり、執行部からは、「令和4年度が燃料高騰のために電気代が上がったということで、令和5年度の予算は令和4年度に比べ1.7倍多めに予算を計上しました。しかし、その後、国の電気料金施策によって燃料調整費が下がったことで、当初見込んでいた電気代がかからなかったことで、842万4,000円を減額するというものです。」という答弁がありました。

続いて、委員から、工事請負費の防犯灯新設工事176万5,000円の減額の理由について質疑があり、執行部からは、「当初予算では、行政区申請分が66基、吉原区画分45基の設置を見込んでいましたが、行政区申請分が45基の申請にとどまり、また吉原区画分についてはJRAのほ

うで設置してくれたため予算が不要となり減額したものです。」という答弁がありました。

続いて、委員から、負担金、補助及び交付金の街頭防犯カメラ等設置事業補助金180万円減額の理由について質疑があり、執行部からは、「当初9基分を予算計上しましたが、申請がありませんでしたので全て減額するものです。申請のない理由としては、地域予算要望を利用すれば区の負担なしで設置できるため、設置希望がある区はそちらを利用したためと考えております。」という答弁がありました。

また、委員から、「公共公益施設整備基金費1億2,092万7,000円の減額理由は何か。」という質疑があり、執行部からは、「荒川本郷地区の土地売却の代金を基金に積むという予算を計上していましたが、売却のほう当初予定から延期ということで変更になり、合わせて金額を変更したものです。」という答弁がありました。

その他、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし、討論を終結し、採決に入り、議案第18号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第8号）うち総務常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） 続きまして、議案第18号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第8号）うち民生教育常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、総合保健福祉会館維持管理費、需用費250万円の減額理由について質疑があり、執行部からは、「燃料費の高騰などを踏まえ今年度は少し高めに設定をしたところですが、これまでの見込みから試算をして減額することになりました。」との答弁がありました。

次に、総合保健福祉会館維持管理費、消防設備保守点検委託料178万9,000円の減額理由について質疑があり、執行部からは、「消防設備の改修工事、排煙窓の改修について工事部品の入荷が大変遅れています。それによって年度内の竣工が難しいという情勢になっており、消防の点検についてはこの改修後の状態が反映されないということが明らかであったため、今回この点検の事業を見送ることになりました。そのため排煙窓改修工事は繰越しをすることになりました。」との答弁がありました。

次に、学校施設整備事業、工事請負費、校舎建設工事706万7,000円の減額について質疑があり、執行部からは、「朝日中学校の長寿命化工事の今年度分の前払金分の契約差金になります。」との答弁がありました。

次に、吉原交流センター維持管理費、工事請負費、駐車場整備工事715万円の減額について質疑があり、執行部からは、「年度予算の計上をする際に、旧吉原小学校の校庭に駐車場を整備する計画をしていましたが、学校跡地利活用個別方針が示され、旧吉原小学校を解体することになりました。それを踏まえて、駐車場の整備を総合的に勘案し、駐車場計画をなくして予算を減額しました。」との答弁がありました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第18号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第8号）うち民生教育常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第19号、令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第19号、令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第20号、令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第20号、令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第21号、令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、質疑を許しましたところ、質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第21号、令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 次に、産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは続きまして、議案第18号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第8号）うち産業建設常任委員会所管事項について、質疑を許しましたところ、プレミアム付き商品券負担金の減額について、プレミアム付き商品券の販売数についての質疑がありました。執行部からは、「予算計上した1万7,000冊のうち、62.2%の1万576冊を販売して、6,424冊が残りとなりました。」との答弁がございました。

次に、ふるさと納税事業の事業費3,938万5,000円の減額の内容についての質疑がございました。執行部からは、「令和5年10月からの総務省が示した経費率のルール改定により、9月には駆け込み需要で前年比約3.8倍となったものの10月以降は各月平均で前年比約50%減となったことと、人気があった返礼品提供企業から令和6年1月以降の提供辞退の申出があったこと

により収入の見込みが減少したため、役務費、委託料等の減額をしています。」との答弁がございました。

次に、曙地区街区公園の整備について、「今回の補正で工事請負費4,271万6,000円の減額をしているが、当初予算額と比較すると約1,000万円の残額がある。今後の工事に変更が生じ、増額の予定があるのか。」という質疑がございました。執行部からは、「現在まだ工事中で、変更が生じるか不確定な部分もありますので、念のため本体工事費の5%程度、1,000万円ほどは余裕を持たせて減額をしています。芝の養生の関係もあり、令和6年度に若干の工期延長も予定していますので、最終的な金額について精査をしていきたいと思います。」との答弁がありました。

続いて、公園に芝を張る時期についての質疑がございました。執行部からは、「芝の種類は野芝で、植付けの時期は、春であれば3月から6月頃、秋であれば9月から10月頃とされています。工事の仕上げに向けてはいい時期だと思います。」との答弁がありました。

次に、東京医大循環バス負担金の減額の内容と循環バスの現状について質疑がございました。執行部から、「循環バスの運行に関する3者の割合が確定したことによる減額です。現状については、やはり乗降客数が少なく、令和5年12月現在で、阿見町が194名、稲敷市が356名、合計550名となります。」との答弁がございました。

次に、牛久阿見インターチェンジ周辺開発事業の減額内容と現状についての質疑がございました。執行部から、「今回の補正は説明会等に要する飲物代が確定したための減額です。現状につきましては準備会設立に向けて仮同意書の取得をしているところです。」との答弁がございました。

次に、都市排水路整備事業の物件移転補償費の減額について、「工事の支障にならなかったのに支払わなかったのか、それとも当初予定した補償費まで必要がなかったのか。」という質疑がありました。執行部から、「工事の支障となる電柱については、電線そのものを上に移設して工事車両の支障とならないように対応したりして、東京電力へ支払う補償費の抑制ができました。また、工事の支障となる污水管の移設については、地下埋設物のため正確な状況を把握できないことから余裕をもって当初予算を計上しております。そのため、支障にならなかったのに支払わなかったものと、当初予定した補償額までは金がかからなかったものの両方の側面からの減額となりました。」という答弁がございました。

その他質疑がなく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第18号、令和5年度阿見町一般会計補正予算（第8号）うち産業建設常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第22号、令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）について質疑

を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第22号、令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第23号、令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第5号）について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第23号、令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第5号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。
以上です。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第18号から議案第23号までの6件についての委員長報告は原案可決であります。

本案6件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号から議案第23号までの6件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第24号	令和6年度阿見町一般会計予算
議案第25号	令和6年度阿見町国民健康保険特別会計予算
議案第26号	令和6年度阿見町介護保険特別会計予算
議案第27号	令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号	令和6年度阿見町水道事業会計予算
議案第29号	令和6年度阿見町下水道事業会計予算

○議長（平岡博君） 次に、日程第3、議案第24号から議案第29号までの6件を一括議題とします。

本案6件については、去る2月21日の本会議において、予算決算特別委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の

報告を求めます。

予算決算特別委員会委員長高野好央君、登壇願います。

〔予算決算特別委員会委員長高野好央君登壇〕

○予算決算特別委員会委員長（高野好央君） それでは、命によりまして、予算決算特別委員会に付託されました議案につきまして審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、令和6年2月29日、3月1日、3月4日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より千葉町長をはじめ関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、初めに、議案第24号、令和6年度阿見町一般会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第25号、令和6年度阿見町国民健康保険特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第26号、令和6年度阿見町介護保険特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第27号、令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第28号、令和6年度阿見町水道事業会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第29号、令和6年度阿見町下水道事業会計予算については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので、割愛させていただきます。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 賛成討論やっちゃっていいですか。

○議長（平岡博君） ごめんなさい。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） それでは、私は令和6年度阿見町一般会計予算に賛成の立場から討論を行います。

令和6年度阿見町一般会計予算は、昨年度と比較して12.3%増加の211億4,400万円という過去最大規模の予算であります。町債も22億4,000万円余りに達しておりますが、町税収入も87億6,700万円余りを見込み、交付金、国県支出金も増えており、財政的にも健全化を保っていると思います。

予算には、人口5万人に到達し2年後に市制施行が確実視される中で、市制施行準備に関わる予算、総合保健福祉会館の空調設備更新工事など公共施設・インフラの長寿命化への予算、本郷小学校区放課後児童クラブの整備など児童の健全育成、子育て世代への支援事業、妊産婦健診や出産の際のタクシー利用交通費の助成事業、带状疱疹ワクチンの接種費用助成、ふれあいの森のトイレ再建築などの再整備事業、観光協会法人化準備のための補助金、水道普及率を上げるための配水施設拡張事業、公共水域の水質保全を図る公共下水道拡張のための予算、学校施設の長寿命化改修事業予算など、町民生活に密接に関わる予算が計上されております。

国の経済政策による円安の進行など、国民生活は多大な打撃を受けております。新型コロナウイルス感染症の影響もいまだ引きずっております。低所得階層が増加し、生活保護世帯も増えるなど、町民生活は厳しい状況が続いております。本予算を早期に成立させ、確実な予算の執行を行い、無駄を排し、町民生活をしっかりと支援する必要があると私は思います。したがって、私は本予算に賛成をいたします。

最後に、執行部幹部職員の方々にお願いしたいことがあります。事務事業執行におけるミスは、行政の体力を消耗し、町民の信頼を失います。事務ミスの分析を多面的な観点からを行い、事務執行体制の見直しを含めて、この際、事務ミスを撲滅していただきたいと。これは要望でございます。

以上でございます。

○議長（平岡博君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第24号から議案第29号までの6件についての委員長報告は原案可決であります。

本案6件は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第29号までの6件は、原案どおり可決することに決しました。

議案第30号 都再第1-1号中央八丁目地内排水路整備工事請負変更契約について

○議長（平岡博君） 次に、日程第4、議案第30号を議題とします。

本案については、去る2月21日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） 続きまして、議案第30号、都再第1-1号中央八丁目地内排水路整備工事請負変更契約について、質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。採決に入り、議案第30号、都再第1-1号中央八丁目地内排水路整備工事請負変更契約については、全委員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

以上です。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第30号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第31号 財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）

○議長（平岡博君） 次に、日程第5、議案第31号を議題とします。

本案については、去る2月21日の本会議において、所管常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求

めます。

民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） それでは、先ほどに続きまして、議案第31号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）について申し上げます。

質疑を許しましたところ、昨年度より値上がりしている理由について質疑があり、執行部からは、「原材料費の値上がりと、梱包する段ボール、運搬費なども値上がりをしているため、契約金額が上がっています。」との答弁がありました。

次に、諸物価が上がっている中、値下げ交渉はどのようにしたのかとの質疑があり、執行部からは、自治体の契約、値段交渉は、入札とか見積り合わせという行為自体が交渉になっております。入札のルールに従って入札を実施しておりますが、その入札のルールに関しましては、ここでよい悪いということとは言えません。今後、管財課と協議するという以外には申し上げることができませんとの答弁がありました。

次に、「この支給ランドセルが市販品ならば幾らぐらいの金額になるのか。」との質疑があり、執行部からは、「阿見町仕様で作っていますので確実な金額ではありませんが、およそ5万円程度です。」との答弁がありました。

その他質疑なく、質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し採決に入り、議案第31号、財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第31号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案どおり可決することに決しました。

阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙

○議長（平岡博君） 次に、日程第6、阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、阿見町選挙管理委員に、小泉治久君、掛馬忠君、大塚芳夫君、小松澤雅樹君、以上4名の諸君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名の諸君を阿見町選挙管理委員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、小泉治久君、掛馬忠君、大塚芳夫君、小松澤雅樹君、以上4名の諸君が阿見町選挙管理委員に当選されました。

次に、阿見町選挙管理委員補充員については、田上昌美君、米倉和江君、湯原直人君、高橋絵理君、以上4名の諸君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名の諸君を、阿見町選挙管理委員補充員の当選人に定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、田上昌美君、米倉和江君、湯原直人君、高橋絵理君、以上4名の諸君が阿見町選挙管理委員補充員に当選されました。

常任委員会所管事務調査報告

○議長（平岡博君） 次に、日程第7、常任委員会所管事務調査報告を行います。

各常任委員会では閉会中における事務調査を実施しました。ここで、委員長より調査結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○総務常任委員会委員長（海野隆君） それでは、命によりまして、令和4年度・令和5年度の総務常任委員会活動計画に基づく所管事務調査について報告をいたします。

総務常任委員会においては、令和4年度・令和5年度の活動計画について、次のような計画を策定いたしました。

その1、活動テーマ（重点調査事項）として、市制施行に向かって共に生きるまちづくり。

その2、そのほか委員会で取り上げたいとして計画書に掲げた調査事項として、1つ、空き家対策について。1つ、地域おこし協力隊の受入れについて。1つ、消防団の在り方について。1つ、職員の働き方及び職員定数管理について。1つ、女性の政策決定過程への参画について。1つ、二所ノ関部屋との連携及び課題について。1つ、広域避難計画の受支援における課題について。以上の項目を調査事項として掲げました。

その3、活動実績につきましては、11回の委員会開催、14回の所管事務調査を行いました。詳細につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりです。

その4、委員会としての成果ですが、委員会では、活動テーマ（重点調査事項）を市制施行に向かって共に生きるまちづくりとして、それに沿って7つの事項について調査研究する計画を立てました。

令和4年度は、町内の各施設や県内の自治体を中心に先進地行政視察等を積極的に実施しました。活動当時、町内各地においてゲリラ的な不法投棄が増えていたことから、街頭防犯カメラ・不法投棄監視カメラの設置状況や今後の設置予定を確認し、その他、霞クリーンセンター、さくらクリーンセンター、竹来最終処分場、国体跡地、道の駅跡地、旧吉原小・旧実穀小の未利活用部分、男女共同参画センターなどの各施設の現状と今後について説明を受け、現状把握をいたしました。

令和5年度は、民間団体や県内の自治体を中心に、テーマに沿って先進地行政視察等を積極的に実施いたしました。町内各地において空き家が増えていることから、空き家対策で協定を締結している宅建協会、空き家のリニューアル販売で阿見町内のみならず全国に実績のあるカチタスとはウェブ会議も駆使し、空き家対策及び特定空家の取組についての現状や今後の利活用など現状と今後について説明を受け、意見交換をいたしました。

また、日本原電東海第二発電所の広域避難計画の受支援の取組の現状について、東海第二発電所を視察するとともに、避難元であるひたちなか市、茨城県等で説明を受け、現状把握をいたしました。

行政視察には、執行部から所管する室・部長も同行し、視察先における説明及び質疑応答を介して、今後の阿見町での課題について理解を深めました。

以上、総務常任委員会所管事務調査報告とさせていただきます。

終わります。

○議長（平岡博君） 次に、民生教育常任委員会委員長紙井和美君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長紙井和美君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（紙井和美君） 民生教育常任委員会所管事務調査報告。それでは、命によりまして、令和4年度・令和5年度の民生教育常任委員会活動計画に基づく所管事務調査について、報告をいたします。

民生教育常任委員会においては、令和4年度・令和5年度の活動計画について、次のような計画を策定いたしました。

その1、活動テーマ（重点調査事項）といたしましては、福祉分野では、子ども・子育て支援事業について。具体的には、子ども・子育て支援事業計画、（仮称）子育て支援総合センター、放課後児童クラブ、障がい児の保育、ヤングケアラー。

教育分野では、学校教育環境について。具体的には、コミュニティ・スクール、GIGAスクール構想の推進、通学路の安全点検、学校施設及び備品、適応指導教室。

その2、そのほか委員会で取り上げたいとして計画書に掲げた調査事項として、高齢者の支援、障がい者の支援（農福連携）、生涯学習（阿見町地域拠点施設の充実）、学校給食の充実、子育てワンストップサービス。以上の項目を調査事項として掲げました。

その3、活動実績につきましては、10回の委員会開催、11回の所管事務調査、2回の現地調査、1回の政策提言を行いました。詳細につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりであります。

その4、委員会としての成果ですが、委員会では、調査事項について視察を重ね、独自調査と執行部への聞き取りを通して問題提起をしていきました。

福祉分野の子ども・子育て支援事業に関して、子ども・子育て支援事業計画、放課後児童クラブ、障がい児の保育、ヤングケアラーについては、調査を完了し、（仮称）子育て総合支援センターについては、令和8年開設に向けて準備中との回答であったことから、建設予定地の現地確認を行ってまいりました。

教育分野の学校教育環境に関して、コミュニティ・スクール、GIGAスクール構想の推進、学校施設及び備品、適応指導教室については、調査を完了いたしまして、通学路の安全点検については、令和3年度に議会で提言しました危険箇所について、中学校区ごとに現状を確認いたしました。今後、対策が予定される箇所もあるため、次年度以降も引き続き注視していくよう申し送りを行ってまいります。

そのほかの事項に関しましては、障がい児の支援（農福連携）、生涯学習（阿見町地域拠点施設の充実）、学校給食の充実については、調査を完了いたしました。特に、生涯学習（阿見

町地域拠点施設の充実)については、温水プールの先進地視察を行いました。

調査が完了したもののうち、障がい児保育、コミュニティ・スクール、GIGAスクール構想の推進、適応指導教室、農福連携については、先進地視察や他市町村と比較をしながら執行部への調査を進めて検証した後、提言書を提出させていただきました。

高齢者の支援、子育てワンストップサービスに関しましては、項目及び所管が多岐にわたるため、調査と検証は一旦先送りすることといたしましたので、次年度以降も引き続き注視していくよう申し送りを行ってまいります。

以上をもちまして、民生教育常任委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（平岡博君） 次に、産業建設常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、命によりまして、令和4年度・令和5年度の産業建設常任委員会活動計画に基づく、所管事務調査について報告いたします。

産業建設常任委員会におきましては、令和4年度・令和5年度の活動計画について、次のような計画を策定いたしました。

その1、活動テーマ（重点調査事項）として、実穀地区における土地利用・まちづくりについて。

その2、そのほか委員会で取り上げたいとして計画書に掲げた調査事項といたしましては、都市計画道路廻戸・若栗線、新規就農者支援事業、特産品振興事業、キャッシュレス決済を通じた地域通貨的な仕組みによる商工業の活性化、あみ観光協会の法人化。以上の項目を調査事項として掲げました。

その3、活動実績につきましては、9回の委員会開催、7回の所管事務調査、3回の現地調査を行いました。詳細につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりでございます。

その4、委員会としての成果ですが、委員会では調査事項について、執行部への聞き取りや先進地行政視察、町内の現地調査を積極的に行いました。

重点調査事項の実穀地区における土地利用・まちづくりにつきましては、牛久阿見インターチェンジ周辺開発事業の速やかなる進展を促すため、町内では、バイパス交差点予定地の視察を行うとともに、一括業務代行方式による土地区画整理事業を実施する先進地の行政視察を行い、併せて定例会の予算審議等で委員から質疑を行うなど、委員会として積極的な取組を行いました。

この事業については、この2年で、地権者説明会や勉強会、意向調査の実施を経て、発起人会が結成されました。現在は土地区画整理組合設立準備会に向けた仮同意書の取得を行って

るところでございます。令和7年度末を目標とした都市計画決定及び事業認可に向けて事業を進めているとのことです。

そのほかの事項に関しましては、都市計画道路廻戸・若栗線については町内の現地調査を行い、新規就農者支援事業、特産品振興事業、キャッシュレス決済を通じた地域通貨的な仕組みによる商工業の活性化、あみ観光協会の法人化につきましては、先進地行政視察を実施いたしました。先進地行政視察には、執行部から所管部署の部課長も同行いたしましたため、委員会の問題意識を共有するとともに、先進地の状況について理解を深めることにつながったものと思います。

産業建設常任委員会の所管事項は、長期的かつ多角的な視野に基づいて進めるべきものが多いものですから、委員会の活動を通じて執行部に対して行った様々な働きかけは、重点調査事項の進展を促すとともに、そのほかの事項についても、執行部における検討を進める上での一助になったものと思います。

以上をもちまして、産業建設常任委員会からの報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（平岡博君） 以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

広聴広報特別委員会の報告について

○議長（平岡博君） 次に、日程第8、広聴広報特別委員会の報告についてを議題とします。

本案につきましては、広聴広報特別委員会に付議されている案件であります。委員長より委員会の調査の経過と結果の報告を求めます。

広聴広報特別委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔広聴広報特別委員会委員長難波千香子君登壇〕

○広聴広報特別委員会委員長（難波千香子君） それでは、命により、広聴広報特別委員会による調査結果について御報告申し上げます。

お手元の広聴広報特別委員会報告書を御参照願います。御報告はこちらの報告書に基づいたものとなりますが、全文ではなく、要約しながら報告させていただきます。

まず、表紙・目次の次、1ページ目を御覧ください。

1点目、特別委員会設置に至る経緯。当特別委員会は、議会改革の一環といたしまして、従来から運営されてきました議会だより編集委員会に広報広聴機能を持たせるために、令和4年第2回臨時会において、議会の議決により設置されました。

2点目、特別委員会の名称及び調査事項。名称は、広聴広報特別委員会。目的は、議会だよ

りの編集及び発行に関する調査研究、議会モニターとの対話の企画、実施及び報告を行い、町民に対し積極的に情報を発信し、また町民の多様な意見を的確に把握して町政に反映させること。委員数は6人、調査期間は令和4年4月6日から令和6年3月31日まで。

3点目としまして、調査内容及び結果。当特別委員会の調査日時といたしまして、令和4年4月13日から令和6年2月6日まで全27回の委員会を開催し、調査を行いました。また、議会モニターとの対話につきましては、令和4年4月13日から令和6年1月11日まで全7回の委嘱状交付式・議会モニター会議を開催いたしました。研修会につきましては、令和4年4月に受講しましたウェブ研修による町村議会広報クリニックのほか、令和4年9月20日に全国町村議会広報研修会に参加いたしました。

続きまして、調査内容と調査結果を御報告いたします。

議会だよりの編集及び発行に関する調査研究。議会だよりにつきましては、令和3年11月発行号からの全面リニューアルを受け、特別委員会の設置後も引き続き改善を行いました。改善に当たっては、研修会の参加で得た知見や、議会モニターをはじめとした町民の意見を参考にいたしまして、表紙と裏表紙で町民や団体を紹介する「町びとインタビュー」の採用など、より読みやすい議会広報紙にするというリニューアルのコンセプトに沿って行いました。

次に2点目、議会モニターとの対話の企画、実施及び報告。議会モニターにつきましては、令和4年度に7名、令和5年度に12名を委嘱し、議会だよりや議会定例会に関する意見をいただき、そちらに対して回答するとともに、意見交換の場といたしまして議会モニター会議を開催いたしました。

令和4年度の意見交換は、初めての試みということもありまして、明確な課題や具体的な活動内容を、議会モニターの皆様にごまかせすることができなかったことから、なかなか深い議論に至らず、議会モニターの方々からも明確な役割を示してほしいという声がありました。

令和5年度の意見交換会では、昨年度の反省を受け、阿見町議会改革アドバイザーの岩崎弘宜氏に参考人といたしまして御出席と御講評をいただき、改善しながら進めさせていただきました。まず、意見交換にワールドカフェ方式を取り入れ、ファシリテーターは栗田副委員長が務めました。また、意見交換に当たっては明確なテーマ設定を行いました。その結果、非常に活発な意見交換が行われ、議会モニターからの意見も多く出るようになりました。

これらの意見については、その総括といたしまして、「議員カフェ」、これは素案ではありますが特別委員会で取りまとめました。これは議員にとっては、自分から出向いて町民の意見を聴く場を、町民にとっては、議員のことを知りながら意見を述べる場を設けるもので、カフェのようにお茶を飲みながら自然体での会話をするという趣旨のものであります。これは素案の段階のものでありますので、実施に当たりましてはさらなる検討と協議を重ねる必要があります。

ますが、当特別委員会における調査の結果といたしまして、議会モニターの皆様にご報告を行わせていただきました。

4点目に主な成果といたしまして、あみ議会だより「あみ〜る」につきましては、第172号から第179号までの8冊を発行いたしました。また、第173号が第37回町村議会広報全国コンクールにおきまして、奨励賞（企画・構成部門）を受賞いたしました。

最後に、5点目、総括。あみ議会だより「あみ〜る」の編集に当たっては、不断の改善を心がけ、手に取って読んでもらえる紙面づくり、読み手の気持ちになった紙面づくりを行わせていただきました。議会モニターとの意見交換につきましても、令和4年度の課題を踏まえ、令和5年度に改善を行ったことで、活発な意見交換を実現し、多くの意見をいただくことができました。特別委員会においては、これらの意見を1つの形とすべく速やかに行動し、「議員カフェ」（素案）を作成するに至りました。

近年、選挙における投票率の低下が、全国的にも、また阿見町におきましても問題となっているところでございます。これは政治に対する不参加とも言えますが、この状況改善に当たっては、住民にとって最も身近な政治の1つであります町議会議員に対する興味・関心を増やすことが大切であります。

あみ議会だより「あみ〜る」と「議員カフェ」（素案）は、そのための手だてになり得るものであります。特に「議員カフェ」（素案）は、議会モニターの意見を踏まえて作成したものであり、多くの町民の声が込められた原石のようなものであります。これを磨き上げ、輝きを持った未来へとつなげるため、次の任期の議会には、ぜひ「議員カフェ」（素案）についてのさらなる検討と協議を重ねて、その実現を目指していただきたいと思います。また、検討と協議に当たりましては、議会モニター制度を活用して、町民の声を細やかに反映したものとしていただきたいと思います。

6点目、特別委員会調査報告書の提出でありますけれども、広聴広報特別委員会は、所定の調査を経て、ここに終了することとなりましたので、阿見町議会会議規則第77条の規定によりまして、令和6年3月8日、議長宛て報告書を提出いたします。

なお、本日以降も令和6年3月31日までの間は、あみ議会だより「あみ〜る」の編集を実施し、その成果を議員改選後の議会に引き継いでまいります。

7点目、資料といたしまして、当特別委員会の委員及び「議員カフェ」（素案）は、報告書にあるとおりでございます。

以上、特別委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（平岡博君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

広聴広報特別委員会の報告については、委員会報告書のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認めます。よって、広聴広報特別委員会の報告については、委員会報告書のとおり承認することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（平岡博君） 次に、日程第9、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平岡博君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

閉会の宣言

○議長（平岡博君） これで、本定例会に予定されました日程は全て終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、発言を許します。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 令和6年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、令和5年度補正予算及び令和6年度予算の主要な案件を、議員各位には慎重審議の上、全議案とも議決いただきましたことを心から御礼を申し上げます。

さて、本定例会初日の施政方針でも申し上げましたが、町長として2期目の就任から早いもので間もなく2年が経過しようとしております。私が町長の大役を担ってからの6年間を振り返りますと、当町を取り巻く社会環境はかつてないほどの大きな変化を遂げてまいりました。危機感が共有されてきた少子高齢化による人口減少、人手不足、社会保障費の増大、公共施設の老朽化といった問題に加え、想定することのできなかつた局地的災害の激甚化、急速なデジタル化の進展、新型コロナウイルスの世界的流行、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発する社会不安や歴史的な物価高など、社会全体の不確実性の高まりは町の将来予測を大変に困難なものとしております。

これらの社会的影響が町民生活への圧迫として強く実感されている今、予測不能な変化にも柔軟かつ速やかに対応していくことのできる行政力及び行動力を身につけていくことが、これからの行政運営には何より求められていると感じています。

これまで本町が進めてきたまちづくりにおきましては、人口減少、超高齢化社会が急速に進行する中であっても、将来世代が安心して住み続けられる、未来に責任を持てる魅力あるまちづくりの実現を至上命題として、町政運営に当たってまいりました。東部工業団地、阿見吉原地区などへの企業立地による雇用創出や、荒川本郷地区や吉原地区を中心とした宅地造成による良質な新市街地の形成など、着実な基盤整備の成果とともに、若い世代に対する子育て支援など、一連の定住促進施策を重点的に進めてきたことにより、令和5年10月30日、町の常住人口はついに5万人を突破いたしました。令和7年の国勢調査で人口が5万人を超えていれば、町は単独での市制施行に必要な人口要件を満たすことになり、令和初の市誕生もいよいよ現実味を帯びてまいりました。

このように様々な事業を実現し、本町が飛躍的に発展を遂げることができたのも、ひとえに議員各位の御尽力と御協力のたまものであると存じます。この場をお借りしまして改めて心からの御礼と感謝を申し上げる次第であります。

さて、皆様は今年31日をもって議員の任期が満了となります。今期をもって御勇退される皆様には、長きにわたり阿見町発展のため、町民の福祉向上のために御尽力をいただきました。また、町政運営の様々な場面で御指導、御助力をいただき厚く御礼を申し上げます。今後も一町民として引き続き御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、これからの人生がより充実したものとなりますよう御祈念申し上げます。また、来る3月24日の町議会選挙に御出馬される皆様におかれましては、またこの場所でお会いできますことを心より御期待申し上げます。

結びになりますが、季節の変わり目でもあり、春とはいえ寒暖が定まらぬ時期が続いております。議員各位にはくれぐれもお体に御留意の上、ますます御活躍されますようお祈り申し上げ

げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平岡博君） それでは、ここで議員任期最後となる今定例会の閉会に当たり、議長として一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会は2月21日から17日間にわたり、議員各位には終始熱心に審議を尽くされ、条例の一部改正、令和5年度各会計補正予算、令和6年度各会計予算等が可決成立いたしましたことを議長として心から厚く御礼申し上げます。

さて、この4年間を振り返りますと、世界中に影響を与えた新型コロナウイルス感染症の拡大により、行動制限など私たちの生活は一変し、いろいろな出来事がありました。そのような中、我々議会として、本会議のインターネット中継や全員協議会の公開、タブレット端末導入など、様々な議会改革に取り組んできました。

私は、令和4年4月から2年間、議長職を務めさせていただきました。議長職の任期を全うできたのも、議員並びに執行部の皆様方の御支援、御協力のおかげと心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

来るべく3月31日をもって任期を満了いたしますが、今限りで御勇退される議員の皆様におかれましては、これまでの議員活動により、阿見町発展に大きく貢献されましたことに対し、心より敬意を表し、感謝を申し上げます。これからも健康に留意され、議員経験者として御教示いただきたくお願い申し上げます。引き続き、阿見町のさらなる飛躍、発展を願い、再出馬を予定されております議員各位におかれましては、御健闘を心からお祈り申し上げます。

結びになりますが、議員各位並びに町長はじめ執行部の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念申し上げます。

これもちまして、令和6年第1回阿見町議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。ありがとうございました。

午前11時28分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 平 岡 博

署 名 員 紙 井 和 美

署 名 員 柴 原 成 一

参 考 资 料

令和6年第1回定例会 議案付託表

総務常任委員会	<p>議案第6号</p> <p>議案第7号</p> <p>議案第8号</p> <p>議案第18号</p>	<p>阿見町行政組織条例の一部改正について</p> <p>阿見町行政改革推進委員会設置条例の一部改正について</p> <p>阿見町監査委員条例の一部改正について</p> <p>令和5年度阿見町一般会計補正予算（第8号） 内 総務常任委員会所管事項</p>
民生教育 常任委員会	<p>議案第9号</p> <p>議案第10号</p> <p>議案第18号</p> <p>議案第19号</p> <p>議案第20号</p> <p>議案第21号</p> <p>議案第31号</p>	<p>阿見町介護保険条例の一部改正について</p> <p>阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>令和5年度阿見町一般会計補正予算（第8号） 内 民生教育常任委員会所管事項</p> <p>令和5年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）</p> <p>令和5年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第5号）</p> <p>令和5年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）</p> <p>財産の取得について（阿見町小学校入学祝い品支給ランドセル購入）</p>
産業建設 常任委員会	<p>議案第11号</p> <p>議案第12号</p> <p>議案第13号</p> <p>議案第14号</p> <p>議案第15号</p> <p>議案第16号</p>	<p>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について</p> <p>阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p> <p>阿見町町営住宅管理条例の一部改正について</p> <p>阿見町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について</p> <p>阿見町水道事業給水条例の一部改正について</p> <p>阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について</p>

<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第17号 議案第18号 議案第22号 議案第23号 議案第30号</p>	<p>阿見町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について 令和5年度阿見町一般会計補正予算（第8号） 内 産業建設常任委員会所管事項 令和5年度阿見町水道事業会計補正予算（第5号） 令和5年度阿見町下水道事業会計補正予算（第5号） 都再第1-1号中央八丁目地内排水路整備工事請負変更契約について</p>
<p>予算決算 特別委員会</p>	<p>議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号</p>	<p>令和6年度阿見町一般会計予算 令和6年度阿見町国民健康保険特別会計予算 令和6年度阿見町介護保険特別会計予算 令和6年度阿見町後期高齢者医療特別会計予算 令和6年度阿見町水道事業会計予算 令和6年度阿見町下水道事業会計予算</p>

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和6年1月～令和6年2月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	2月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回臨時会会期日程について ・その他
	2月13日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回定例会会期日程等について ・請願・陳情等について ・議会報告会について ・阿見町選挙管理委員及び補充員の選挙について ・その他
総 務 常 任 委 員 会	1月31日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価に関する提言の検証について ・その他
予 算 決 算 特 別 委 員 会	1月16日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・3月定例会での予算決算特別委員会の運営について ・事務事業評価に関する提言の検証について ・付帯決議の取りまとめ方法について ・その他
	2月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業評価に関する提言の検証について ・その他

予 算 決 算 特 別 委 員 会	2月13日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業評価に関する提言の検証について ・ 付帯決議の取りまとめ方法について ・ その他
広 聴 広 報 特 別 委 員 会	1月10日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会だより第179号の発行について ・ 議会モニター会議について ・ その他
	1月11日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会モニター会議 ・ 議会モニター会議講評 ・ その他
	1月17日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会だより第179号の発行について ・ その他
	2月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広聴広報特別委員会報告書について ・ その他
全 員 協 議 会	1月16日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町の新たな情報発信ツールについて ・ 議会事業評価に関する提言書に対する回答について ・ その他
	2月6日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物価高騰重点化支援地方創成臨時交付金について ・ 阿見町跡地利活用個別方針について ・ 令和6年度阿見町予算内示について ・ 令和5年度阿見町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業（住民税均等割りのみ課税分及び低所得者の子育て世帯こども加算分）につ

全 員 協 議 会	2月6日	全員協議会室	いて ・その他
	2月13日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織機構の改正に伴う部署の新設等及び配置の見直しについて ・ 第7次総合計画前期基本計画について ・ 地域づくり会議の実施状況について ・ 牛久市・阿見町斎場組合規約の変更について ・ 阿見町食品ロス削減推進計画の策定について ・ 阿見町介護保険条例の一部改正について ・ 高齢者等ごみ出し支援事業の実施について ・ (仮称)子育て支援総合センター整備基本計画について ・ 「阿見町国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画」の策定について ・ 都市計画マスタープランの一部見直しについて ・ 中央八丁目地内排水路整備工事の設計変更について ・ 阿見町水道事業の設置等に関する条例及び阿見町水道事業給水条例の一部改正について ・ 新入生入学祝い品(ランドセル)支給事業について ・ 本郷小学校校舎増築について ・ 水泳授業実施事業について

全 員 協 議 会	2月13日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・町民体育館大規模改修工事に伴う今後の貸出しスケジュールについて ・中央公民館大規模改修工事に伴う今後の貸館スケジュールについて ・その他
-----------	-------	--------	---

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	2月8日	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年第1回組合議会定例会提出予定案件について ・基金運用に関する方針について ・大太平洋機工株式会社の不適切行為に対する当組合の対応について 		<p>吉田憲市 久保谷充</p>
	2月19日	<p>第1回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・龍ヶ崎地方衛生組合公平委員会委員の選任について ・龍ヶ崎地方衛生組合監査委員条例の一部を改正する条例について ・龍の郷・クリーンセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について ・令和5年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計補正予算（第2号） ・令和6年度龍ヶ崎地方衛生組合一般会計予算 	<p>飯塚良一 原案可決 原案可決 原案可決 原案可決</p>	<p>吉田憲市 久保谷充</p>
牛久市・阿見町 斎場組合	2月6日	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度第1回組合議会定例会の議案説明について ・斎場利用状況報告について 		<p>野口雅弘 高野好央 栗田敏昌</p>

牛久市・阿見町 斎場組合	2月6日	<p>定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計補正予算（第2号） ・令和6年度牛久市・阿見町斎場組合一般会計予算 ・牛久市・阿見町斎場組合監査委員の選任について 		野口雅弘 高野好央 栗田敏昌
茨城県後期高齢者医療広域連合	2月2日	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合長提出予定議案の概略説明について ・茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について ・第3期データヘルス計画の策定について ・令和6年第1回広域連合議会定例会開会までの日程について 		平岡 博
	2月19日	<p>第1回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県後期高齢者医療広域連合外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について ・茨城県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について ・茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ 	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p>	平岡 博

茨城県後期高齢者医療広域連合	2月19日	<p>いて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について ・ 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 ・ 令和6年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 ・ 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号) ・ 令和5年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) ・ 訴えの提起について ・ 訴えの提起について ・ 訴えの提起について ・ 茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の同意を得ることについて ・ 包括外部監査契約の締結について ・ 専決処分の報告及び承認を求めることについて(訴訟上の和解) ・ 専決処分の報告及び承認を求めることについて(訴訟上の和解) 	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>磯崎和廣</p> <p>原案可決</p> <p>原案承認</p> <p>原案承認</p>	平岡 博
----------------	-------	--	---	------

茨城県後期高齢者医療広域連合	2月19日	<ul style="list-style-type: none"> 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解） 	原案承認	平岡 博
稲敷地方広域市町村圏事務組合	1月26日	<p>全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会運営（副議長選挙）について 監査委員（議会選出）について 定例会提出議案及び新年度予算案の概要について 議員派遣について 		<p>難波千香子</p> <p>海野 隆</p> <p>栗原宜行</p>
	2月8日	<p>定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> 副議長選挙について 稲敷地方広域市町村圏事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について 稲敷地方広域市町村圏事務組合消防手数料条例の一部を改正する条例について 令和5年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第5号） 令和5年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計補正予算（第2号） 令和6年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計予算 	<p>池辺己実夫</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案可決</p>	<p>難波千香子</p> <p>海野 隆</p> <p>栗原宜行</p>

<p>稲敷地方広域市 町村圏事務組合</p>	<p>2月8日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度稲敷地方広域市町村圏事務組合水防事業特別会計 ・ 専決処分の承認を求めることについて ・ 専決処分の承認を求めることについて ・ 専決処分の承認を求めることについて ・ 稲敷地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任について 	<p>原案可決</p> <p>原案承認</p> <p>原案承認</p> <p>原案承認</p> <p>高山 久</p>	<p>難波千香子 海野 隆 栗原宜行</p>
----------------------------	-------------	---	---	--------------------------------

令和6年3月8日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会総務常任委員会
委員長 海野 隆

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和6年2月27日（火）午前10時00分～午前10時47分
2. 審査委員 海野 隆
難波千香子
高野 好央
石引 大介
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第6号
議案第7号
議案第8号
議案第18号 内 総務常任委員会所管事項
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和6年3月8日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会民生教育常任委員会
委員長 紙井 和美

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和6年2月27日（火）午後2時00分～午後2時39分
2. 審査委員 紙井 和美
久保谷 実
柴原 成一
川畑 秀慈
平岡 博
栗原 宜行
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第9号
議案第10号
議案第18号 内 民生教育常任委員会所管事項
議案第19号
議案第20号
議案第21号
議案第31号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和6年3月8日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会産業建設常任委員会
委員長 吉田 憲市

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日 令和6年2月28日（水）午前10時00分～午前10時35分
2. 審査委員 吉田 憲市
栗田 敏昌
久保谷 充
野口 雅弘
樋口 達哉
3. 審査結果 ・原案通り可決したもの
議案第11号
議案第12号
議案第13号
議案第14号
議案第15号
議案第16号
議案第17号
議案第18号 内 産業建設常任委員会所管事項
議案第22号
議案第23号
議案第30号
4. 審査経過 別紙会議記録の通り

令和6年3月8日

阿見町議会議長 平岡 博 様

阿見町議会予算決算特別委員会
委員長 高野 好央

予 算 決 算 特 別 委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された議案について審査の結果、下記の通り答申すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1. 審査期日

令和6年2月29日(木) 午前10時00分～午後 2時10分
令和6年3月 1日(金) 午前10時00分～午後 1時28分
令和6年3月 4日(月) 午前10時00分～午前11時12分

2. 審査委員

16名
栗 田 敏 昌
石 引 大 介
高 野 好 央
樋 口 達 哉
栗 原 宜 行
飯 野 良 治
野 口 雅 弘
海 野 隆
平 岡 博
川 畑 秀 慈
久保谷 充
難 波 千香子
紙 井 和 美
柴 原 成 一
久保谷 実
吉 田 憲 市

3. 審査結果

・原案通り可決したもの
議案第24号
議案第25号

議案第26号
議案第27号
議案第28号
議案第29号

4. 審査経過 別紙会議記録の通り

阿見町議会議長 平岡 博 殿

広聴広報特別委員会報告書

令和6年3月8日

広聴広報特別委員会

委員長	難波	千香子
副委員長	栗田	敏昌
委員	紙井	和美
〃	川畑	秀慈
〃	樋口	達哉
〃	高野	好央

【目次】

I	特別委員会設置にいたる経緯	1
II	特別委員会の名称及び調査事項	1
III	調査内容及び結果	2
IV	主な成果	7
V	総括	7
VI	特別委員会調査報告書の提出	8
VII	資料	8

I 特別委員会設置にいたる経緯

阿見町議会は、令和2年第3回阿見町議会定例会において、阿見町議会改革等調査研究特別委員会を設置し、各種の議会改革を進めてきた。その一環として、従来から運営されてきた議会だより編集委員会に広報広聴機能を持たせることが提案され、令和3年8月29日開催の第15回議会改革等調査研究特別委員会及び同年11月21日開催の第18回議会改革等調査研究特別委員会における協議の結果、令和4年2月4日開催の全員協議会において、令和4年度以降の阿見町議会における組織体制の一部として「広聴広報特別委員会」を設置することが報告された。その後、令和4年第2回阿見町議会臨時会において、地方自治法第109条及び阿見町議会委員会条例第4条の規定に基づき、「広聴広報特別委員会の設置について」が議決され、広聴広報特別委員会を設置した。

II 特別委員会の名称及び調査事項

1. 名 称：広聴広報特別委員会

2. 設置根拠：地方自治法第109条及び阿見町議会委員会条例第4条

3. 目 的：議会だよりの編集及び発行に関する調査研究、議会モニターとの対話の企画、実施及び報告を行い、町民に対し積極的に情報を発信し、また、町民の多様な意見を的確に把握して町政に反映させるため、地方自治法第109条第4項の規定により、阿見町議会広聴広報特別委員会を設置するものとする。

4. 委 員 数：6人

5. 調査期間：令和4年4月6日から令和6年3月31日まで。閉会中も調査研究を行うことができる。

Ⅲ 調査内容及び結果

1. 調査日時（委員会）

回数	調査日	調査内容
第1回	令和4年4月13日(水)	・阿見町議会改革アドバイザー委嘱状交付式 ・阿見町議会モニター委嘱状交付式 ・議会だより第172号の発行について
第2回	令和4年5月18日(水)	・副委員長の互選について
第3回	令和4年7月5日(火)	・議会だより第173号の発行について
第4回	令和4年7月13日(水)	・議会だより第173号の発行について ・議会モニター会議
第5回	令和4年10月6日(木)	・議会だより第174号の発行について
第6回	令和4年10月14日(金)	・議会だより第174号の発行について
第7回	令和5年1月10日(火)	・議会だより第175号の発行について
第8回	令和5年1月18日(水)	・議会だより第175号の発行について ・議会モニター会議
第9回	令和5年3月2日(木)	・令和5年度議会モニターについて ・議会モニター制度の運営について
第10回	令和5年3月16日(木)	・議会モニター制度の運営について ・議会モニター委嘱状交付式及び議会モニター会議について
第11回	令和5年4月3日(月)	・議会だより第176号の発行について ・議会モニター委嘱状交付式について
第12回	令和5年4月12日(水)	・議会だより第176号の発行について ・阿見町議会改革アドバイザー委嘱状交付式 ・阿見町議会モニター委嘱状交付式
第13回	令和5年5月14日(日)	・議会モニター会議の日程について ・議会モニター会議のテーマについて ・議会モニター会議のファシリテータについて
第14回	令和5年7月4日(火)	・議会だより第177号の発行について ・議会モニターからのご意見について ・議会モニター会議リハーサル
第15回	令和5年7月8日(土)	・議会モニター会議 ・議会モニター会議講評
第16回	令和5年7月11日(火)	・議会だより第177号の発行について ・次回の議会モニター会議について

回数	調査日	調査内容
第17回	令和5年8月8日(火)	・議会モニター会議について
第18回	令和5年8月29日(火)	・議会モニターからのご意見について
第19回	令和5年10月10日(火)	・議会だより第178号の発行について ・議会モニターからのご意見について ・議会モニター会議の進行について ・議会モニター会議リハーサル
第20回	令和5年10月14日(土)	・議会モニター会議 ・議会モニター会議講評
第21回	令和5年10月18日(水)	・議会だより第178号の発行について ・次回の議会モニター会議について
第22回	令和5年11月28日(火)	・議会モニター会議について
第23回	令和5年12月19日(火)	・議会モニター会議について
第24回	令和6年1月10日(水)	・議会だより第179号の発行について ・議会モニター会議について
第25回	令和6年1月11日(木)	・議会モニター会議 ・議会モニター会議講評
第26回	令和6年1月17日(水)	・議会だより第179号の発行について
第27回	令和6年2月6日(火)	・広聴広報特別委員会報告書について

2. 調査日時（議会モニター委嘱状交付式・議会モニター会議）

(1) 令和4年度

回数	調査日	調査内容
	令和4年4月13日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・議員紹介 ・議会改革アドバイザー紹介 ・議会モニター自己紹介 ・阿見町議会モニター制度の目的・活動、議会概要の説明 ・質疑応答・意見交換
第1回	令和4年7月13日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会活動・議員活動についての報告 ・議会だより第172号及び定例会についてのご意見に対する回答 ・質疑応答 ・意見交換
第2回	令和5年1月18日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・感謝状贈呈 ・議会活動・議員活動についての報告 ・議会だより「あみ〜る」及び定例会に関するご意見に対する回答 ・質疑応答 ・意見交換

(2) 令和5年度

回数	調査日	調査内容
	令和5年4月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・議員紹介 ・議会改革アドバイザー紹介 ・議会モニター自己紹介 ・阿見町議会概要、阿見町議会モニター制度の目的・活動の説明 ・質疑応答 ・意見交換「議会・議員の役割とモニターの役割について理解を深める」
第1回	令和4年7月8日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第176号及び定例会についてのご意見に対する回答 ・質疑応答 ・意見交換第1部「阿見町政治倫理条例の改正について」 ・意見交換第2部「議会に興味を持ってもらうにはどうすればいいか」

回数	調査日	調査内容
第2回	令和5年10月14日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第177号及び定例会についてのご意見に対する回答 ・質疑応答 ・意見交換第1部「7月の議会モニター会議でいただいたご意見について」 ・意見交換第2部「身近な形で政治に関わるための方法は」
第3回	令和6年1月11日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の議会モニター会議における意見交換の総括 ・意見交換「議会モニターをやってみてどうだったか」

3. 調査日時（研修会）

調査日	調査内容
令和4年2月1日(火)～ 4月30日(土)	WEB研修 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度町村議会広報クリニック
令和4年9月20日(火)	全国町村議長会広報研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・議会広報の編集・企画 ・これからの議会広報を考える ・優良議会広報クリニック

4. 調査内容及び結果

(1) 議会だよりの編集及び発行に関する調査研究

令和3年11月発行号から全面リニューアルし、「写真の多用」「全ページのフルカラー化」「本会議以外の委員会活動や議会活動の紹介」「ページ数の減でコスト削減」「議会だよりの愛称『あみ〜る』の決定」などを行っていたが、特別委員会の設置後も、引き続き改善を行った。

改善に当たっては、町村議会広報クリニック及び全国町村議長会広報研修会に参加し、議会だよりの編集に係る多くの知見を得るとともに、議会モニターを始めとした町民の意見を参考にした。具体的な改善内容は、次のとおり；

- ・表紙及び裏表紙を用いて町民や団体を紹介する「町びとインタビュー」の採用
 - ・議案の概要を掲載
 - ・賛否が分かれた議案がなかった場合にはその旨を掲載
 - ・事業や工事の場所を知らせるべきものについては、写真ではなく図版を掲載
 - ・議会報告会や議会モニター会議などの意見交換に関する記事には当日の意見を掲載
- その他、より読みやすい議会広報紙にするというリニューアルのコンセプトに沿って、細かな改善を行った。

(2) 議会モニターとの対話の企画、実施及び報告

令和4年2月1日に阿見町議会モニター設置要綱が制定・公布され、令和4年度から運用が開始された。

令和4年度は、応募者7名に対し、全員の7名を議会モニターとして委嘱した。議会モニターからは、議会だより及び議会定例会に関する意見を随時受け付け、意見に対する回答及び意見交換の場として議会モニター会議を2回開催した。

令和4年度の議会モニター会議における意見交換は、対面式により試みたが、初年度であり明確な課題や具体的な活動内容を議会モニターに示すことができず、議員と議会モニターとの間で趣旨を共有できていなかったことで、深い議論に至らなかった。また議会モニターからも、明確な役割の提示を求める声があるなど、課題が残された。

令和5年度は、応募者12名に対し、全員の12名を議会モニターとして委嘱した。議会モニターからは、議会だより及び議会定例会に関する意見を随時受け付け、意見に対する回答及び意見交換の場として議会モニター会議を3回開催した。これら意見交換には、阿見町議会改革アドバイザーの岩崎弘宜氏に参考人としてご出席いただき、講評をいただいた。

令和5年度における意見交換は、前年度の課題を受けてその実施について企画し、栗田副委員長をファシリテータとしてワールドカフェ方式を取り入れるとともに、意見交換に当たっては明確なテーマ設定を行った。その結果、非常に活発な意見交換が行われ、議会モニターからの意見も多く出るようになった。これらの意見については、その総括となるものを特別委員会において取りまとめ、「議員カフェ」（素案）を作成し、議会モニターに対して報告を行った。

「議員カフェ」（素案）は、議員にとっては自らが出向いて町民の意見を聴く場を、町民にとっては議員のことを知るとともに自身の意見を述べる場を設けるもので、カフェのようにお茶を飲みながら自然体で会話をするという趣旨のものである。

これは素案の段階のものであり、実施に当たってはさらなる検討と協議を重ねる必要があるが、当特別委員会における調査の結果として報告するものである。

IV 主な成果

令和4年5月13日	あみ議会だより『あみ～る』第172号発行
令和4年8月5日	あみ議会だより『あみ～る』第173号発行
令和4年11月11日	あみ議会だより『あみ～る』第174号発行
令和5年2月8日	あみ議会だより『あみ～る』第173号が第37回町村議会広報全国コンクールにおいて奨励賞（企画・構成部門）を受賞
令和5年2月10日	あみ議会だより『あみ～る』第175号発行
令和5年5月12日	あみ議会だより『あみ～る』第176号発行
令和5年8月4日	あみ議会だより『あみ～る』第177号発行
令和5年11月10日	あみ議会だより『あみ～る』第178号発行
令和6年2月9日	あみ議会だより『あみ～る』第179号発行

V 総括

令和4年4月6日の広聴広報特別委員会の設置以来、あみ議会だより『あみ～る』8冊の編集・発行を行うとともに、議会モニターとの意見交換を7回にわたって行ってきた。

あみ議会だより『あみ～る』の編集に当たっては、不断の改善を心掛け、「町びとインタビュー」の採用や議会モニターからの改善意見の速やかな反映を通して、「手に取って読んでもらえる紙面づくり」「読み手の気持ちになった紙面づくり」を行った。

議会モニターとの意見交換についても、不断の改善を心掛けてこれに当たった。令和4年度における課題を踏まえ、令和5年度は委員をファシリテータとしたワールドカフェ方式の採用と、意見交換における明確なテーマ設定を行ったことで、活発な意見交換を実現し、多くの意見をいただくことができた。特別委員会においては、これらの意見を一つの形にすべく速やかに行動し、「議員カフェ」（素案）を作成するに至った。

近年、選挙における投票率の低下が全国的に見られ、当町においても、直近の選挙である茨城県議会議員一般選挙の投票率は3割を切るものだった。投票率の低下という形での政治に対する不参加は喫緊の課題であり、その状況改善に当たっては、住民にとって最も身近な政治の一つである町議会議員に対する興味関心を惹起していくことが方策の一つとなろう。

あみ議会だより『あみ～る』と「議員カフェ」（素案）は、そのための手立てになり得ると考える。特に「議員カフェ」（素案）は、町民有志からなる議会モニターの意見を踏まえて作成したものであり、多くの町民の声が込められた原石のようなものである。これを磨き上げ、輝きを持った未来へと繋げるため、当特別委員会を引き継ぐ組織には、ぜひ「議員カフェ」（素案）についてのさらなる検討と協議を重ねて、その実現を目指していただきたい。また、検討と協議に当たっては、議会モニター制度を活用して、町民の声を細やかに反映したものでしていただきたい。

以上をもって、当特別委員会の総括とする。

VI 特別委員会調査報告書の提出

広聴広報特別委員会は、所定の調査を経て、ここに終了することとなったので、阿見町議会会議規則第77条の規定により、令和6年3月8日、議長あて報告書を提出する。

なお、同日の報告書提出後も、設置期間の終期である令和6年3月31日までの間は、これまでの調査を踏まえたあみ議会だより『あみ〜る』の編集を実施し、その成果を議員改選後の議会に引き継ぐものとする。

VII 資料

1. 広聴広報特別委員会委員

職名	氏名	備考
委員長	難波 千香子	
副委員長	永井 義一	令和4年5月2日まで
副委員長	栗田 敏昌	令和4年5月18日から
委員	紙井 和美	
委員	川畑 秀慈	
委員	樋口 達哉	令和4年12月6日から
委員	高野 好央	
委員	落合 剛	令和4年12月2日まで

2. 議員カフェ（素案）

別紙のとおり。

議員カフェ☕ (素案)

▶まず、お茶を一杯☕

- ・お茶を飲みながら話そう。
- ・ポットと急須を持って行ってお茶を入れよう。
- ・リラックスしてもらおう。

▶男女ともスーツ禁止⊘・私服で👕👖

- ・できるだけ格好よく、スタイリッシュに。
- ・ただし相手が落ち着けるような服装で。

▶気軽に話そう😊

- ・議員も自己紹介をしよう。
- ・最初に断りを入れて、ざっくばらんに話そう。
- ・時間は15分間でおしまい。相手にとっても気軽に。

▶街に出よう👣

- ・開催場所は、各公民館、ふれあいセンターなど、地域で。
- ・団体や行政区に呼ばれれば、小中学校や公会堂などでも。

▶お知らせはキャッチーに📢

- ・ポスターは自由な発想で作ろう。
- ・ポスターはホームページに載せよう。
- ・お知らせにはあみメールも使おう。